

観光統計の整備に関する検討懇談会

中間とりまとめ

平成20年4月

国土交通省総合政策局観光経済課

はじめに

わが国は、現在「観光立国」の実現に関する施策についての基本的な方針として「観光立国推進基本計画」を定め、具体的な施策を推進するとともにビジット・ジャパン・キャンペーンの展開など、官民挙げて観光振興の積極的な取り組みを展開している。

また、観光施策を推進するため、政策立案や検証等に必要な基礎データの必要性が大きくなっており、信頼できる統計の整備が緊急の課題となっている。

観光統計の整備は、国が推進することはもちろんであるが、各地方自治体や関係事業者等の協力が不可欠であるため、今回、「観光統計の整備に関する検討懇談会」における提言のもと、地方自治体や関係事業者等の協力を得ながら、観光統計のさらなる整備を進めていく所存である。

なお、本検討に際しては、「観光統計の整備に関する検討懇談会」座長の一橋大学大学院商学研究科長 山内弘隆氏、「宿泊旅行統計分科会」及び「観光入込客統計分科会」座長の東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授 兵藤哲朗氏、「観光消費額統計分科会」座長の東京大学大学院工学系研究科・都市工学科教授 西村幸夫氏をはじめ、各委員（委員名簿別途掲載）から多大なご指導をいただいた。

本報告書の発刊にあたり、ここに厚く感謝の意を表する次第である。

平成 20 年 4 月

国土交通省 総合観光政策審議官

目 次

1 . 「観光統計の整備に関する検討懇談会」における検討	1
2 . 宿泊旅行統計	3
2 - 1 平成19年調査の概要と課題	3
2 - 1 - 1 宿泊旅行統計調査（承認統計）の実施	3
2 - 1 - 2 平成19年調査結果から抽出された課題	5
2 - 2 平成20年調査からの改定事項	6
2 - 2 - 1 調査項目の改定	6
2 - 2 - 2 表章の改定	8
2 - 2 - 3 外れ値の取り扱い	11
2 - 2 - 4 遡及推計の実施	13
2 - 3 今後の検討課題	16
2 - 3 - 1 対象施設の拡充	16
2 - 3 - 2 調査項目の改定	21
2 - 3 - 3 調査票の配布・記入・回収方法について	22
2 - 3 - 4 調査結果の分析・活用	23
3 . 観光入込客統計・観光消費額統計	25
3 - 1 見直しの背景と目的	25
3 - 2 現在実施している都道府県の観光入込客統計・観光消費額統計の実態	27
3 - 3 観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）	37
3 - 3 - 1 調査の対象	37
3 - 3 - 2 観光入込客数調査	39
3 - 3 - 3 観光消費額調査	47
3 - 3 - 4 調査・推計結果等の公表	49
3 - 3 - 5 検討資料	51
3 - 4 今後の課題	56
4 . TSA について	57
4 - 1 整備の現状と今後の課題	57
5 . 外国人旅行者統計	59
5 - 1 整備の現状と今後の課題	59
6 . 今後のスケジュール（案）	60

参考資料

1-1	観光統計の整備に関する検討懇談会 委員名簿	参考 1- 1
1-2	宿泊旅行統計分科会 委員名簿	参考 1- 2
1-3	観光入込客統計分科会 委員名簿	参考 1- 3
1-4	観光消費額統計分科会 委員名簿	参考 1- 4
2-1	第 5 回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録	参考 2- 1
2-2	第 6 回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録	参考 2- 5
2-3	第 4 回 宿泊旅行統計分科会 議事録	参考 2- 9
2-4	第 5 回 宿泊旅行統計分科会 議事録	参考 2-14
2-5	第 1 回 観光入込客統計分科会 議事録	参考 2-19
2-6	第 2 回 観光入込客統計分科会 議事録	参考 2-23
2-7	第 1 回 観光消費額統計分科会 議事録	参考 2-27
2-8	第 2 回 観光消費額統計分科会 議事録	参考 2-32
2-9	第 3 回 観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会 議事録	参考 2-36
3-1	平成 20 年 1～3 月宿泊旅行統計調査 調査票 第 1 号様式	参考 3- 1
3-2	平成 20 年 1～3 月宿泊旅行統計調査 調査票 第 2 号様式	参考 3- 3
4	平成 20 年宿泊旅行統計 表章計画	参考 4- 1
5	「観光入込客統計・観光消費額統計の方針(ガイドライン案)」に対する意見	参考 5- 1

1. 「観光統計の整備に関する検討懇談会」における検討

現在、我が国では、観光立国の実現を目指し官民挙げて観光振興を強力に進めているところであり、その中心である観光産業は21世紀のリーディング産業として、その経済効果や雇用効果の大きさから、今後の日本及び各地域の振興に大きな期待が寄せられている。

しかし、国土交通省が実施している観光統計は、平成15年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」(承認統計)及び平成19年から実施している「宿泊旅行統計調査」(承認統計)のみであり、その他の観光統計は、官民の各主体において様々な目的で調査及び作成されているが、包括的な体系が構築されていない、基準が統一化されていないため地域間比較が不可能、標本数が少なく分析に必要な精度が確保できないなど、様々な問題点が指摘されている。

また、平成19年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においても、平成22年までに観光に関する統計を整備することとされており、政策立案に必要な信頼できる統計の整備が緊急の課題となっている。

今後、我が国が観光立国を実現するためには、各々の主体が有効な統計を効果的に活用し、より実態に則した政策が立案・実行・検証され、より質の高い観光政策の実現と各地域における国際競争力のある観光地づくりが推進される必要がある。

平成17年に設けられた観光統計の整備に関する検討懇談会は、これまで「宿泊旅行統計調査」実施に向けた精度設計等を行ってきたが、このような要請に見合った観光統計を整備するため、懇談会に新たに「観光入込客統計分科会」及び「観光消費額統計分科会」を設け、昨年10月から計8回の懇談会、分科会を開催し、主に下記の諸問題に対処するため議論を行ってきた。

「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討。

日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準の策定。

既存統計との整合性を考慮しつつ、訪日外国人旅行者に関する統計の更なる充実のための検討。

観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことができるよう、国際的に導入が進みつつある「T S A (Tourism Satellite Account)」の本格的な導入に向けた検討。

今回、これら諸課題について一定の合意を得たことから、これを懇談会の「中間とりまとめ」とし、提言を行う。

観光統計の整備に関する検討懇談会

宿泊旅行統計分科会

- ・宿泊旅行統計に関する検討
- ・調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討

観光入込客統計分科会

- ・入込客統計に関する検討
- ・都道府県別入込客数の調査方法の検討
- ・地方公共団体が採用可能な共通基準の策定及び共通基準での調査の実施
- ・訪日外客訪問地調査の見直し

観光消費額統計分科会

- ・消費額統計に関する検討
- ・都道府県別旅行消費額の調査方法の検討
- ・地方公共団体が採用可能な共通基準の策定及び共通基準での調査の実施
- ・TSA導入に向けた検討
- ・訪日外客消費動向調査の見直し

検討懇談会・分科会

観光統計の整備に関する検討懇談会（平成19年10月4日、平成20年4月22日）

宿泊旅行統計分科会（平成19年10月31日、平成20年3月19日）

観光入込客統計分科会（平成19年10月31日、平成20年1月23日）

観光消費額統計分科会（平成19年11月8日、平成20年1月10日）

観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会（平成20年3月31日）

2. 宿泊旅行統計

2-1 平成19年調査の概要と課題

2-1-1 宿泊旅行統計調査（承認統計）の実施

平成19年1月より、わが国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握する「宿泊旅行統計調査」（統計報告調整法に基づく承認統計）を実施した。概要は以下のとおりである。

（1）調査の対象

調査対象は、従業者数10人以上のホテル、旅館及び簡易宿所の全宿泊施設であり、平成19年調査にあたっては、平成16年事業所・企業データベース（総務省）をもとに、都道府県の協力を得て国土交通省が補正を加えた名簿を作成し、これを母集団として調査を行った。

（2）調査の期間、調査の時期

調査の期間は、1～3月、4～6月、7～9月、10～12月の各四半期とし、各四半期末現在で調査した。

（3）調査事項

調査に使用した調査票は、第1号様式（従業者数99人以下の宿泊施設に対する調査票）及び第2号様式（従業者数100人以上の宿泊施設に対する調査票）である。

第1号様式	第2号様式
1 宿泊施設の名称	1 宿泊施設の名称
2 宿泊施設の住所	2 宿泊施設の住所
3 宿泊施設タイプ	3 宿泊施設タイプ
4 客室数及び収容人数	4 客室数及び収容人数
5 従業者数	5 従業者数
6 宿泊目的	6 宿泊目的
7 延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数	7 延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数
8 居住地別（県内外別）延べ宿泊者数	8 国籍別外国人延べ宿泊者数
9 国籍別外国人延べ宿泊者数	9 居住地別（都道府県別）延べ宿泊者数

注：下線部は第1号様式と第2号様式で調査項目が異なる。

(4) 結果の推定方法

平成19年調査の調査票の回収状況は、下表に示したとおりであった。未回収分についての推定は、調査結果に施設所在地(47区分)×従業者数(3区分)の層ごとの回収率の逆数を乗じて合算した。なお、標本の総和が1,000人泊以上になる結果表セルにおいて50%以上のシェアを占める標本(外れ値施設という)については別途層を設け、乗率 $N_h/n_h=1$ とした。

総計の推定値は次の式で表される。

$$G = \sum_h \frac{N_h}{n_h} \sum_i x_{hi}$$

G : 総計(延べ宿泊者数等)の推定値

x_{hi} : 第 h 層の第 i 番目の施設の調査結果(延べ宿泊者数等)

n_h : 第 h 層の標本(回収)施設数

N_h : 第 h 層の母集団施設数

表1 平成19年調査の調査票の回収状況

	母集団施設数	回収施設数	回収率
1～3月分	10,406	7,463	71.7%
4～6月分	10,406	7,507	72.1%
7～9月分	10,406	7,376	70.9%
10～12月分	10,406	7,415	71.3%

2 - 1 - 2 平成 19 年調査結果から抽出された課題

(1) 対象施設情報の管理について

- ・ 平成 18 年 12 月にとりまとめられた「宿泊旅行統計分科会報告書」において、四半期調査ごとに宿泊施設の新設情報を整備することは困難であるため、母集団名簿の更改は 1 暦年ごととした。
- ・ 調査実施の結果、平成 19 年調査期間中に宿泊施設の廃業、新設が発生する他、平成 19 年調査の調査期間以前に廃業していた施設、対象外施設であることが、調査期間中に判明する施設が少なからず発生した(約 1 割)。これらについては、実務上、下記のような取り扱いとした。

廃業施設(平成 19 年調査期間中及びそれ以前の廃業)...廃業が判明した時点で廃業日以降は宿泊者数 0 人として集計した。施設としては、回収扱いとなっている。

同伴施設(調査対象外施設であるが後から判明した場合)...判明した四半期以降は、未回収扱いとした。

従業者数 10 人未満の施設(調査対象外施設であるが後から判明又は平成 19 年調査期間中に 10 人未満になった場合)...平成 19 年調査では調査対象として、そのデータは集計した。

- ・ しかし、これらの取り扱いは四半期ごとに推計結果を公表するためのものであり、事後的に平成 19 年 1 年間の月別の母集団施設数を遡及して見直し、再推定を行い、より確からしい統計値を確定値として公表することが望ましい(これを遡及推計という)。

2 - 2 - 4 で方針検討。

(2) 外れ値の取り扱い

- ・ 外れ値については、「宿泊旅行統計分科会報告書 II」にそって取り扱い、回収管理の徹底を図った。しかし、調査の回数を重ねるにしたがって外れ値施設数が増大したことから、今後の補定方法について再検討する必要性が生じている。

2 - 2 - 3 で方針検討。

(3) 宿泊者数変動要因の把握

- ・ 平成 19 年に実施した調査の結果、宿泊者数の大幅な変動がある場合、調査票の審査の効率化、統計の信頼性向上、集計の迅速化、調査結果の評価等に資するため、当該宿泊施設の宿泊者数に大きな変動要因をもたらす事項について、調査票に自由に記入してもらうことが有効であると判明した。

2 - 2 - 1 (2) で方針検討。

2 - 2 平成 20 年調査からの改定事項

前述、平成 19 年調査結果から抽出された課題、既に「宿泊旅行統計分科会報告書」等で指摘されている課題、及び新たに発生した問題意識等を整理し、対応方針を検討した。

2 - 2 - 1 調査項目の改定

(1) 実宿泊者数の新設

[問題意識]

- ・ 現在実施している調査票では、延宿泊者数しか把握できないが、今後の観光政策の重要課題として、1 人当たりの宿泊数の増大という目標があり、定量的な現状把握、政策効果の評価のためには 1 人当たり平均宿泊数の把握が必須である。このため、実宿泊者数も把握し、それで延宿泊者数を除すことにより、1 人当たり平均宿泊数の把握を可能とする。

[方針]

- ・ 平成 20 年調査より、調査項目として、実宿泊者数を追加する。

1) 調査項目の追加

- ・ 調査票記入者に過度な負担増大とならない範囲で必要最低限のデータを把握するため、現行の宿泊旅行統計の調査項目 4 項目（下記 ~ ）のうち、総宿泊者数、外国人宿泊者数について、延宿泊者数に加え実宿泊者数を把握する。

総宿泊者数（問 7）

外国人宿泊者数（問 7）

県内外別（第 1 号様式問 8）・居住地別宿泊者数（第 2 号様式問 9）

国籍別外国人宿泊者数（第 1 号様式問 9、第 2 号様式問 8）

2) 表章計画

- ・ 総宿泊者数、外国人宿泊者数について、現行の延べ数に関する集計と同様に実数に関する集計を新設する（参考資料 4 参照）。

表 2 表章計画の概要(実宿泊者数関連)

集計事項	現行	平成 20 年
施設数	第 1 表	第 1 表
宿泊者数（総数）	第 2 表	第 2 表 ¹ ・第 4 表 ² :延べ数 第 3 表 ¹ ・第 5 表 ² :実数
宿泊者数（外国人）	第 2 表	第 2 表 ¹ ・第 4 表 ² :延べ数 第 3 表 ¹ ・第 5 表 ² :実数
定員稼働率	第 3 表	第 6 表
居住地別宿泊者数（総数・県内外）	第 4 表	第 7 表 ¹ ・第 8 表 ²
居住地別宿泊者数（総数・県内外）	参考第 1 表 参考第 2 表 参考第 3 表	参考第 1 表 参考第 2 表 参考第 3 表
国籍別宿泊者数（外国人・国籍別）	第 5 表	第 9 表

注：宿泊目的別（ 1 ）の他に、施設タイプ別（ 2 ）を新設する。

(2) 特記事項記載欄の新設

[問題意識]

- 平成 19 年調査の結果、調査票の審査の効率化、統計の信頼性向上、集計の迅速化、調査結果の評価等に資するため、当該宿泊施設の宿泊者数に大きな変動要因をもたらす事項について、調査票に自由に記入してもらうような「特記事項記載欄」を設けることが有効であると判明した。

[方針]

- 平成 20 年調査より、調査票に「特記事項記載欄」を新設し、気候、災害、大型イベント等の、宿泊者数の時系列変動を左右する特殊要因について記載を求める。

1) 検討の経緯

- 調査票の回収、審査において、宿泊者客数の変動が前回調査と比較して大きい施設に対しては疑義照会・確認を行い、調査の精度向上を図っている。
- また、調査結果の公表にあたっては、他の調査やヒアリング調査結果等も用いて、宿泊者数の増減要因等について分析を行っている。
- しかしながら、これらの作業は時間と手間を要するため、調査票記入者に特殊要因についての自由記載を依頼することにより、調査・集計の迅速化を図る。

2) 特記事項記載欄

- 調査票に、宿泊者数に大きな変動をもたらすような特殊要因があった場合にはその旨を記載してもらうような「特記事項記載欄」を設ける（参考資料 3 - 1、参考資料 3 - 2 を参照）。

2 - 2 - 2 表章の改定

(1) 市区町村別表章の新設

[問題意識]

- ・ 地域の観光政策立案の主体としては、都道府県だけでなく、市区町村も重要なプレイヤーであり、地域計画を策定するための基礎資料として、宿泊者数等についての市区町村単位での表章、推定が必要とされている。

[方針]

- ・ 平成 20 年調査より、市区町村別表章を行う。
- ・ 表章対象は、市区町村内回収施設数が 10 施設以上かつ標準誤差率 30%以下の市区町村とする。

1) 表章について

- ・ 施設数、宿泊者数（総宿泊者数、外国人宿泊者数の各々延べ数及び実数）、定員稼働率について市区町村別表章を行う。誤差率が大きすぎるため、居住地別、国籍別の表章は行わない（参考資料 4 参照）。

表 3 表章計画の概要(市区町村別関連)

集計事項	県別集計 (平成 20 年)	市区町村別集計 (平成 20 年)
施設数	第 1 表	参考第 4 表
宿泊者数(総数)	第 2 表 ¹ ・第 4 表 ² :延べ数 第 3 表 ¹ ・第 5 表 ² :実数	参考第 5 表:延べ数 参考第 6 表:実数
宿泊者数(外国人)	第 2 表 ¹ ・第 4 表 ² :延べ数 第 3 表 ¹ ・第 5 表 ² :実数	参考第 7 表:延べ数 参考第 8 表:実数
定員稼働率	第 6 表	参考第 9 表
居住地別宿泊者数(総数・県内外)	第 7 表 ¹ ・第 8 表 ²	-
居住地別宿泊者数(総数・県内外)	参考第 1 表 参考第 2 表 参考第 3 表	-
国籍別宿泊者数(外国人・国籍別)	第 9 表	-

注：宿泊目的別（ 1 ）の他に、施設タイプ別（ 2 ）を新設する。

2) 推定方法について

- ・ 現在の推定は、都道府県（ 47 区分）× 従業者数（ 3 区分）別の層別に行っている。
- ・ 市区町村別の表章を行う場合は、これとは別に、市区町村別の層別に推定を行う。
- ・ なお、現行の都道府県別推定と市区町村別の推定は独立して行うこととなるため、市区町村別推定結果の合計と都道府県別推定結果は一致しないことに留意する必要がある。

3) 表章可能な市区町村数の見通しについて

- ・ 対象市区町村は、市区町村内回収施設数 10 施設以上かつ標準誤差率 30%以下の市区町村とする。
- ・ 平成 19 年 4～6 月分調査結果に基づいて、これに当たる市区町村がどれだけあるかを見ると、表 4、表 5 の網掛けの部分該当する。延べ宿泊者数の表章対象市区町村は 207、外国人延べ宿泊者数の表章対象市区町村は 156 となっている。

表 4 回収施設数×延べ宿泊者数の標準誤差率別の市区町村数(平成19年4～6月分)

回収施設数 標準誤差率	3～4	5～9	10～19	20以上	合計
30%以上	22	10	2	0	34
20～30%未満	42	42	8	1	93
10～20%未満	46	71	65	26	208
10%未満	15	34	40	62	151
0% (100%回収)	89	31	5	0	125
合計	214	188	120	89	611

注：全国 1,804 市区町村について整理。網掛け部分が表章可能。表に示す 611 市区町村の他に、回収施設数が 0～2 の市区町村が 1,193。

表 5 回収施設数×外国人延べ宿泊者数の標準誤差率別の市区町村数(平成19年4～6月分)

回収施設数 標準誤差率	3～4	5～9	10～19	20以上	合計
30%以上	90	88	37	16	231
20～30%未満	21	37	39	21	117
10～20%未満	5	25	32	42	104
10%未満	1	4	7	10	22
0% (100%回収)	97	34	5	0	136
合計	214	188	120	89	611

注：全国 1,804 市区町村について整理。網掛け部分が表章可能。表に示す 611 市区町村の他に、回収施設数が 0～2 の市区町村が 1,193。

(2) 施設タイプ別表章の新設

[問題意識]

- ・ 本統計データの業界における有効活用のために、旅館、ホテル等の別に表章することが求められている。

[方針]

- ・ 平成20年調査より、宿泊施設タイプ別(旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテルの4区分)表章を行う。

1) 表章について

- ・ 施設数、宿泊者数(総宿泊者数、外国人宿泊者数の各々延べ数及び実数)、定員稼働率について施設タイプ別表章を行う。

表4 表章計画の概要(施設タイプ別関連)

集計事項	現行	平成20年
施設数	第1表	第1表：宿泊目的別、施設タイプ別
宿泊者数(総数)	第2表	第2表 ¹ ・第3表 ² ：宿泊目的別 第4表 ¹ ・第5表 ² ：施設タイプ別
宿泊者数(外国人)	第2表	第2表 ¹ ・第3表 ² ：宿泊目的別 第4表 ¹ ・第5表 ² ：施設タイプ別
定員稼働率	第3表	第6表：宿泊目的別、施設タイプ別
居住地別宿泊者数(総数・県内外)	第4表	第7表：宿泊目的別 第8表：施設タイプ別
居住地別宿泊者数(総数・県内外)	参考第1表 参考第2表 参考第3表	参考第1表 参考第2表 参考第3表
国籍別宿泊者数(外国人・国籍別)	第5表	第9表

注：延べ宿泊者数(1)の他に、実宿泊者数(2)を新設する。

2 - 2 - 3 外れ値の取り扱い

[問題意識]

- ・ 平成 19 年調査では、宿泊の状況が調査結果全体に与える影響が大きい施設（以下、外れ値施設という。）については、回収管理を徹底してきた。しかし、外れ値施設数が 140 施設に積みあがっており、今後、どうしても協力（調査票回収）が得られない施設が発生する可能性がある。

[方針]

- ・ 平成 20 年調査においても引き続き回収管理を徹底するが、どうしても協力が得られない場合は前年同月比を用いて補定を行っていく。
- ・ 平成 21 年調査においては、前年同月比等を用いた補定方法を検証し、新たな取り扱い方法を検討する。

1) 平成 19 年調査の取り扱い方法

- ・ 調査結果の推定においては、都道府県×従業者数別の層別に推定を行っているが、特定の回答（閾値を設け、それを超える回答のあった施設）については、特別の配慮をして推計をしないと標準誤差率が大きくなる場合がある。以下では、このような調査結果全体に与える影響が大きい回答（延べ宿泊者数）を外れ値といい、このような標本（宿泊施設）を外れ値施設という。
 - なお、外れ値は真値であり、誤回答ではない。外れ値については回答施設に照会を行い誤回答でないことを確認している。
- ・ 第二次予備調査結果をふまえ、外れ値施設については、特別な層を設け、乗率 = 1 とすることとした。
- ・ 外れ値施設の判定基準は、延べ宿泊者数について標本の総和が 1,000 人泊以上のセルで、1 施設でシェアが 50%以上となる施設を外れ値施設とした。
- ・ また、調査回ごとに外れ値かどうかの判定結果が異なることになるため、次のとおりとした。
 - 外れ値施設でなくなった場合...外れ値施設のままとする。
 - 回収できなかった場合...外れ値でない施設の層に移す（未回収扱い）。
 - 新たに外れ値施設となった場合...新たに外れ値施設として特定する。

2) 平成 19 年調査における外れ値施設の発生状況

- ・ 外れ値施設数は、第二次予備調査では 62 施設であったが、平成 19 年 10～12 月分調査で 140 施設に増大した。回収管理を徹底した結果、平成 19 年調査においては回収できなかつたのは廃業施設のみであった。しかし、今後は廃業施設のみならず回収できない施設が発生・増大する可能性がある。

表 5 外れ値施設の発生状況

	二次予備	平成 19 年 1～3 月分	平成 19 年 4～6 月分	平成 19 年 7～9 月分	平成 19 年 10～12 月分
前回外れ値(a+b+c)	-	62	92	111	121
今回も外れ値(a)	-	28	38	49	52
今回外れ値でない(b)	-	33	54	61	68
今回回収できず(c)	-	1	0	1	1
新たな外れ値(d+e)	-	31	19	11	20
前回未回収(d)	-	8	2	3	3
前回外れ値でない(e)	-	23	17	8	17
外れ値合計(a+b+d+e)	62	92	111	121	140

注： はいずれも廃業。

3) 平成 20 年調査における取り扱い方法

- ・ 現行の取り扱い方法では、回収できなかつた場合に前回結果との間に断層が生じる。
- ・ 平成 20 年調査では、廃業以外の原因で回収できない施設が発生した場合は補定を行うこととする。
- ・ 回収できない外れ値施設それぞれの補定は、当該施設の前年同月比を仮定し、これを当該施設の平成 19 年調査結果に乗じて行う。

表 6 外れ値施設から回収できなかつた場合の延べ宿泊者数の補定方法

外れ値が発生する集計事項	前年同月比を用いた延べ宿泊者数の補定方法
県内外別延べ宿泊者数	当該施設を除く同一都道府県内 全施設の県内外別延べ宿泊者数の合計について平成 19 年と平成 20 年を比較
国籍別外国人延べ宿泊者数	当該施設を除く同一地方ブロック内 全施設の国籍別延べ宿泊者数の合計について平成 19 年と平成 20 年を比較

注： は、一定数の延べ宿泊者数を確保するため、県内外別延べ宿泊者数については同一都道府県の範囲、国籍別外国人延べ宿泊者数については同一地方ブロックの範囲とした。

4) 平成 21 年調査における取り扱い方法

- ・ 平成 21 年調査においては、前年同月比等を用いた補定方法を検証し、新たな取り扱い方法を検討する。

2 - 2 - 4 遡及推計の実施

[問題意識]

- ・ 「宿泊旅行統計分科会報告書」では、母集団名簿の更改は1暦年ごととするが、期間中に発生する新設・廃業施設について母集団を見直して、別途遡及推計を行うことを検討することとなっている。
- ・ 平成19年調査の結果、期間中に判明した廃業施設数等は全体施設数の約1割にものぼり、無視できない割合であることから、新設・廃業施設を把握して遡及推計を行い、統計の精度を高めることが必要となった。

[方針]

- ・ 毎年、前年末時点での母集団名簿の更改作業に合わせて、前年1～12月分についての遡及推計を行い、1～3月分調査の公表時に合わせて、前年確定値として公表する。

1) 平成19年調査における新設・廃業施設等の扱い

- ・ 上記報告書において、母集団名簿は一年間固定することとしており、平成19年調査においては、これに従って調査・推計を行った。
- ・ したがって、下記のような施設については、平成19年中は母集団名簿から削除しないこととなっているため、そのデータについて、実務上、下記のような取り扱いとした。
 - 廃業施設（平成19年調査期間中及びそれ以前の廃業）
廃業が判明した時点で廃業日以降は宿泊者数0人として集計した。施設としては、回収扱いとなっている。
 - 同伴施設（調査対象外施設であるが後から判明した場合）
判明した四半期以降は、未回収扱いとした。
 - 従業者数10人未満の施設（調査対象外施設であるが後から判明又は平成19年調査期間中に10人未満になった場合）
平成19年中は調査対象として、そのデータは集計した。
- ・ なお、平成19年調査期間中に開業した施設、従業者数が10人未満から10人以上になった施設（つまり、新たに調査対象施設になった施設）については、現状では把握できないため、平成19年調査のなかでは母集団名簿に反映されない。

2) 遡及推計の実施について

- ・ 毎年、前年末時点での母集団名簿の更改作業に合わせて、前年1～12月分についての遡及推計を行う。
- ・ 月ごとに乗率 $\frac{N_h}{n_h}$ = 母集団施設数 N_h ÷ 標本施設数（回収施設数） n_h を確定し、各施設の調査結果 x_{hi} に乗じて推定する。

$$G = \sum_h \frac{N_h}{n_h} \sum_i x_{hi}$$

G ：総計（延べ宿泊者数等）の推定値

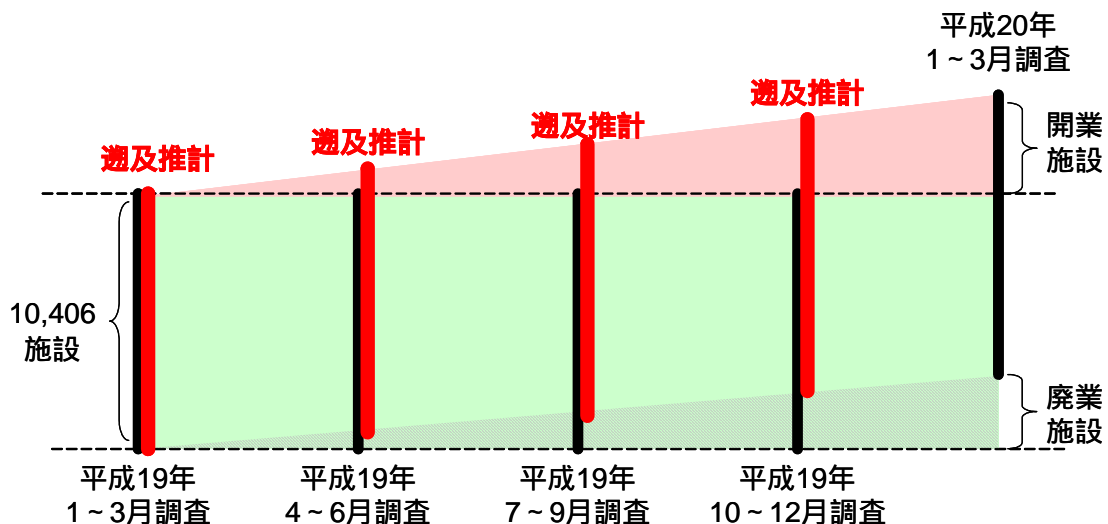
x_{hi} ：第 h 層の第 i 番目の施設の調査結果（延べ宿泊者数等）

n_h ：第 h 層の標本（回収）施設数

N_h ：第 h 層の母集団施設数

…遡及推計では月別に確定

図 1 遡及推計のイメージ



3) 月別の母集団施設数の確定方法

- ・ 各月分の母集団施設は、月初の宿泊施設とし、各月の施設情報（新設、廃業情報）は、以下のとおり整備する（平成19年調査分の例）。

ベースとなる名簿

平成18年12月末時点で整備した宿泊旅行統計名簿をベースとする。なお、基準日（平成19年3月31日）の従業者数が10人未満、同伴施設等、対象外の施設であることが、平成19年調査中に判明したものについては、名簿から除外する。

平成19年中の廃業施設

平成19年調査時において、廃業が判明したときに廃業日を特定する。

平成 19 年中の新設施設

平成 19 年末時点での母集団名簿を更改するとき把握した新設施設について、新設日を都道府県または宿泊施設から聞き取る。

- 平成 19 年調査期間中に従業者数が 10 人以上から 9 人以下に減少した施設、及び 9 人以下から 10 人以上に増加した施設については、過大推計を避けるために、前者のみを遡及推計対象母集団に含める(全 12 ヶ月通して)こととする。なお、平成 19 年調査期間中に従業者数が 10 人未満から 10 人以上になった施設(新たに調査対象施設になった施設)には、調査票を配布していないため、現状では施設情報の把握が十分にできていない。

4) 月別の母集団施設数について

- 月別の母集団施設数は、現時点で把握できている情報では、年間の宿泊施設の開業、廃業はそれぞれ 1~2% である。なお、旅館業法に基づく許可件数等を取りまとめた、「保健・衛生行政業務報告結果(衛生行政報告例)」(厚生労働省)によると、平成 18 年度末 86,753 施設(旅館営業、ホテル営業、簡易宿所営業に加え、下宿営業を含む)に対して、年度中の許可 3,393 施設(4%)、廃止 4,295 施設(5%)である。

表 7 月別の母集団施設数の推移(現時点で把握できている情報)

	施設数 (1日現在)	廃業 (月内)	開業 (月内)
2007/01	10,377	20	8
2007/02	10,365	10	11
2007/03	10,366	47	20
2007/04	10,339	3	24
2007/05	10,360	8	17
2007/06	10,369	4	16
2007/07	10,381	4	25
2007/08	10,402	3	26
2007/09	10,425	9	21
2007/10	10,437	8	18
2007/11	10,447	11	21
2007/12	10,457	7	17
2008/01	10,467		
(計)		134	224

注：月別の母集団施設数の確定は、新設施設について平成 20 年 1~3 月分調査で確認作業を行い、平成 20 年 1~3 月分調査結果と同時に確定する。

2 - 3 今後の検討課題

2 - 3 - 1 対象施設の拡充

[問題意識]

- ・ 現行の対象施設は、「ホテル、旅館及び簡易宿所で、従業者数が 10 人以上の施設」であり、すべてのホテル、旅館及び簡易宿所を網羅できていない。
- ・ また、母集団名簿として事業所・企業データベースを用いているが、「副業として営む施設の追加把握」「同伴施設の除外」を行う必要があり、都道府県の協力を得なければならぬ困難な状況が生じている。
- ・ また、宿泊施設の規模情報として「客室数・収容人数」を用いることが望ましいが、上記データベースで把握できないために「従業者数」を用いている状況である。

[方針]

- ・ 対象施設を「すべてのホテル、旅館及び簡易宿所」に拡充し、現行の都道府県観光統計の調査対象を代替できるものとする。
- ・ 母集団名簿として用いている事業所・企業統計（事業所・企業データベース）が統廃合され、経済センサスが創設されることとなっており、平成 23 年経済センサスより同統計において「副業として営む産業分類」「客室数・収容人数」が把握されることが望ましい。
- ・ なお、「同伴施設の除外」については引き続き都道府県の協力を得つつ国土交通省で行う必要がある。

1) 現行の対象施設

a.対象施設の範囲

- ・ 現行の対象施設は、「ホテル、旅館及び簡易宿所で、従業者数が 10 人以上の施設」（ただし、いわゆる同伴施設は除く）であり、全施設の延べ宿泊者数の約 8 割、外国人延べ宿泊者数の 9 割強を捉えている（表 10 参照）。
- ・ なお、宿泊施設の規模情報（層別基準、集計区分に用いる）には、「客室数・収容人数」を用いることが最も適切であるが、母集団名簿とする事業所・企業データベースで把握できないことから「従業者数」を用いることとなった（表 11、表 12 参照）。

b.母集団名簿

- ・ 現在、母集団名簿は、事業所・企業データベースの「旅館、ホテル」「簡易宿所」をもとに、都道府県の協力を得て以下のような補正を行い、更新している。

いわゆる同伴施設の除外...事業所・企業データベースではいわゆる同伴施設かどうか判定できないため、都道府県の協力を得て除外している。

旅館、ホテル、簡易宿所を副業で営む施設等の追加...事業所・企業データベースでは、主業のみ把握しているため、副業でこれらを営む施設が把握できないため、都道府県の協力を得て追加している。

c. 標本設計

- ・ 母集団名簿において最も適切な層別情報(客室数・収容人数)を整備できないことから、標本調査では目標精度を達成することができないため、全数調査となっている。
- ・ また、小規模施設(従業者数10人未満)については、回収率が低いこと(表13参照)もあわせて、全数調査でも目標精度を確保することが困難であるために、対象外となっている。

2) 対象施設の拡充方針

a. 対象施設の範囲

- ・ 対象施設を「すべてのホテル、旅館及び簡易宿所」とする(いわゆる同伴施設は除く)。これにより、現行の都道府県観光統計の調査対象と一致させる。
- ・ また、後述bのとおり「客室数・収容人数」の把握が期待されることから、宿泊施設の規模情報(層別基準、集計区分)区分を「客室数・収容人数」に変更し、推定精度の向上を図るとともに、集計結果の利便性向上を図る。

b. 母集団名簿

- ・ 母集団名簿の整備においては、「副業情報の把握」「客室数・収容人数の把握」「同伴施設の除外」が重要である。
- ・ ここで、現在名簿として使用している事業所・企業統計調査(事業所・企業データベース)が統廃合され、経済センサスが創設されることとなっており、平成23年以降の経済センサスにおいて「副業情報の把握」「客室数・収容人数の把握」が可能となるよう総務省に要請しているところである。

副業情報の把握...副業の産業分類が小分類で把握されることが望ましい。これにより、母集団の網羅性の向上が期待できる。

客室数・収容人数の把握...前述のとおり宿泊施設の規模情報として客室数・収容人数を用いることができれば、対象施設の拡充が期待できる。

- ・ なお、「同伴施設の除外」については、経済センサスで把握することは困難と考えられるため、引き続き都道府県の協力を得つつ国土交通省で実施する必要がある。

c. 標本設計

- ・ 母集団名簿において、より適切な層別情報(客室数・収容人数)を用いることで、全数調査から標本調査に変更し、目標精度を達成できる範囲で調査の効率化を図る。
- ・ 上記は、小規模施設を含む全施設について行うが、小規模施設は施設数が多いという点でも標本調査による効率化が求められる。

3) スケジュール

- ・ 対象施設を「すべてのホテル、旅館及び簡易宿所」に拡充した宿泊旅行統計の実施は、平成 23 年経済センサス結果を用いて行う（現時点では、平成 23 年経済センサスの調査結果利用のスケジュールが公表されていない。おそらく平成 25 年以降となると考えられる）。
- ・ それに先立って平成 21 年より事業所・企業データベースを用いて都道府県の協力により名簿整備（全施設対象）を行い、同伴施設を判定する。
- ・ さらに、平成 24 年を目処に予備調査を実施し、平成 25 年以降の本格調査の標本設計に必要な基礎情報を収集する（表 14 参照）。

表 10 宿泊施設の規模別延べ宿泊者数(第一次予備調査結果、10人未満施設を含む)

	小規模 9人以下	中規模 10～99人	大規模 100人以上	計
延べ宿泊者数	17.4%	44.2%	38.4%	100%
外国人延べ宿泊者数	3.0%	34.0%	63.0%	100%

注：秋田県、千葉県、大分県における調査結果（平成 17 年 1 月～平成 18 年 2 月分）。従業者数 10 人未満の宿泊施設の延べ宿泊者数は 17%、外国人延べ宿泊者数の 3%を占めている。

表 11 層別方法の検討結果(第二次予備調査結果、10人未満施設を含まない)

層別方法	層区分	推定精度
A1 従業者数	10～29人 / 30～99人 / 100人以上	現行のとおり
B 収容人数	99人以下 / 100～200人 / 200人以上	A1 と大きな差異は認められなかった
C 客室数	49室以下 / 50室～99室 / 100室以上	A1 と大きな差異は認められなかった
D1 旅館：収容人数、 ホテル：客室数	旅館 99人以下 / 100～199人 / 200人以上 / ホテル 49室以下 / 50～99室 / 100室以上	A1 に比べて改善が認められた

注：収容人数、客室数については、収容人数、客室数を把握できた施設のみを母集団と仮定した試算。旅館について収容人数、ホテルについて客室数別に層別することが最適であることが明らかとなったが、母集団全施設について収容人数・客室数を把握することができないため、この層別方法を採用できなかった。

表 12 層別方法別の標準誤差率(第二次予備調査結果、10人未満施設を含まない)

集計事項		層別方法	A1従業者数 (3区分)	B収容人数 (3区分)	C客室数 (3区分)	D1収容人数・ 客室数 (6区分)
全宿泊者数	都道府県別最小値		2%	2%	2%	2%
	都道府県別最大値		8%	8%	12%	6%
	都道府県平均値		4%	4%	4%	3%
外国人宿泊者数	都道府県別最小値		5%	7%	6%	3%
	都道府県別最大値		33%	26%	24%	19%
	都道府県平均値		13%	15%	14%	9%
韓国	都道府県別最小値		5%	9%	8%	4%
	都道府県別最大値		31%	50%	63%	26%
	都道府県平均値		17%	19%	21%	12%
中国	都道府県別最小値		6%	8%	8%	5%
	都道府県別最大値		45%	64%	58%	27%
	都道府県平均値		19%	20%	19%	11%
香港	都道府県別最小値		2%	13%	12%	2%
	都道府県別最大値		56%	144%	75%	61%
	都道府県平均値		26%	35%	32%	19%
台湾	都道府県別最小値		5%	8%	8%	1%
	都道府県別最大値		40%	52%	59%	32%
	都道府県平均値		19%	22%	25%	14%
アメリカ	都道府県別最小値		6%	9%	8%	3%
	都道府県別最大値		51%	75%	37%	28%
	都道府県平均値		17%	22%	19%	12%
カナダ	都道府県別最小値		8%	10%	9%	5%
	都道府県別最大値		45%	115%	65%	51%
	都道府県平均値		24%	31%	28%	18%
イギリス	都道府県別最小値		8%	9%	8%	5%
	都道府県別最大値		42%	92%	80%	32%
	都道府県平均値		22%	29%	26%	16%
ドイツ	都道府県別最小値		9%	10%	8%	2%
	都道府県別最大値		54%	69%	76%	71%
	都道府県平均値		26%	28%	29%	18%
フランス	都道府県別最小値		7%	10%	10%	5%
	都道府県別最大値		59%	94%	75%	71%
	都道府県平均値		24%	28%	27%	18%
シンガポール	都道府県別最小値		0%	0%	0%	0%
	都道府県別最大値		51%	85%	97%	60%
	都道府県平均値		26%	29%	30%	16%
タイ	都道府県別最小値		0%	0%	0%	0%
	都道府県別最大値		74%	112%	99%	133%
	都道府県平均値		33%	35%	36%	24%
オーストラリア	都道府県別最小値		6%	9%	9%	5%
	都道府県別最大値		64%	110%	60%	77%
	都道府県平均値		25%	29%	27%	19%
その他	都道府県別最小値		5%	9%	9%	1%
	都道府県別最大値		54%	55%	80%	25%
	都道府県平均値		20%	23%	24%	12%

注：収容人数、客室数については、収容人数、客室数を把握できた施設のみを母集団と仮定した試算。

表 13 宿泊施設の規模別回収率(第一次予備調査結果、10人未満施設を含む)

全体	小規模	中規模	大規模
	9人以下	10～99人	100人以上
28.7%	21.7%	50.0%	89.7%

注：秋田県、千葉県、大分県における調査結果。

表 14 対象施設拡充に関するスケジュール

	宿泊旅行統計		事業所・企業統計及び 経済センサス
	宿泊旅行統計調査	都道府県協力による名簿整備	
実績	平成16年		平成16年事業所・企業統計
	平成17年		
	平成18年	名簿整備 (従業者数10人以上) 名簿整備 (従業者数10人以上)	平成18年事業所・企業統計 (簡易調査)
	平成19年	宿泊旅行統計創設 (従業者数10人以上) 名簿更新 (従業者数10人以上)	
計画	平成20年	宿泊旅行統計 (従業者数10人以上) 名簿更新 (従業者数10人以上)	
	平成21年	宿泊旅行統計 (従業者数10人以上) 名簿整備(一部県で全施設対象に 客室数調査、同伴施設除外試行)	平成21年経済センサス (名簿調査) 1
	平成22年	宿泊旅行統計 (従業者数10人以上) 名簿整備(全国で全施設対象に客 室数調査、同伴施設除外)	
	平成23年	宿泊旅行統計 (従業者数10人以上) 名簿整備・標本設計 (平成21年経済センサスとの名寄 せ)	平成23年経済センサス
	平成24年	予備調査 2 (全施設に拡充) 名簿整備・標本設計 (副業施設を含めた全施設)	
	平成25年 以降	宿泊旅行統計 (全施設に拡充)	

注: 1 現行の事業所・企業と類似の調査内容。
副業情報は中分類レベルで調査されることになっており、客室数は把握されない。
2 全施設対象の予備調査は1四半期のみ実施。

2 - 3 - 2 調査項目の改定

(1) 客室稼働率の新設

[問題意識]

- ・ 現在、稼働率の集計・表章は「定員稼働率」により行っているが、ホテルの経営指標としては「客室稼働率」が利用されることが多く、本統計においても客室稼働率の集計・表章が求められている。

[方針]

- ・ 平成 21 年調査において「使用客室数」(月別)を新設し、客室稼働率 = 使用客室数 ÷ (客室数 × 月間日数) で集計、表章する。

1) 現行の定員稼働率の把握方法

- ・ 現行の定員稼働率は、定員稼働率 = 延べ宿泊者数 ÷ (収容人数 × 月間日数) で集計、表章している。
- ・ そのため、調査項目として「延べ宿泊者数」(月別)及び「収容人数」(3月末日現在)を設けている。

2) 客室稼働率の把握方法

- ・ 客室稼働率は、定員稼働率と同様に、客室稼働率 = 使用客室数 ÷ (客室数 × 月間日数) で集計、表章することが考えられる。
- ・ そのため、平成 21 年調査より「使用客室数」(月別)を新設する。
- ・ また、上記の客室数は、現行の調査項目である「客室数」(3月末日現在)を使用する。
- ・ なお、上記、調査項目「使用客室数」の新設及び客室稼働率の集計は、ホテルを含む全施設について行う。

2 - 3 - 3 調査票の配布・記入・回収方法について

[問題意識]

- ・ 「宿泊旅行統計分科会報告書 II」において、政府の統計調査全体のオンライン化の動向を踏まえつつ、本調査においてもオンライン化による調査対象等への負担軽減方を検討することが指摘された。
- ・ また、政府の統計調査のオンライン化については、「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」を平成 20 年 4 月より運用することとなっている。

[方針]

- ・ 宿泊施設の経営管理システムへの調査票様式出力モジュールの組み込みによる負担軽減方策も考えられるが、システム改修にコストが必要なことから、現時点での導入は困難とみられ、今後更に検討を要するものと考えられる。

1) オンライン調査の導入について

- ・ 報告者負担の軽減方策として、配布・回収方法について選択肢を広げるという観点から、オンライン調査の導入が望ましい。
- ・ しかしながら以下のようなメリット・デメリットが想定されることから、他の統計調査における実績等を分析し、導入の可能性を引き続き検討する。

オンライン調査のためには、セキュリティ確保のために政府統計として ID を取得する手順が必要であることなどから、必ずしも普及していないのが現状である。オンライン調査の「政府統計共同利用システム」が平成 20 年 4 月に運用開始されることになっており、事業者のオンライン調査への理解度が高まっていくことが期待される。

報告者の負担軽減や統計調査の省力化は「政府統計共同利用システム」を活用するだけで実現できるものではなく、調査対象の特性等をふまえた調査方法等を検討する必要がある。

2) 経営管理システムへの調査票様式出力モジュールの組み込みについて

- ・ 報告者負担の軽減方策として、上記の他に、調査事項を集計し、調査票に記入する負担を軽減するという観点から、経営管理システムから調査票様式やオンライン調査に対応した電子ファイルへの出力モジュールを組み込むことが考えられる。
- ・ ここで、宿泊施設における経営管理システムの導入状況は以下のとおり（観光経済専門紙及び経営管理システムベンダーへのヒアリングより）。

宿泊施設に導入される経営管理システムは多種多様。

大規模宿泊施設では、独自のシステムを開発していることがある。

小規模宿泊施設等では、既成のパッケージシステムを導入していることがある。

小規模宿泊施設では、経営管理システムを導入していない施設もある。

- ・ 経営管理システムへのモジュール組み込みに関しては、関係団体、システムベンダー等を通じ、順次導入を図っていくことが考えられる。

2 - 3 - 4 調査結果の分析・活用

[問題意識]

- ・ 平成 19 年 1 年間の調査結果を公表したところであるが、今後は調査結果の分析・公表内容を高度化し、本統計の利用者の拡大を図るとともに、調査協力施設へのフィードバックを充実させることが重要である。

[方針]

- ・ 平成 20 年調査より市区町村別表章、施設タイプ別表章、実宿泊者数の表章を実施するとともに、平成 19 年結果を用いた前年同月比等により分析を充実させる。
- ・ さらに、特別集計、他統計と組み合わせた分析等により高度化を図る。

1) これまでの分析内容

- ・ プレス発表資料、統計報告書、平成 19 年観光白書を通じて分析結果を公表するとともに、ニュースレターを通じてフィードバックを行ってきた。

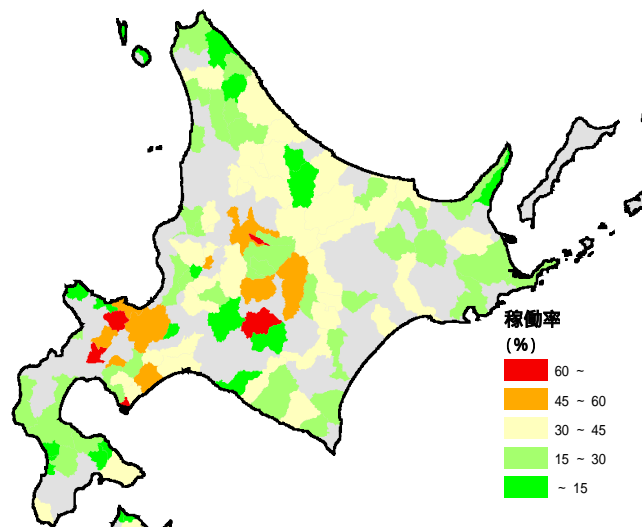
表 15 これまでのニュースレター内容

調査	ニュースレター内容
平成 19 年 1～3 月	二次予備の結果を用いて <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県別の稼働率の分位数（分布・ランキング） ・ 都道府県別の宿泊者の OD（従業者数 100 人以上の施設）
平成 19 年 4～6 月	二次予備・1～3 月分の結果（パネルデータ）を用いて <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ宿泊者数の増減傾向の市区町村別分布
平成 19 年 7～9 月	二次予備・4～6 月分の結果（パネルデータ）を用いて <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月の延べ宿泊者数の前年同月比の市区町村別分布
平成 19 年 10～12 月	二次予備・4～6 月分・7～9 月分の結果（パネルデータ）を用いて <ul style="list-style-type: none"> ・ 6～8 月の延べ宿泊者数の前年同期比の市区町村別分布
平成 20 年 1～3 月	平成 19 年の調査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月別稼働率の変動係数の地域分布

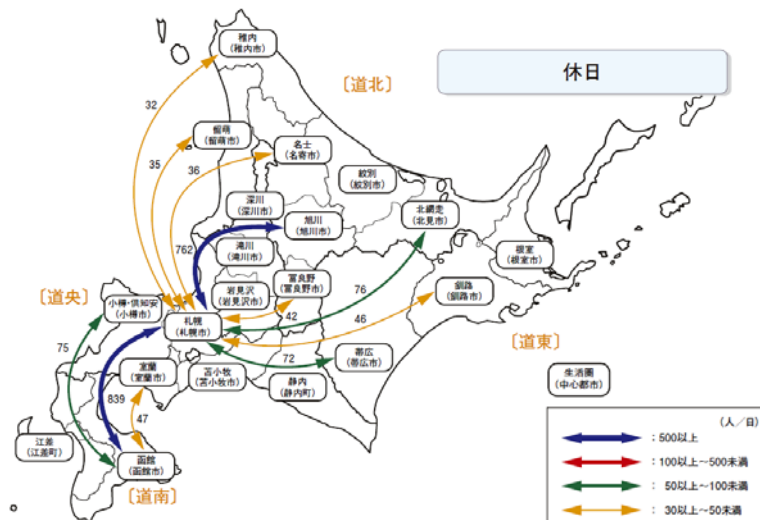
2) 今後の分析・活用

- ・ 平成 20 年調査より市区町村別表章、施設タイプ別表章、実宿泊者数の表章を実施するとともに、平成 19 年結果を用いた前年同月比等により分析を充実させる。
- ・ さらに、特別集計、他統計と組み合わせた分析等により高度化を図る。

図 2 他統計と組み合わせた分析のイメージ



< 宿泊旅行統計による宿泊施設稼働状況 >



< 全国幹線旅客純流動調査 (国土交通省) による周遊状況 >

3 . 観光入込客統計・観光消費額統計

3 - 1 見直しの背景と目的

現在、都道府県における観光入込客数及び観光消費額の把握については、これまで(社)日本観光協会「全国観光統計基準」(平成15年11月策定)を国として推奨してきており、その基準に則った方法で実施する自治体も増えてきている。

しかし、現状において、いまだ多くの自治体が、観光客の定義、調査地点選定における基準や調査手法の違いなど各々が異なる調査方法で実施している現状があり、そのデータを相互比較することができないことから、共通の把握方法による調査の導入が求められている。

一方、平成17年8月にとりまとめられた「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」において、現在の「全国観光統計基準」について、調査地点選定における基準や観光客の定義、「宿泊旅行統計調査」の活用、精度の向上、作業負担の軽減等について見直し検討を行うとともに、統一的な手法の導入促進により、都道府県間比較を可能とする方策を検討することとされている。

自治体が全国統一基準を適用するためには、観光客の定義、観光地点選定における基準や調査手法の違いなどの統一化を図り、今後は、できるだけ同じ調査手法・推計方法で行い、それを定期的に国が集計・比較分析することにより、都道府県の観光政策立案・評価等に活用できるようにしていくことが重要である。

このようなことから、今回、観光入込客、観光消費額に関する都道府県単位の調査について、調査主体となる都道府県・市町村の負担をなるべく少なくしつつ、調査の信頼性を一定程度確保できるような調査手法・推計方法等の「観光入込客統計・観光消費額統計の方針(ガイドライン案)」を作成した。

(参考)「全国観光統計基準」の準拠に伴う問題点・準拠しない理由・準拠するための条件

準拠に伴う問題点

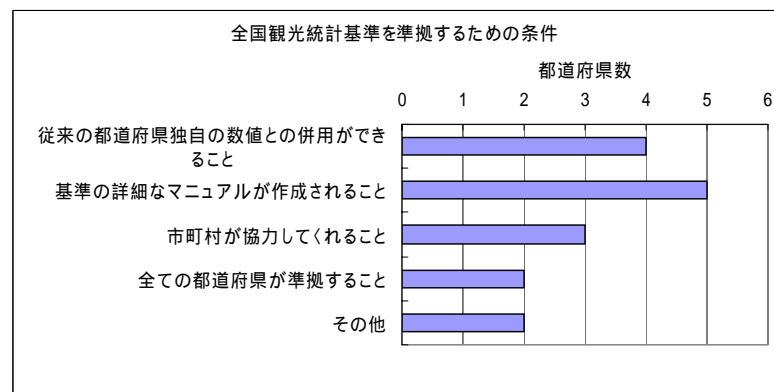
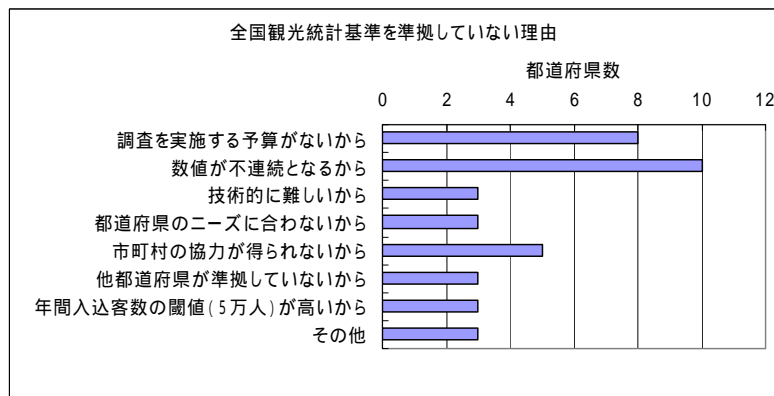
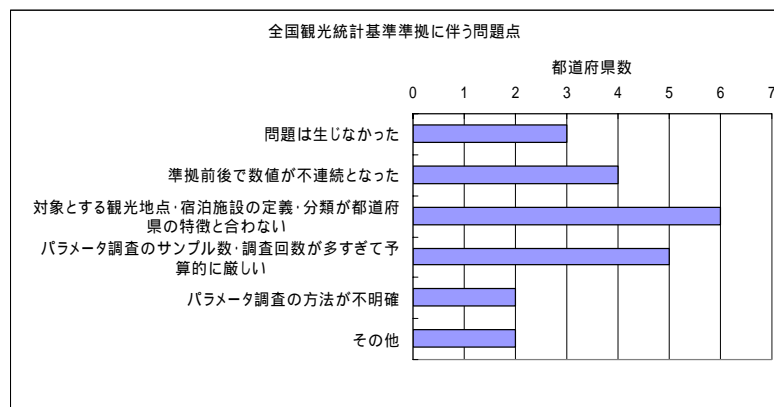
観光地点の定義と都道府県の特徴が乖離、パラメータ調査の方法が不明確など

準拠しない理由

過去の数値と不連続、予算措置の必要性などが多い。

一方、詳細な基準を設定すれば導入するとの意見もあり。

図 3 「全国観光統計基準」に係る問題点など(都道府県アンケート集計結果)



2007年12月に調査実施
回答都道府県：31都道府県(複数回答可)

3 - 2 現在実施している都道府県の観光入込客統計・観光消費額統計の実態

現状の都道府県による観光入込客統計・観光消費額統計の実態について、各都道府県の報告書の収集及び担当者へのアンケート・ヒアリングによって、整理を行った。その結果の概要は、以下の通りであり、都道府県によって、調査内容・方法などが様々であった。

表 16 都道府県の観光入込客統計・観光消費額統計の実態

項目	概要
調査の対象	当該都道府県内への入込客として調査の対象とする範囲を、観光目的/業務目的のいずれとするか、県外客/県内客/外国人のいずれとするか、等が都道府県によって異なっている。特に、旅行目的については、観光のみを対象とする都道府県と観光と業務を対象とする都道府県がほぼ半数ずつである。
調査及び推計のフロー	観光入込客数は、都道府県によって「延べ人数」で定義している場合と「実人数」で定義している場合がある。また、観光入込客数を推計するために、実施している調査では、「全国観光統計基準」に示される「延べ人数調査」と「パラメータ調査」を実施する都道府県、「延べ人数調査」のみを実施する都道府県、「全国観光統計基準」に示される方法とは別の「交通施設調査」を実施する都道府県がある。なお、「全国観光統計基準」に示される「延べ人数調査」と「パラメータ調査」を実施している都道府県は 17 都道府県である。
延べ人数調査 ¹	調査の対象とする観光地点の規模が都道府県によって異なっている。「全国観光統計基準」に定められる「年間入込客数 5 万人」よりも広い範囲を対象としている都道府県も 8 都道府県ある。
パラメータ調査 ²	調査の対象とする観光地点数・サンプル数・調査周期・調査時期等が都道府県によって異なっている。
1 人当たり消費額調査	入込客に係る調査と併せて実施している都道府県が多い。
統計の用途	観光関連施策の目標設定など観光関連の活用が多いが、交通需要量の予測など観光以外の目的の需要の把握が必要となる活用事例もある。

観光入込客数及び観光消費額について都道府県間での比較を可能とするためには、各都道府県の調査方法等を統一されていることが重要であり、現状では、比較は困難と言える。従って、調査の対象や調査・推計の方法について統一化を図り、都道府県間での比較を可能としていくことが重要である。

¹ 各観光地点における延べ観光入込客数を把握するための調査。詳細は(社)日本観光協会「全国観光統計基準」参照。

² 各観光地点を訪れる観光客が当該旅行で訪れる観光地点数等を把握するための調査。詳細は(社)日本観光協会「全国観光統計基準」参照。

(1) 調査の対象(当該都道府県内への入込客として調査の対象としているもの)

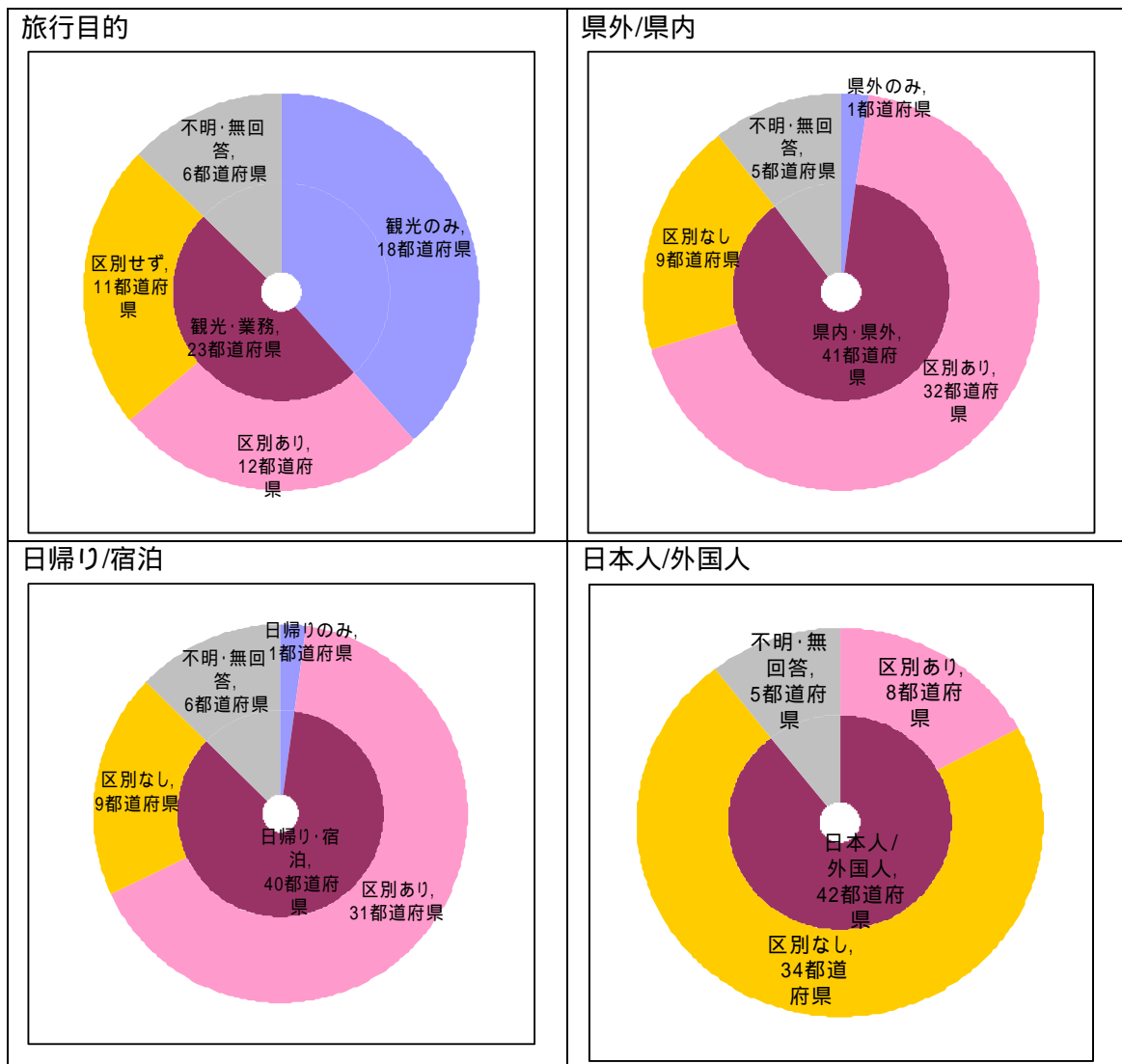
旅行目的について、18 都道府県が観光目的のみを対象として調査を行っており、23 都道府県が観光・業務・その他の目的を対象としている。

観光客が県外/県内のいずれから訪れているかについては、41 都道府県が県内と県外を対象としている。

日帰り/宿泊の別については、40 都道府県が日帰り客と宿泊客を対象としている。

日本人/外国人の別については、42 都道府県が日本人と外国人を対象としている。

図 4 調査の対象(当該都道府県内への入込客としての対象)



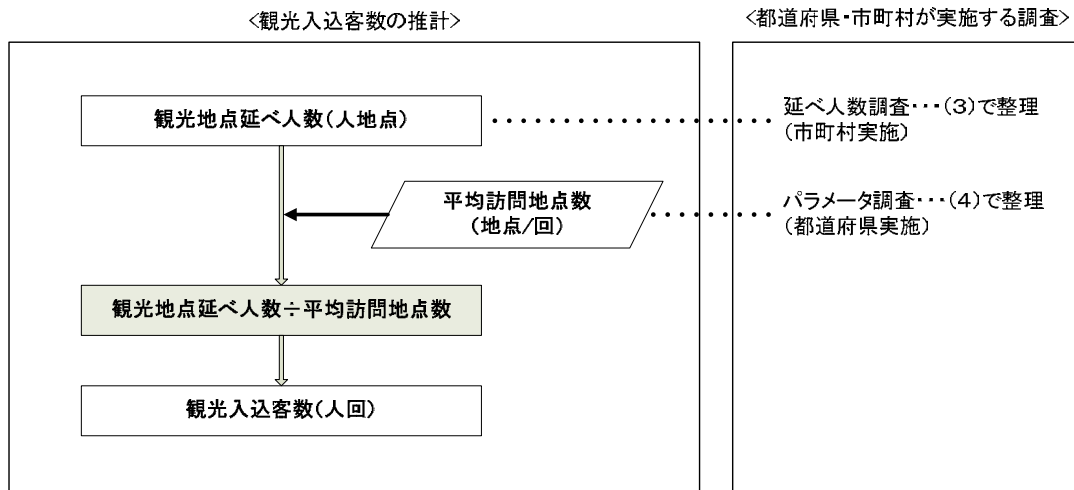
(2) 調査及び推計のフロー

1) 現状の基準となっている調査及び推計のフロー

「全国観光統計基準」では、市町村が実施する「延べ人数調査」で「観光地点延べ人数」(観光地内の観光地点・施設を訪れた利用客数の合計人数であり、1人の観光客が複数の観光施設・地点を利用すると重複して計上される)を把握する。また、都道府県が実施する「パラメータ調査」の結果から「平均訪問観光地点数」を設定し、「観光地点延べ人数」を「平均訪問観光地点数」で除することで実人数である「観光入込客数」(観光地点を訪れた実際の観光客の人数であり、日帰りでも宿泊でも、観光客の1回の来訪を1人回と数える)を推計している。さらに「パラメータ調査」で把握される「1人当たり消費額」を「観光入込客数」に乗じることで「観光消費額」を推計している。

なお、上記「延べ人数調査」の現状については、後述する(3)「パラメータ調査」の現状については、後述する(4)において整理を行っている。

図 5 現状の基準フロー

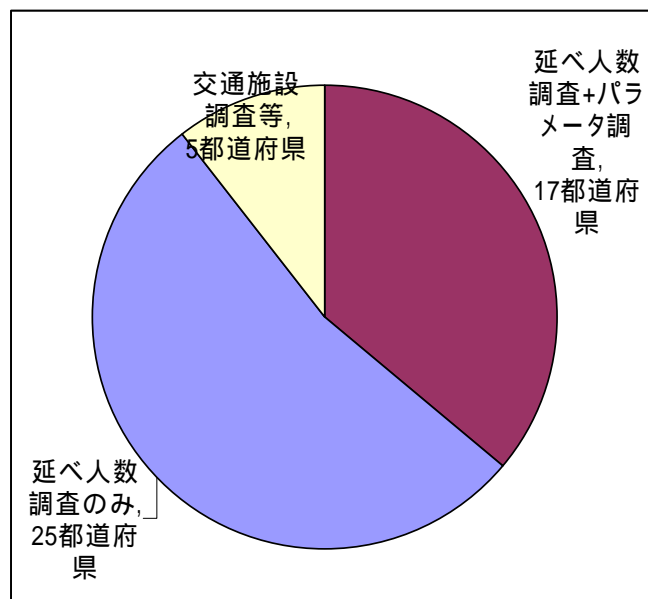


2) 都道府県が実施している調査

「全国観光統計基準」に定められている「延べ人数調査」と「パラメータ調査」(以降延べ人数調査+パラメータ調査と記す)を実施している都道府県は、17 都道府県である。また、「延べ人数調査」のみを実施している都道府県は25 都道府県である。「全国観光統計基準」に示される方法とは別に、空港や港湾などの入込客が流入する交通施設の利用客数をカウントすることにより推計する「交通施設調査」などを行っている都道府県が5 都道府県である。

なお、「延べ人数調査+パラメータ調査」と「交通施設調査等」では、実人数を把握することができる。実人数は、観光地点を訪れた実際の観光客の人数(日帰りでも宿泊でも、観光客の1回の来訪を1人回と数える)であり、延べ人数は、観光地内の観光地点・施設を訪れた利用客数の合計人数(1人の観光客が複数の観光施設・地点を利用すると重複して計上)である。観光入込客数を延べ人数で把握する場合、都道府県ごとに、調査の対象とする観光地点の定義が異なると、総数が大きく異なってしまう、都道府県間の比較を行うことが困難となる。(観光地点で重複して計上するため、例えば入込客5万人以上の施設を対象とする都道府県と1万人以上の施設を対象としている都道府県では後者の数字が大きくなる。)したがって、観光入込客数の都道府県間比較を可能とするためには、実人数で把握することが望ましい。

図 6 実施している調査別都道府県数

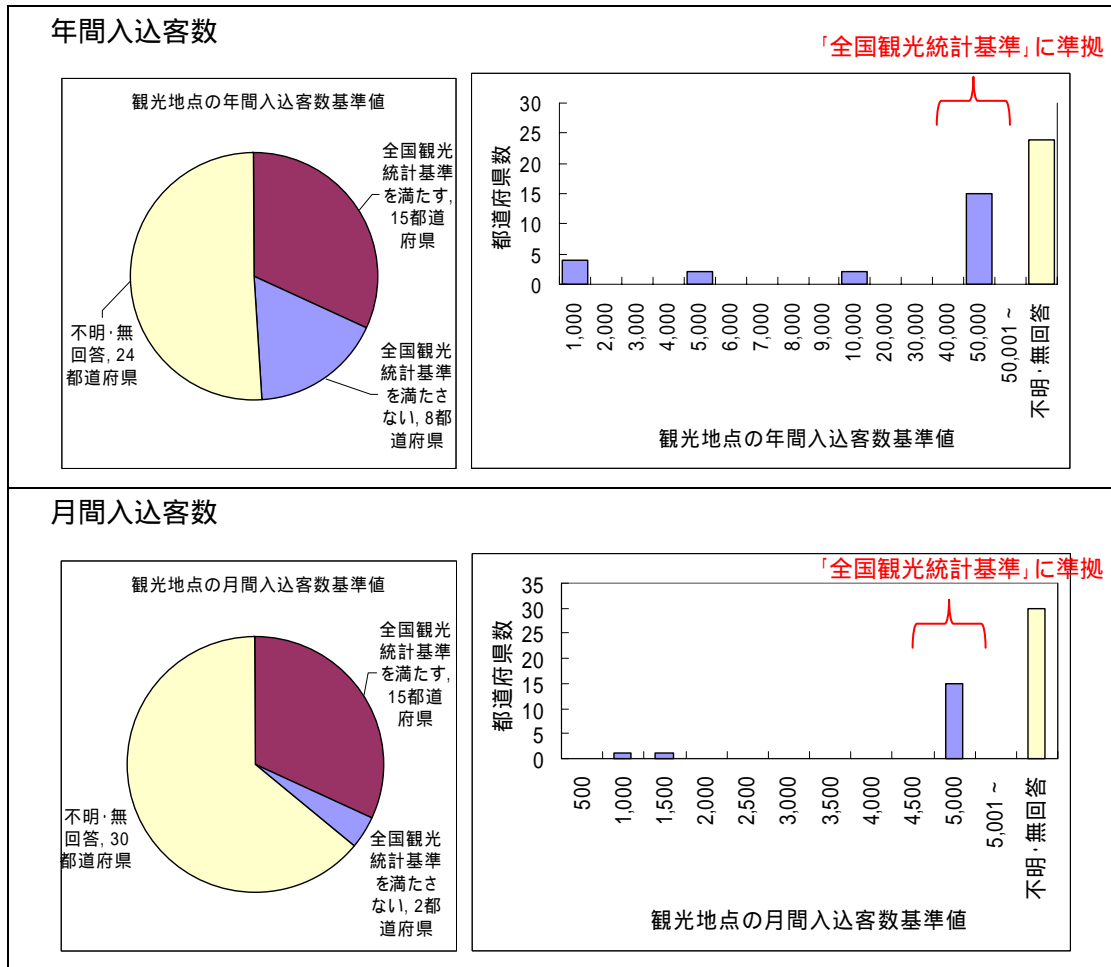


(3) 延べ人数調査

調査対象とする観光地点を選定する際の年間入込客数規模の基準が「全国観光統計基準」の50,000人と等しい都道府県は15都道府県である。また、月間入込客数規模の基準が「全国観光統計基準」の5,000人と等しい都道府県も15都道府県である。

なお、年間入込客数に対する基準を定めている都道府県は23都道府県であり、そのうち、月間入込客数に対する基準を定めている都道府県は17都道府県である。

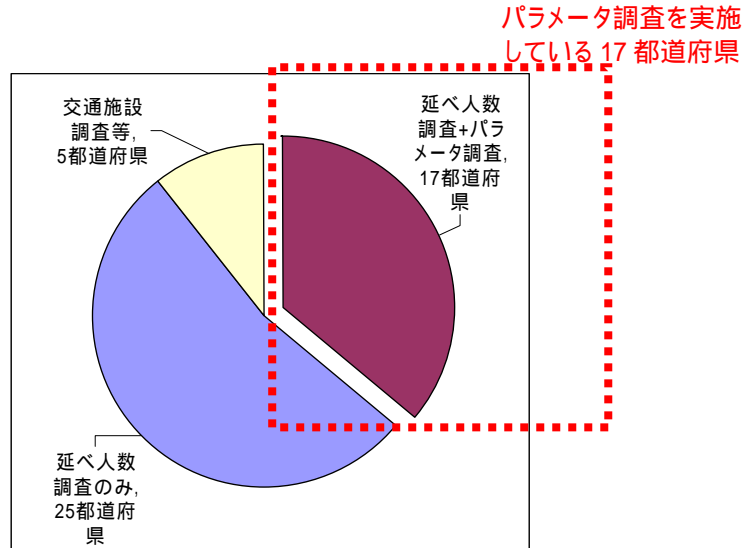
図7 延べ人数調査の概要



(4) パラメータ調査

パラメータ調査を実施している17都道府県について、パラメータ調査の現状を整理した。

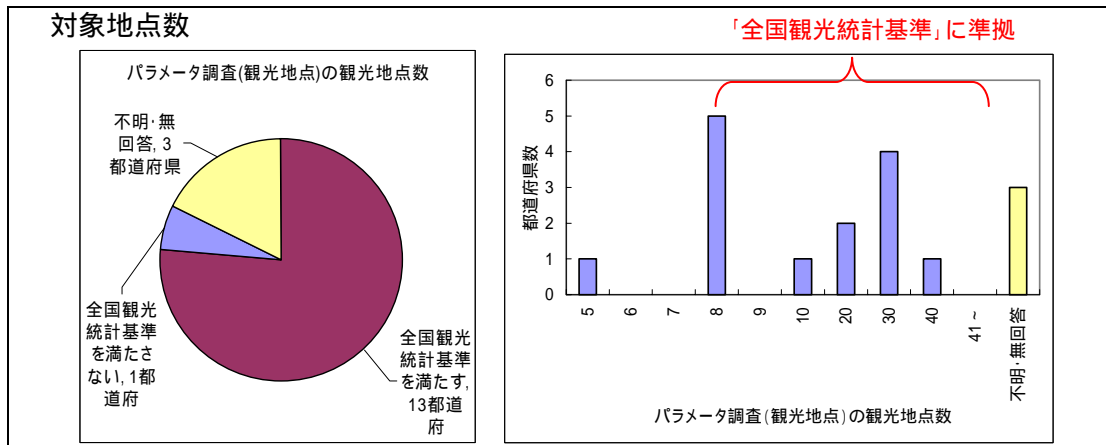
図8 実施している調査別都道府県数



1) 調査対象とする観光地点数

調査対象とする観光地点数について、「全国観光統計基準」に定められる8カ所を超える都道府県は、13都道府県である。

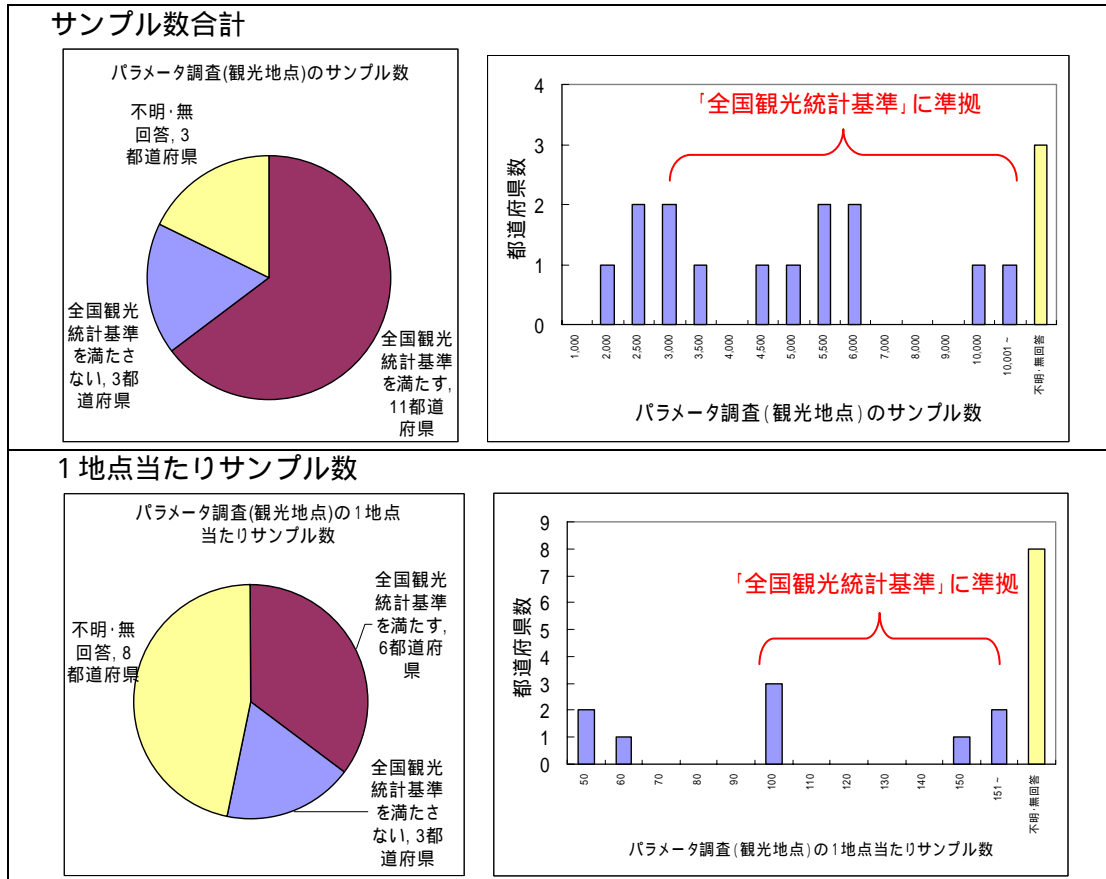
図9 パラメータ調査の概要(調査対象とする観光地点数)



2) サンプル数

サンプル数合計について、「全国観光統計基準」に定められる年間 3000 サンプルを超える都道府県が 11 都道府県である。また、調査 1 回ごとの 1 地点当たりのサンプル数について「全国観光統計基準」に定められる 100 サンプル以上を満たす都道府県が 6 都道府県である。

図 10 パラメータ調査の概要(サンプル数)

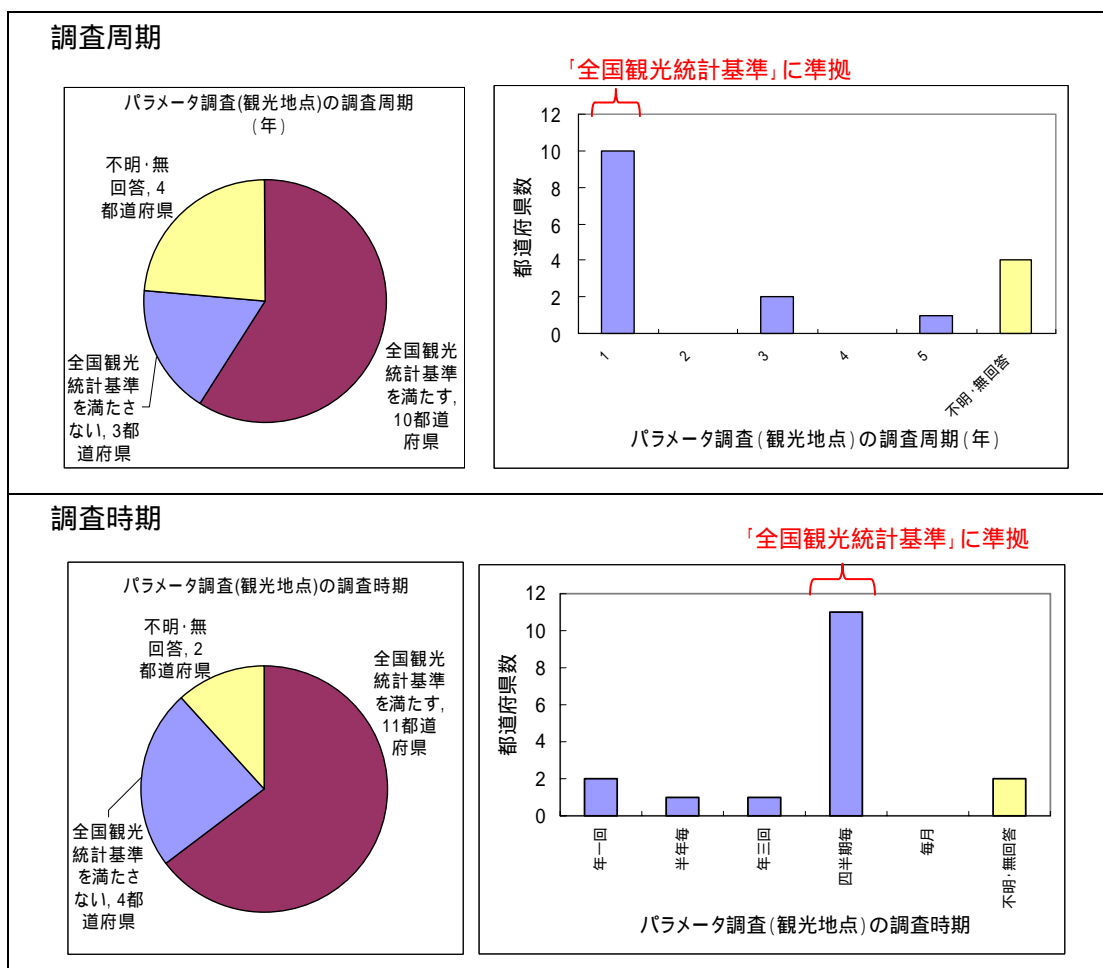


3) 調査周期と調査時期

調査周期について、「全国観光統計基準」に定められる通り「毎年」実施している都道府県は、パラメータ調査を実施している17都道府県のうち、10都道府県である。

また、調査時期について「全国観光統計基準」に定められる通り「四半期ごと」に実施している都道府県は11都道府県である。

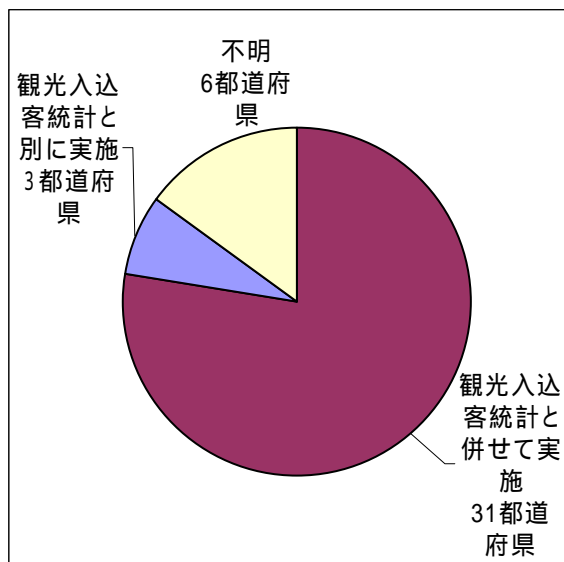
図 11 パラメータ調査の概要(調査周期と調査時期)



(5) 1人当たり消費額調査

観光消費額を推計している都道府県は40都道府県である。そのうち、31都道府県が、観光入込客統計と併せて実施している。

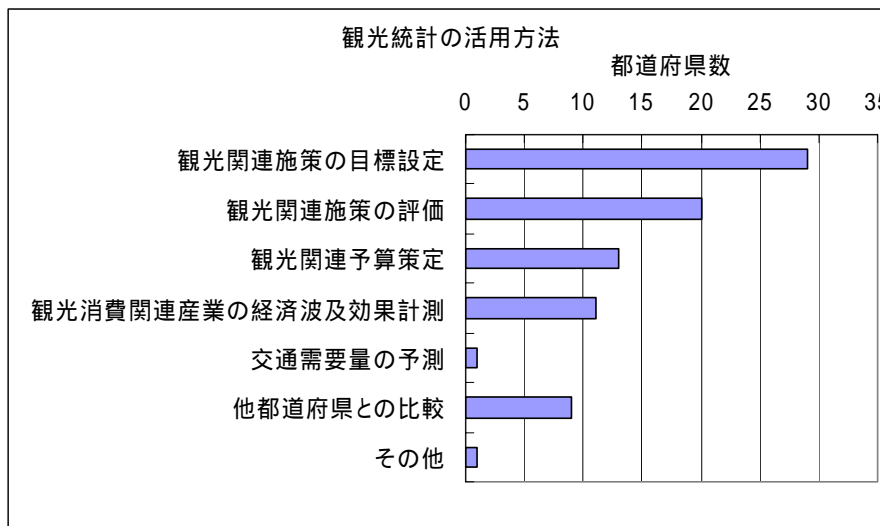
図 12 1人当たり消費額調査の実施方法



(6) 調査の活用方法

観光関連の活用がほとんどであるが、インフラ整備のための基礎資料として利用などの例もあった。なおインフラ整備のためには観光のみではなく、業務目的も含めた入込客の把握が必要になると考えられる。

図 13 観光統計の活用方法(都道府県アンケート集計結果)



2007年12月に調査実施

回答都道府県：31都道府県(複数回答可)

3 - 3 観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）

3 - 3 - 1 調査の対象

（1）概要

1）観光入込客数：

日帰り／宿泊／県内／県外／外国人を問わず、当該都道府県を訪れる観光客の総実数

世界観光機関（UNWTO）の「T S Aの定義する観光・観光消費・観光産業」によれば、観光とは余暇、レクリエーション、業務等の目的を問わず非日常圏への旅行とされている。本ガイドラインでは、これを原則とする。

なお、国土交通省が実施している「旅行・観光消費動向調査」（承認統計）において、上記の基準をさらに具体化し、「宿泊旅行」とは「自宅以外で1泊以上宿泊（車中泊を含む）をする全ての旅行」、「日帰り旅行」とは片道の移動距離が80km以上または所要時間（移動時間と滞在時間の合計）が8時間以上の非日常圏への旅行」としているため、本ガイドラインにおいてもこれに準ずることとする。

2）観光消費額単価：

当該都道府県を訪れる観光入込客1人当たりの観光消費額単価

本ガイドラインでは、観光入込客数、観光消費額単価は、政策立案等へのデータの活用を考え、以下の属性別に把握する。

表 17 調査の対象

	日帰り客		宿泊客	
	観光等 (ビジネス以外)	ビジネス	観光等 (ビジネス以外)	ビジネス
県内				
県外				
訪日外国人				

なお、国が宿泊施設を対象として実施している「宿泊旅行統計調査」（承認統計）との重複を避けるため、都道府県では、宿泊施設に対する調査は原則として行わない。

(2) 観光入込客数の把握

本ガイドラインでは、観光地点に訪れる観光入込客を対象とした調査によって、(1)で示す区分の観光入込客数のうち、以下の区分の日帰り客数について推計を行う。

表 18 観光入込客数にかかる調査の対象

	日帰り客	
	観光等 (ビジネス以外)	ビジネス
県内		
県外		
訪日外国人		

宿泊客数については、別途、宿泊旅行統計調査によって把握していることから、宿泊旅行統計調査の結果を活用することで、以下の区分の宿泊客数の把握を行う。

表 19 宿泊旅行統計調査を活用する対象

	宿泊客	
	観光等 (ビジネス以外)	ビジネス
県内		
県外		
訪日外国人		

なお、観光入込客数は、少なくとも四半期ごとに把握する。

(3) 観光消費額単価の把握

本ガイドラインでは、観光地点に訪れる観光入込客を対象とした調査によって、以下の区分の観光消費額単価について推計を行う。

ただし、ビジネス目的の宿泊客に係る観光消費額単価については、観光地点に訪れる観光入込客を対象とした調査では十分に把握出来ないことが想定されるため、ビジネス目的での宿泊者が大半である宿泊施設の宿泊者を対象とした調査(3-3-3(3))で後述)によって補足する。

表 20 観光消費額単価にかかる調査の対象

	日帰り客		宿泊客	
	観光等 (ビジネス以外)	ビジネス	観光等 (ビジネス以外)	ビジネス
県内				
県外				
訪日外国人				

なお、観光消費額単価は、少なくとも四半期ごとに把握する。

3 - 3 - 2 観光入込客数調査

(1) 調査及び推計のフロー

観光入込客数（属性別）の推計のため、観光地点において「観光地点入込客数調査」と「パラメータ調査」を実施する。

「観光地点入込客数調査」は、四半期ごとに都道府県内の観光地点への入込客数を合計した延べ人数（観光地点延べ人数）を把握する。

「パラメータ調査」は、四半期ごとに都道府県内に訪れる観光客の属性（県外/県内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光等（ビジネス以外）/ビジネス）と平均訪問地点数を把握する。

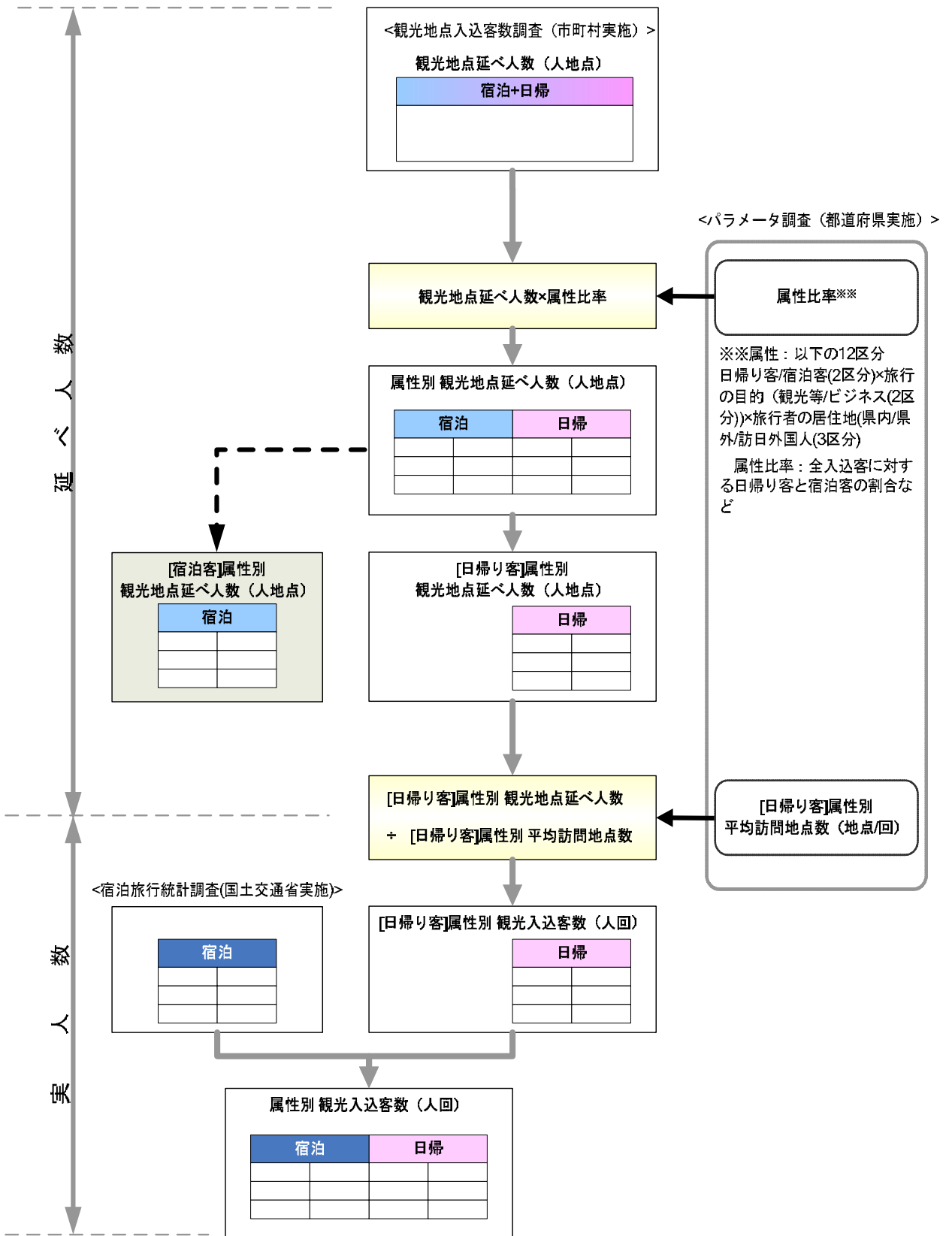
観光地点入込客調査によって、四半期ごとに把握される観光地点延べ人数は、パラメータ調査で把握される属性（県外/県内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光等（ビジネス以外）/ビジネス）別比率を用いて按分し、四半期ごとの属性別観光地点延べ人数を算出する。

四半期ごとの属性別観光地点延べ人数のうち、「日帰り客」について、パラメータ調査で把握される属性別平均訪問地点数で除すことで、「日帰り客」の四半期ごとの属性別観光入込客数（実数）を推計する。

一方、「宿泊客」については、都道府県・市町村の負担軽減の観点から「観光地点入込客数調査」「パラメータ調査」を使用せず、国土交通省が実施する「宿泊旅行統計調査」によって把握される「宿泊客」の四半期ごとの属性別観光入込客（実宿泊者）数を使用する。

上記の、「日帰り客」の四半期ごとの属性別観光入込客数と「宿泊客」の属性別観光入込客（実宿泊者）数を合計して四半期ごとの属性別観光入込客数全体を推計する。

図 14 観光入込客数調査にかかるフロー



観光地点延べ人数：都道府県全体の観光地点別入込客の合計

(2) 観光地点入込客数調査

「観光地点入込客数調査」は、都道府県内の観光地点への入込客数を合計した延べ人数（観光地点延べ人数）を把握するための調査であり、以下の通り実施する。

1) 観光地点の対象及び調査の対象

「観光地点」の対象は「観光・ビジネスの目的を問わず、観光客（3-3-1 1）参照）を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点」とし、（表2 1参照）日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない。

調査対象は、「観光地点」のうち、年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上のものとする。

なお、都道府県が自らの政策立案等への活用の観点から、上記に示した調査対象の範囲を拡大して調査を実施することは構わない。ただし、その場合、当該都道府県において調査を実施した観光地点全体を対象として、観光入込客数の推計を行うと、他の都道府県と比較して過大な推計となるため、都道府県間の比較ができない。そこで、都道府県間の比較のためには、あくまでも「年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上」の観光地点を対象とした推計により行う必要がある（推計の方法については後述）。

調査対象とする観光地点の年間入込客数の規模は、現在、観光入込客数を公表している都道府県の実態により、約99%の観光入込客数を把握できる規模とした。（3-3-5（検討資料1）「観光地点規模別の観光入込客数について」を参照）

表 21 観光地点（観光活動の拠点を含む）一覧

分類	観光地点具体例	備考
自然	山岳	
	高原	
	湖沼	
	河川	
	海岸	
	海中公園	
	その他自然資源	渓谷、岬、島嶼、岩石 / 洞窟等
歴史	史跡	
	城	
	神社・仏閣	
	庭園	
	歴史的まち並み、旧街道 その他建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物等
都市・買物	都市型観光地点	銀座・秋葉原等、比較的遠方からの客が多いまち
	ショッピング街、ショッピングセンター	比較的遠方からの客が多い施設
	朝市・市場	
	郷土料理店・レストラン	
観覧施設	博物館	
	美術館	
	動・植物園	
	水族館	
スポーツ・レクリエーション	スキー場	
	ゴルフ場	
	テニスコート	
	アイススケート場	
	プール	
	サイクリングコース	
	ハイキングコース	
	キャンプ場	
	釣り	
	自然歩道・自然研究館	
	海水浴場	
	マリナー・ヨットハーバー	
	大規模公園	
レジャーランド、テーマパーク		
複合的スポーツリゾート施設		
大規模なリゾートホテル		
その他スポーツ・レクリエーション施設		
温泉・健康等	温泉	
	その他入浴施設	
	療養・ヘルスケア	滞在型の療養・ヘルスケア施設等
行祭事・イベント	行・祭事	
	郷土芸能・伝統工芸	
	地域風俗	
	博覧会	
	コンベンション	
	コンサート	
	映画祭	
	グリーンツーリズム	
	エコツーリズム	
	産業ツーリズム	工場見学、農業公園等
その他イベント、ツーリズム	ブルーツーリズム、アーバンツーリズム等	
その他	道の駅、サービスエリア	
	教育機関	社会人大学、研修施設、合宿施設等
	大規模宗教施設	

日常的な利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない
 通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない

2) 調査方法

観光地点延べ入込客数調査は、都道府県が、市町村に「3 - 3 - 2 (2) 1) 観光地点の対象及び調査の対象」で選定した観光地点（年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上）の全地点における毎月の入込客数を四半期に1回以上報告させることによって行う。

都道府県は、市町村から報告させた各観光地点ごとの入込客数を全観光地点分を合計することにより、当該都道府県内の延べ入込客数を算出する。

市町村は、観光地点の入込客数の把握に当たっては、基本的に、当該観光地点の管理者等からの報告、公的機関の発表等による数値を用いる。

管理者等が存在しない観光地点、管理者等からどうしても協力が得られない観光地点については、以下の様な方法によって調査・推計を行うことが考えられる。

- 当該観光地点を訪れる方が必ず立ち寄りそうな売店等の施設がある場合には、当該施設に聞き取りを行って調査する方法
- 単一の交通機関による利用が大半を占める観光地点の場合には、駅、駐車場等の交通施設において入込客数を調査する方法
- 入り口が限定出来る観光地点の場合には、入り口で入場者数をカウントすることで調査する方法
- 都市型観光地点では、最寄り駅等の流入地点における入込客数を調査する方法。

観光地点が離島である場合は、流入地点（駅、港、インターチェンジなど）において入込客数を調査する方法によっても構わない。

千葉県内市町村で実施している観光地点毎の延べ入込客数の調査方法によると、観光入込客数の調査は、管理者への聞き取りによることが概ねである。(3 - 3 - 5(検討資料2)「延べ入込客数の調査方法について」参照)

(3) パラメータ調査

「パラメータ調査」は、都道府県内に訪れる観光客の平均訪問地点数を把握する調査であり、以下の通り実施する。

1) 調査対象となる観光地点の選定方法

調査の対象とする観光地点は、3-3-2(2)1)で定めた調査対象のうちから偏りが生じないように「単純無作為」的に選定する。

調査の対象とする観光地点は、10地点以上とし、5年間は固定する。

2) 調査期間及び周期

調査期間及び周期は、毎年、四半期ごとに年4回の休日(例えば、2・5・8・11月)1日について行う。

「全国観光統計基準」では、観光地点の中分類から層別に1地点ずつ選定することとしているが、千葉県が実施したパラメータ設定用アンケート調査結果によると、「単純無作為」的抽出の方が、精度が高い結果となったため、都道府県の負担軽減の観点からも層化を行わないこととする。(3-3-5(検討資料3)「観光地点の選定における層化無作為抽出と単純無作為抽出の標準誤差率について」参照)

3) 調査サンプル数

調査サンプル数は四半期ごとに1,000以上、1観光地点当たりの調査サンプル数は同数とする(例えば、観光地点10地点で調査を実施する場合は1観光地点当たり100サンプルとなる)。

1観光地点当たりの四半期ごとの調査サンプル数は最低でも100サンプル以上とする。

調査サンプル数は、千葉県の標本分散・平均値等から試算している。(3-3-5(検討資料4)「調査サンプル数の試算について」参照)

4) 調査項目

調査項目は、属性(日帰り/宿泊別、県内/県外/訪日外国人別、観光/ビジネス)別の観光入込客数を推定するために「最低限」以下の項目を調査する(調査票のイメージは、後述)

居住地

調査対象となった観光客の居住地について、県内/県外/訪日外国人のいずれに該当するかについて把握する。

観光客の基本情報

調査対象となった観光客の基本情報について、年齢・性別を把握する。

日帰り/宿泊

調査対象となった観光客が日帰り客であるか宿泊客であるかを把握する。

旅行目的

調査対象となった観光客の旅行目的がビジネス以外の観光等であるか、ビジネス目的であるかを把握する。

同行者数

調査対象となった観光客の同行者数について把握する。

訪問地点数

調査対象となった観光客が(2)の 1)で調査対象とした観光地点のうち、当該旅行で訪れる観光地点の数について把握する。

なお、都道府県が自らの政策立案等への活用の観点から、上記以外の設問を追加することは構わない。例として以下のような項目が考えられる。

➤ 居住地	: 観光客が居住する具体的な都道府県名・国名等
➤ 宿泊日数等	: 当該旅行における宿泊日数、宿泊施設の種類等
➤ 旅行目的	: 当該旅行におけるより具体的な目的
➤ 同行者の基本情報	: 当該旅行における同行者の年齢、性別、 家族/友人/団体旅行の別等
➤ 訪問地	: 当該旅行で訪れた観光地点の具体的な名称等
➤ 観光満足度	: 当該旅行の満足度

5) 調査方法

パラメータ調査は、観光客に対する調査員による聞き取り又は観光客に対する調査員による調査票の配布回収により行う。

調査員による聞き取りの場合は、調査票は調査員が記入する。また、調査員が調査票を配布回収する場合には、調査票は観光客が記入する。

調査対象となった観光客に同行者がいる場合には、その中から1名を対象として調査を行う。

(4) 推計方法

1) 属性(県外/県内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光等(ビジネス以外)/ビジネス)別比率の推計方法

推定の精度を向上するため、同行者数、調査の対象とした観光地点の観光入込客数及び調査の対象とした観光地点数を考慮した加重平均として算出する推計方法とする。

$$\text{属性A比率} = \frac{\text{属性Aの拡大入込客数}}{\text{拡大入込客数}}$$

$$\text{属性Aの拡大入込客数} = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_{fi}}{n_{fi}} \times \text{第} fi \text{調査地点の属性Aの入込客数(サンプル数} \times \text{同行者数)}$$

$$\text{拡大入込客数} = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_{fi}}{n_{fi}} \times \text{第} fi \text{調査地点の全属性の入込客数(サンプル数} \times \text{同行者数)}$$

M : 都道府県における観光地点数

m : 都道府県における調査対象地点数

N_{fi} : 第 fi 調査地点の入込客数

n_{fi} : 第 fi 調査地点の調査対象入込客数(サンプル数×同行者数)

2) 属性別平均訪問地点数の推定方法

推定の精度を向上するため、同行者数、調査の対象とした観光地点の観光入込客数及び調査の対象とした観光地点数を考慮した加重平均として算出する推計方法とする。

$$\text{属性別平均訪問地点数} = \frac{1}{N} \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_{fi}}{n_{fi}} \sum_{j=1}^{n'_{fi}} \text{入込客} j \text{の(属性別平均訪問地点数} \times \text{同行者数)}$$

N : 都道府県における入込客総数×属性別比率

M : 都道府県における観光地点数

m : 都道府県における調査対象地点数

N_{fi} : 第 fi 調査地点の入込客数

n_{fi} : 第 fi 調査地点の調査対象入込客数(サンプル数×同行者数)

n'_{fi} : 第 fi 調査地点の調査対象のサンプル数

(5) 北海道及び沖縄県の特例

海に囲まれた北海道・沖縄県は、運輸機関データ(航空・船舶)から、県外からの観光入込客数(実数)を精度よく把握することができる。したがって、水際である空港等の交通施設におけるアンケート調査(居住地・消費額・旅行目的などを調査)から県外からの観光入込客数及び観光消費額単価を推計することも可能とした。

この場合、県内客の情報を別途把握する必要があるが、本ガイドラインに従った観光地点調査とパラメータ調査の組合せ、あるいは該当都道府県内を対象とした世帯調査などがあり、そのいずれでも構わない。

3 - 3 - 3 観光消費額調査

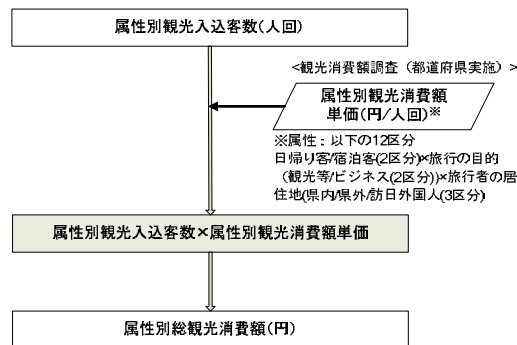
「観光消費額調査」は、都道府県内に訪れる観光客の当該都道府県内における観光消費額を把握する調査であり、以下の通り実施する。

(1) 調査及び推計のフロー

観光消費額の推計のためには、「観光消費額調査」を実施し、「観光消費額単価」を把握する。

四半期ごとの属性別観光入込客数に、観光消費額調査によって把握される属性別 1 人当たり消費額単価を乗じることで、四半期ごとの属性別総観光消費額を推計する。

図 15 観光消費額調査にかかるフロー



(2) 観光地点における調査

「観光消費額調査」は、「パラメータ調査」と併せて、同一の調査で実施することで効率的に調査を実施することができる。

(3) ビジネス宿泊目的での宿泊者を対象とした補足調査

ビジネス目的の宿泊客に係る観光消費額単価については、観光地点を訪れる観光入込客を対象とする調査では十分なサンプルが得られないことが想定されるため、ビジネス目的での宿泊者が大半であると考えられる宿泊施設の宿泊客について補足的に調査を行う。

調査対象は、都道府県内のビジネス目的での宿泊者が大半であると考えられる宿泊施設 2 施設以上を選定し、その施設への留め置きにより、宿泊者に対して、パラメータ調査と同様の調査票による調査を行う。調査対象宿泊施設の選定は、可能な限り、都道府県内における平均的な価格帯の宿泊施設を選定する。

調査サンプルは、1 宿泊施設当たり、1 年間で 100 以上を確保する。

調査期間及び周期は四半期ごとに年 4 回行うこととし、四半期ごとに同数の調査サンプルを確保する。

調査対象宿泊施設は、5 年間は固定する。

(4) 推計方法

1) 属性(県外/県内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光等(ビジネス以外)/ビジネス)別比率の推計方法

推定の精度を向上するため、同行者数、調査の対象とした観光地点の観光入込客数及び調査の対象とした観光地点数を考慮した加重平均として算出する推計方法とする。

$$\text{属性A比率} = \frac{\text{属性Aの拡大入込客数}}{\text{拡大入込客数}}$$

$$\text{属性Aの拡大入込客数} = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_{fi}}{n_{fi}} \times \text{第}fi\text{調査地点の属性Aの入込客数 (サンプル数} \times \text{同行者数)}$$

$$\text{拡大入込客数} = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_{fi}}{n_{fi}} \times \text{第}fi\text{調査地点の全属性の入込客数 (サンプル数} \times \text{同行者数)}$$

M : 都道府県における観光地点数

m : 都道府県における調査対象地点数

N_{fi} : 第 fi 調査地点の入込客数

n_{fi} : 第 fi 調査地点の調査対象入込客数 (サンプル数 × 同行者数)

2) 属性別1人当たり消費額の推定方法

推定の精度を向上するため、同行者数、調査の対象とした観光地点の観光入込客数及び調査の対象とした観光地点数を考慮した加重平均として算出する推計方法とする。

$$\text{属性別1人当たり消費額} = \frac{1}{N} \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_{fi}}{n_{fi}} \sum_{j=1}^{n'_{fi}} \text{入込客}j\text{の (属性別消費額} \times \text{同行者数)}$$

N : 都道府県における入込客総数 × 属性別比率

M : 都道府県における観光地点数

m : 都道府県における調査対象地点数

N_{fi} : 第 fi 調査地点の入込客数

n_{fi} : 第 fi 調査地点の調査対象入込客数 (サンプル数 × 同行者数)

n'_{fi} : 第 fi 調査地点の調査対象のサンプル数

ビジネス目的の宿泊客 1 人当たり消費額については、観光消費額調査とビジネス目的での宿泊者が大半である宿泊施設における調査結果を用いて、単純平均³で推計する方法とする。

$$1 \text{ 人当たり消費額} = \frac{1}{\sum_{i=1}^{m_1} n_{fi} + \sum_{i=1}^{m_2} l_{fi}} \left[\sum_{i=1}^{m_1} \sum_{j=1}^{n'_{fi}} \text{入込客}j \text{の (消費額} \times \text{同行者数)} + \sum_{i=1}^{m_2} \sum_{k=1}^{l'_{fi}} \text{入込客}k \text{の (消費額} \times \text{同行者数)} \right]$$

n_{fi} : 第*f*i観光消費額調査地点の調査対象入込客数 (サンプル数×同行者数)

n'_{fi} : 第*f*i観光消費額調査地点の調査対象のサンプル数

l_{fi} : 第*f*i補足調査地点の調査対象入込客数 (サンプル数×同行者数)

l'_{fi} : 第*f*i補足調査地点の調査対象のサンプル数

3 - 3 - 4 調査・推計結果等の公表

四半期ごとに、属性 (県外/県内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光等 (ビジネス以外)/ビジネス) 別観光入込客数及び属性別観光消費単価をとりまとめることが望ましい。

また、その際、調査の前提条件等については、できる限り具体的に示す。

国は、都道府県の調査結果を、整理・分析して、四半期ごとに公表する。

³ 補足調査では宿泊施設における調査日の宿泊客数を把握出来ないこと、また、「ビジネス目的での宿泊者が大半であると考えられる宿泊施設」の母集団数の把握が困難であることから、単純平均としている。

「パラメータ調査」及び「観光消費額調査」調査票（案）

Q1 . あなたのお住まいはどこですか。該当する箇所に をしてください。

1 . 県内 2 . 県外 3 . 外国

Q2 . あなたの性別、年齢について、該当する箇所に をしてください。

性別 : 1 . 男性 2 . 女性
 年齢 : 1 . 10 歳未満 2 . 10 歳代 3 . 20 歳代 4 . 30 歳代 5 . 40 歳代
 6 . 50 歳代 7 . 60 歳以上

Q3 . 今回の旅行は日帰りですか、宿泊ですか。該当する箇所に をしてください。なお、他の都道府県の宿泊施設に宿泊している場合には「日帰り」としてください。

1 . 日帰り 2 . 宿泊

Q4 . 今回の旅行の主要な目的はなんですか。該当する箇所に をしてください。なお、私用・帰省などのビジネス以外は「観光など」としてください。

1 . 観光など 2 . ビジネス

Q5 . あなたも含めて、何人で旅行されましたか。なお、本アンケートには代表者1名がお答えください。なお、人数には、子供や乳幼児も1人とカウントしてください。

() 人

Q6 今回の旅行では何地点をまわられましたか。なお、観光地は別添の一覧表⁴から全てを数えてください。また、これから訪問する地点も含めてお答えください。

() 地点⁵

Q7 . 今回の旅行のうち、 県内で使う1人当たりの費用はおいくらですか。これから使う予定の費用も含めてお答えください。なお、他の都道府県の宿泊施設に宿泊している場合には、「宿泊費」は記入しないでください。また、今回の旅行がパック旅行である場合、パック旅行の費用は「パック料金」の欄に記入してください。パック旅行の費用と別に使った額は、該当する費用の欄にご記入ください。

総額 : () 円
 交通費 : () 円 宿泊費 : () 円
 土産代 : () 円 飲食費 : () 円
 入場料 : () 円 その他 : () 円
 パック料金 : () 円

～ 以上です。ご協力ありがとうございました。～

調査員記入欄

都道府県	調査地点	調査年月日	ID

⁴ 3-3-2(2) 1)で対象とした観光地点を一覧にする。ただし、都道府県が3-3-2(2) 1)の調査対象(「年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上の観光地点」)を拡大して調査を実施する場合には、「年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上の観光地点」と「以外の観光地点」を別々に一覧にすること。

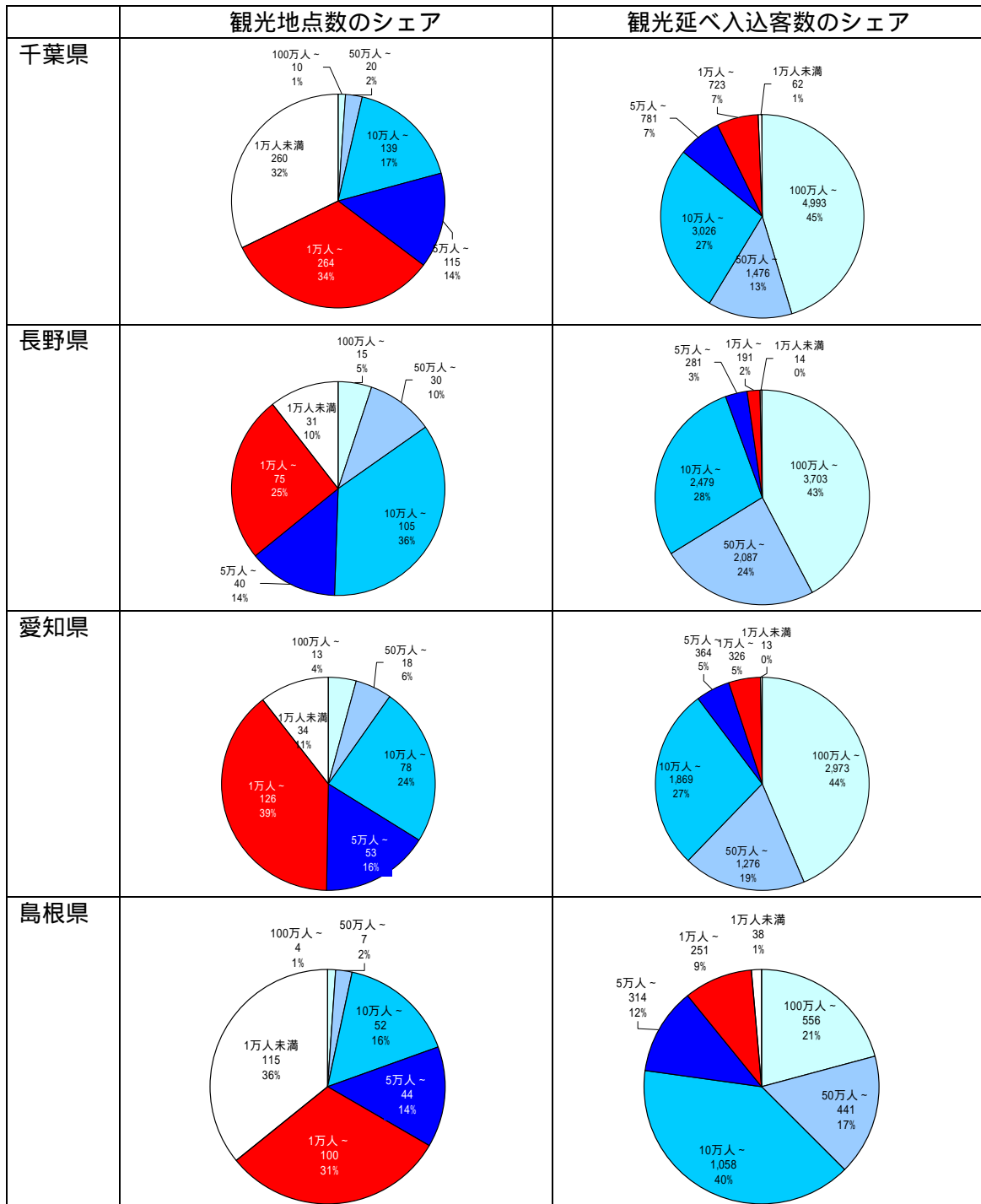
⁵都道府県が3-3-2(2) 1)の調査対象を拡大して調査を実施する場合には、「年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上の観光地点数」と「以外の観光地点における訪問地点数」を別々に把握すること。

3 - 3 - 5 検討資料

(検討資料1) 観光地点規模別の観光入込客数について

観光地点別の観光入込客数を公表している都道府県について、観光地点規模別に、観光地点数及び観光延べ入込客数のシェアを算出した。観光地点数では、年間1万人未満の観光地点のシェアが一定程度あるものの、観光延べ入込客数では年間5万人以上の規模で約9割、年間1万人以上の規模で約99%を網羅していることから、本ガイドラインでは年間入込客数1万人以上の観光地点を調査対象とした。

図 16 都道府県の観光地点数シェアと延べ入込客数シェア



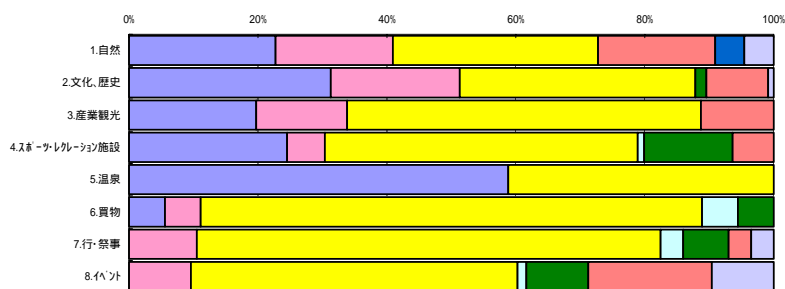
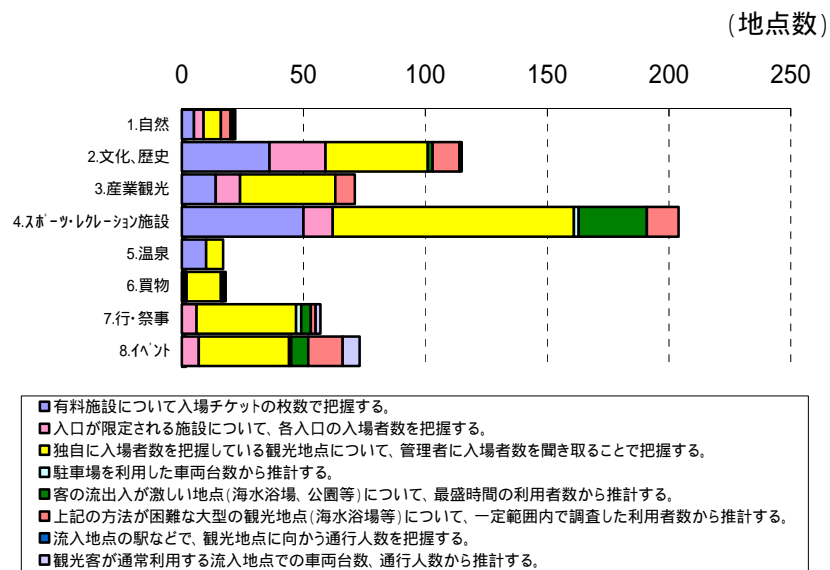
(検討資料 2) 延べ入込客数の調査方法について

平成 20 年 1 月に千葉県内の市町村が実施している観光地点ごとの延べ入込客数の調査方法について、アンケート調査を行った。

観光地点が実施している調査方法について、結果を整理すると以下のとおりであり、結果的に管理者への聞き取りにより調査しているところが多い。

- 有料施設と考えられる観光地点はチケットの枚数による把握が多い
- 有料施設ではないと考えられる観光地点は管理者への聞き取りによる把握が多い

図 17 地点延べ人数の把握方法



対象地点数：684 地点 回収率：66% (千葉県全観光地点を対象)

注：「全国観光統計基準」に定められているとおりアンケートから「平均乗車人数」「観光者率」などを推定している市町村はほとんどない。

(検討資料 3)

観光地点の選定における層化無作為抽出と単純無作為抽出の標準誤差率について

「全国観光統計基準」では、「観光地点の中分類（自然、文化・歴史、…）から 1 地点ずつ」としており、観光地点の中分類を層として観光施設等を選定している。層化は、主として、推定精度を高めるために実施するものであるが、層化を行うと推定式が複雑になる。また、層化が適切でないと、必ずしも推定精度が高まるとは限らない。都道府県が実施することを考えれば、できる限り推定式が簡略である方が、負担は少ないと考えられる。そこで、平成 18 年度に千葉県が実施したパラメータ設定用アンケート調査の結果を例に、以下の通り検討を行った。

平均訪問地点数について、層化を行った場合と行わない場合の標準誤差率の比較を行った。簡単のため、層化無作為抽出と単純無作為抽出と仮定し⁶、計算を行ったところ、層化無作為抽出よりも単純無作為抽出の方が、精度が高い結果となった。（表 2 2 参照）

従って現行の層化は適切とは言えないため、適切な層化基準を設けるか、層化を行わない方が良いと考えられる。

都道府県が保有している観光施設等の名簿では、中分類以外の多くの属性が登録されていることは想定しにくいことから、適切な層化基準を設定することは困難と考えられる。さらに層化によって、推定式が複雑になる。

⁶層化二段抽出及び二段抽出として計算すべきであるが、観光施設毎の延べ入込客数が不明であるため、計算することができないため。

表 22 層化にかかる標準誤差率の算出

中分類	延べ 入込客数	調査人数	平均訪問地点数(地点/回)			
			最小	最大	平均	標準偏差
01自然	2,268,808	1,572	1.0	19.0	4.0	2.3
02文化・歴史	33,128,806	5,765	1.0	100.0	3.0	4.5
03産業観光	8,806,988	1,306	1.0	10.0	2.5	2.1
04スポーツ・レクリエーション施設	53,303,299	2,006	1.0	15.0	1.8	1.5
05温泉	4,334,011	2,203	1.0	5.0	1.3	0.5
06買い物	8,433,705	459	1.0	90.0	3.3	6.0
07行・祭事	6,796,691	270	1.0	10.0	2.8	1.5
08イベント	10,870,556	555	1.0	6.0	1.5	0.9
総数	127,942,864	14,136	1.0	100.0	2.6	3.4

1人当たり訪問地点数の標準誤差率

層化無作為抽出: 1.24%
単純無作為抽出: 1.11%

なお、標準誤差率の推定は以下の式を用いた。

< 層化無作為抽出 >

$$e = \frac{\sqrt{\sum_{h=1}^8 \left(\frac{N_h}{N}\right)^2 \left(\frac{1}{n_h} - \frac{1}{N_h}\right) \sigma_h^2}}{\mu}$$

$$\mu = \sum_{h=1}^8 \frac{N_h}{N} \bar{x}_h$$

e : 標準誤差率

N : 延べ入込客数総数

N_h : h 層の延べ入込客数

n_h : h 層の調査人数

σ_h : h 層の標準偏差

\bar{x}_h : h 層の平均訪問地点数

< 単純無作為抽出 >

$$e = \frac{\sqrt{\frac{N-n}{N} * \frac{1}{n} \sigma^2}}{\mu}$$

$$\mu = \frac{1}{N} \sum x_i$$

e : 標準誤差率

N : 延べ入込客数総数

n : 調査人数総数

σ : 標準偏差

x_i : 平均訪問地点数

(検討資料 4) 調査サンプル数の試算について

観光地点への入込客を母集団とし、平均訪問地点数及び観光消費額単価の母分散・母平均が千葉県の本分散・平均値と等しいと仮定した場合に、必要なサンプル数を試算した。

サンプル数を 1,000 サンプルとした場合でも、標準誤差率は 5% 以下であるため、四半期ごとに 1,000 サンプルとした。

ただし、これらは、粗い仮定に基づいて試算しているため、試験的な調査の結果によって見直しを行う必要がある。

表 23 サンプル数にかかる標準誤差率の算出

平均訪問地点数ベース

	母集団 (千人地点)	母分散	サンプル数 (人)	平均値 (地点/回)	標準誤差率
出典	東京都	千葉県		千葉県	
数値	865,446	3.38	1,000	2.56	4.2%
	865,446	3.38	3,000	2.56	2.4%
	865,446	3.38	5,000	2.56	1.9%

母集団は最も地点延べ人数の多い都道府県を選択した

1人当たり消費額ベース

	母集団 (千人地点)	母分散	サンプル数 (人)	平均値 (円/人)	標準誤差率
出典	東京都	千葉県		千葉県	
数値	865,446	20,963	1,000	15,797	4.2%
	865,446	20,963	3,000	15,797	2.4%
	865,446	20,963	5,000	15,797	1.9%

母集団は最も地点延べ人数の多い都道府県を選択した

なお、標準誤差率は下式で算出した。

$$e = \frac{\sqrt{\frac{N-n}{N} * \frac{1}{n} \sigma^2}}{\mu}$$

$$\mu = \frac{1}{N} \sum x_i$$

e: 標準誤差率

N: 延べ入込客数総数

n: 調査人数総数

σ: 標準偏差

x_i: 平均訪問地点数 (1 人当たり消費額)

3 - 4 今後の課題

(1) 当面の課題について

本ガイドラインに基づいて、平成 20 年度中に、複数の自治体で、試験的な調査を実施し、本ガイドラインの内容の妥当性や精度等の評価を行う。また、その評価等に基づいて、必要な見直しを行う。

試験的な調査の実施に向けては、本ガイドラインで示した調査票案に加えて、評価に必要な調査項目（例えば、1 回の旅行で同一県内の複数の宿泊施設に宿泊すると二重に計上等）を検討し、調査票の設計を行う。また、都道府県が調査を実施する際に必要な調査の手引き（マニュアル）についても整備を行う。

今後、試験的な調査の実施に向けた調査設計を行うに当たっては、下記のこと留意すべきである。

- 観光入込客数のうち、宿泊旅行統計調査で把握される宿泊客数については、旅行者が 1 回の旅行で同一県内の複数の宿泊施設に宿泊すると、二重に計上される課題がある。宿泊者の二重計上の影響がどの程度あるか確認をする必要がある。
- 観光入込客数及び観光消費額の推計を「休日」のみで実施するパラメータ調査の結果を用いて推計することとしているが「平日」と「休日」の観光入込客の状況に差がないのかどうか、確認をする必要がある。
- パラメータ調査において、訪問する観光地点数や観光消費額について「外れ値」が発生した場合の対応をあらかじめ都道府県に示しておく必要がある。

各都道府県による本ガイドラインの導入スケジュール等を調整し、都道府県間比較を可能とする体制の整備が必要である。

(2) 将来の課題について

観光入込客数の推計のためには、観光地点ごとの入込客数を漏れなく、かつ、正確に把握することが重要である。

また、観光地点ごとの入込客数の調査を実施する都道府県、市町村の負担軽減を図ることも一方で重要である。

しかし、観光地点ごとの入込客数を把握する方法は、今のところ、市町村が観光地点の管理者等に聞き取りを行う等の方法以外に適当と考えられる方法がないことから、都道府県、市町村の協力が必須である。

今後、平成 23 年経済センサスにおいて、商業目的の観光施設利用者数等の把握が可能となれば、観光地点を選定するための情報整備が可能となり、都道府県、市町村の負担軽減につながるものと期待される。

4 . TSA について

4 - 1 整備の現状と今後の課題

(1) 当面の課題

「観光立国推進基本計画」では、観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことができるよう、国際的に導入が進みつつある「TSA」について、平成 22 年の本格的な導入に向けた検討を行うこととされている。

TSA は以下の 10 表から構成され、我が国における TSA の導入状況は以下の通りである。

表 24 TSA各表の概要と我が国の現状

TSA 統計表	意義	我が国の現状
Table1 訪日観光消費	Table3 の基礎情報。訪日外国人の旅行についての整理。	作成済み
Table2 国内観光消費	Table3 の基礎情報。国内居住者の国内における消費を整理。	作成済み
Table3 海外観光消費	Table1、2 との対比で、国内居住者の海外における消費を整理。	未作成 (一次統計収集が困難)
Table4 総観光消費	わが国における観光消費のまとめ。経済効果分析の基礎情報として重要。	作成済み
Table5 生産勘定	わが国における観光供給のまとめ。Table4 と対比されるもの。	未作成
Table6 国内供給及び観光消費	Table4 と Table5 の突合せにより、観光で消費された商品(財・サービス)がどの産業(生産活動)で産出されたものかを分析するもの。最重要の表。	試作
Table7 観光雇用		未作成
Table8 観光総固定資本形成		未作成
Table9 観光集合消費		未作成 (一次統計収集が困難)
Table10 非金銭指標	Table1 ~ 2、4 ~ 6 の評価に必要。訪問者 1 人当たり、従業者 1 人当たり、事業所当り等。また事業所規模別の分布の国際比較は観光分野に限らず重要	未作成
A 訪問者数及び延べ宿泊者数		未作成
B 交通機関別入国者数及び延べ宿泊者数(訪日旅行)		未作成
C 施設形態別施設数及び収容力		未作成
D 従業者数別 観光事業所数		未作成

UNWTO へのヒアリング等によれば、「TSA 導入国」となるために、上記 10 表全ての作成は必ずしも必要がないが、Table5 及び Table6 が非常に重要であるとされている。

我が国においては、Table5 及び Table6 は完成していないため、早急に整備を行うことが必要である。

UNWTO のルールに沿うためには、SNA データベースと旅行・観光消費動向調査を組み合わせて作成する必要があり、その連携が図られていないことが課題となっていたが、SNA の作成主体と連携し、平成 20 年度中に、SNA データベースを用いて Table5 及び Table6 の作成を行う。

また、Table10 についても、Table6 で捉える経済活動に対応する実物指標として重要な表と考えられることから、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査等を用いて、併せて作成を行う。

(2) 将来の課題について

地域における観光政策を検討するためには、地域における観光分野の経済活動が捉えられることが望ましい。

国際的にも、TSA の拡張モデルとして地域 TSA 等が検討されており、国際的な標準枠組み形成動向および観光先進国における状況の把握を行う必要がある。

我が国においては、今後、都道府県別の観光消費額が把握されるとともに、経済センサスの創設によって観光分野の生産が把握されることが期待されることから、これらの将来的な充実を見据えて、地域 TSA 等の拡張モデルの導入に向けた検討を行うことが望ましい。

5 . 外国人旅行者統計

5 - 1 整備の現状と今後の課題

外国人旅行者に関する統計は、「出入国管理統計」(法務省) 「宿泊旅行統計調査」(国土交通省) 「訪日外客数」(JNTO) 「訪日外国人旅行者調査」(JNTO) 都道府県による統計調査等があるが、調査結果の複合的な活用の観点から、そのデータを包括的に管理することが重要である。

「訪日外客消費動向調査」(JNTO)については、日本銀行が国際収支統計の一環として実施する「訪日外国人旅行者等の動向調査」との連携を平成17年度より進めている。今後も、国土交通省、財務省、日本銀行、JNTOにおいて、調査を効率的に実施するための連携を強化していく。

(1) 統計の包括的管理の実施について

外国人旅行者に関する統計は、「出入国管理統計」(法務省) 「宿泊旅行統計調査」(国土交通省) 「訪日外客数」(JNTO) 「訪日外国人旅行者調査」(JNTO) 都道府県による統計調査等があるが、調査結果の複合的な活用の観点から、そのデータを包括的に管理することが重要である。

(2) 消費額調査の実施体制の整備について

消費額調査の実施体制については、「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」において、国土交通省と日本銀行(「訪日外国人旅行者等の動向調査」を実施)と(独)国際観光振興機構(JNTO)(「訪日外客消費動向調査」を実施)の3者により、協力することが示され、平成17年度より協議・検討を進めているところである。

今後も、国土交通省、財務省、日本銀行、JNTOにおいて、調査を効率的に実施するための連携を強化していく。

表 25 JNTO「訪日外客消費動向調査」と日本銀行「訪日外国人旅行者等の動向調査」の協力

調査項目	居住地・国籍	性別	年齢	訪日目的	同伴者	滞在日数	利用航空会社・船会社	(ツアー除く) 支出総額	(ツアー除く) 支出の内訳	ツアー代金	ツアー代金の内訳	持込円貨	訪日回数	訪問地
JNTO											x			
日銀													x	x

注： 調査あり、 調査あり(平成17年新設) x調査なし

6. 今後のスケジュール(案)

表 26 今後のスケジュール

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
観光統計の整備に関する検討懇談会				
宿泊旅行統計分科会 ・宿泊旅行統計 (国土交通省)	調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討	調査項目新設等 実宿泊者数・特記事項の把握 市区町村別・施設タイプ別集計 週及推計の実施	調査項目新設等 客室稼働率の把握	調査対象拡大(経済センサス結果の利用) →(予備調査(24年度)) →本格調査(25年度以降)
観光入込客統計分科会 ・観光入込客統計 (各都道府県)	見直し方針検討	ガイドライン(案)の検証	新ガイドライン	→実施(22年)
観光消費額統計分科会 ・観光入込客統計 (各都道府県)	見直し方針検討	ガイドライン(案)の検証	新ガイドライン	→実施(22年)
・TSA (加工統計)			TSA本格導入	

中間取りまとめ

最終報告

参考資料

- 1-1 観光統計の整備に関する検討懇談会 委員名簿
- 1-2 宿泊旅行統計分科会 委員名簿
- 1-3 観光入込客統計分科会 委員名簿
- 1-4 観光消費額統計分科会 委員名簿
- 2-1 第5回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録
- 2-2 第6回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議事録
- 2-3 第4回 宿泊旅行統計分科会 議事録
- 2-4 第5回 宿泊旅行統計分科会 議事録
- 2-5 第1回 観光入込客統計分科会 議事録
- 2-6 第2回 観光入込客統計分科会 議事録
- 2-7 第1回 観光消費額統計分科会 議事録
- 2-8 第2回 観光消費額統計分科会 議事録
- 2-9 第3回 観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会 議事録
- 3-1 平成20年1～3月宿泊旅行統計調査 調査票 第1号様式
- 3-2 平成20年1～3月宿泊旅行統計調査 調査票 第2号様式
- 4 平成20年宿泊旅行統計 表章計画
- 5 観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）

観光統計の整備に関する検討懇談会 委員名簿

(敬称略、順不同)

座長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科長
委員	兵藤 哲朗	東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授
"	西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科・工学部都市工学科教授
"	鈴木 勝	桜美林大学ビジネスマネジメント学群教授
"	古賀 学	松蔭大学経営文化学部教授
"	清水 哲夫	東京大学大学院工学系研究科准教授
"	石川 丈二	日本銀行国際局国際収支統計担当企画役
"	片桐 正志	有限責任中間法人CRD協会総合企画部長
"	額賀 信	株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長
"	藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域振興部参事役
"	吉田 隆	独立行政法人国際観光振興機構企画本部企画部次長
"	豊島 輝雄	千葉県商工労働部観光課長
"	江川 信男	大阪府にぎわい創造部観光交流局観光振興課長
"	井上 洋	社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長
"	丁野 朗	社団法人日本観光協会総合研究所所長
"	林 清	財団法人日本交通公社常務理事
"	今井 雄三	社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長
"	池田 良	社団法人日本旅行業協会総務部総務グループ副部長
"	松田 真人	社団法人全国旅行業協会経営調査部長
"	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会副参事
"	長嶋 秀孝	社団法人国際観光旅館連盟専務理事
"	中村 義宗	社団法人日本観光旅館連盟専務理事
"	川上 征雄	国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長
関係者	本保 芳明	国土交通省大臣官房総合観光政策審議官
"	西阪 昇	国土交通省大臣官房審議官(観光担当)
"	荒木 由季子	国土交通省総合政策局観光経済課長
"	秋田 未樹	国土交通省総合政策局観光経済課長補佐

宿泊旅行統計分科会 委員名簿

(敬称略、順不同)

座長	兵藤 哲朗	東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授
委員	清水 哲夫	東京大学大学院工学系研究科准教授
"	宮川 幸三	慶応大学産業研究所准教授
"	東 耕一郎	行'アハ°-トナ-ズ'株式会社取締役マーケティング事業部長
"	清沢 正人	全国旅館生活衛生同業組合連合会理事
"	田中 昌子	秋田県産業経済労働部観光課長
"	鈴木 伸幸	三重県 観光局観光・交流室長
"	古賀 学	社団法人日本観光協会総合研究所所長
"	林 清	財団法人日本交通公社常務理事
"	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会副参事
"	新井 俊明	社団法人国際観光旅館連盟事務局長
"	中村 義宗	社団法人日本観光旅館連盟専務理事
"	川上 征雄	国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長
関係者	荒木 由季子	国土交通省総合政策局観光経済課長
"	秋田 未樹	国土交通省総合政策局観光経済課長補佐

観光入込客統計分科会 委員名簿

(敬称略、順不同)

座長	兵藤 哲朗	東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授
委員	西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科・工学部都市工学科教授
"	菅 幹雄	東京国際大学経済学部教授
"	清水 哲夫	東京大学大学院工学系研究科准教授
"	朝日 幸代	山口大学経済学部観光政策学科准教授
"	味水 佑毅	高崎経済大学地域政策学部観光政策学科専任講師
"	額賀 信	株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長
"	太田 誠	社団法人日本経済団体連合会産業第一本部国土グループ長
"	田所 俊彦	社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長
"	紀野 典彦	独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長
"	大江 英夫	九州観光推進機構事業本部長
"	古賀 学	社団法人日本観光協会総合研究所所長
"	川上 征雄	国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長
関係者	荒木 由季子	国土交通省総合政策局観光経済課長
"	秋田 未樹	国土交通省総合政策局観光経済課長補佐

観光消費額統計分科会 委員名簿

(敬称略、順不同)

座長	西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科・都市工学科教授
委員	山田 光男	中京大学経済学部教授
"	菅 幹雄	東京国際大学経済学部教授
"	香取 幸一	玉川大学経営学部観光経営学科准教授
"	宮川 幸三	慶応大学産業研究所准教授
"	朝日 幸代	山口大学経済学部観光政策学科准教授
"	石川 丈二	日本銀行国際局国際収支統計担当企画役
"	片桐 正志	有限責任中間法人C R D協会総合企画部長
"	藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域振興部参事役
"	紀野 典彦	独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長
"	塩谷 英生	財団法人日本交通公社観光文化事業部主任研究員
"	今井 雄三	社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長
"	二上 唯夫	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長
"	川上 征雄	国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長
関係者	荒木 由季子	国土交通省総合政策局観光経済課長
"	秋田 未樹	国土交通省総合政策局観光経済課長補佐

第 5 回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議 事 録

1. 実施日時：平成 19 年 10 月 4 日（木）14：00～15：30

2. 場 所：中央合同庁舎 3 号館 10 階 共用会議室 B

3. 出席者：（敬称略）

座長：山内弘隆（一橋大学大学院商学研究科長）

メンバー：

兵藤哲朗（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）、西村幸夫（東京大学大学院工学系研究科・工学部都市工学科教授）、鈴木勝（大阪観光大学観光学部教授）、石川丈二（日本銀行国際局国際収支統計担当企画役）、片桐正志（有限責任中間法人 C R D 協会総合企画部長）、清水哲夫（東京大学大学院工学系研究科准教授）、額賀信（株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長）、加藤英一（独立行政法人国際観光振興機構事業開発部長）、末永実（千葉県商工労働部観光課観光企画室長）、小牟礼まゆみ（大阪府にぎわい創造部観光交流局観光振興課主査）、井上洋（社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長）、古賀学（社団法人日本観光協会総合研究所所長）、林清（財団法人日本交通公社）、今井雄三（社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長）、池田良（社団法人日本旅行業協会総務部総務グループ副部長）、松田真人（社団法人全国旅行業協会経営調査部長）、岩佐英美子（社団法人日本ホテル協会副参事）、長嶋秀孝（社団法人国際観光旅館連盟専務理事）、中村義宗（社団法人日本観光旅館連盟専務理事）、川上征雄（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長）、本保芳明（国土交通省大臣官房総合観光政策審議官）、西阪昇（国土交通省大臣官房審議官（観光担当））、荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4. 配布資料：

- ・資料 1 - 1 委員名簿
- ・資料 1 - 2 席次表
- ・資料 2 趣旨書
- ・資料 3 宿泊旅行統計調査（平成 19 年 4 月～6 月分）プレス資料
- ・資料 4 我が国の観光統計整備に関する検討とその後の進捗状況
- ・資料 5 本懇談会における検討課題と検討体制について
- ・参考資料 1 - 1 宿泊旅行統計調査報告（平成 19 年 1～3 月）
- ・参考資料 1 - 2 宿泊旅行統計調査ニュースレター（1～3 号）
- ・参考資料 1 - 3 観光統計の整備に関する検討懇談会宿泊旅行統計分科会報告書（平成 18 年 7 月）

- ・参考資料 1 - 4 観光統計の整備に関する検討懇談会宿泊旅行統計分科会報告書（平成 18 年 1 2 月）
- ・参考資料 2 我が国の観光統計の整備に関する調査報告書（2005 年 8 月）
- ・参考資料 3 - 1 国際観光振興機構（JNTO）が実施する訪日外客調査
- ・参考資料 3 - 2 J N T O 訪日外客実態調査 2006-2007 調査結果速報
- ・参考資料 4 全国観光統計基準
- ・参考資料 5 都道府県観光統計調査の現況
- ・参考資料 6 U N W T O による観光統計の体系（国際標準）
- ・参考資料 7 主要観光先進国の観光統計整備の現況

5. 議 事：

（以下敬称略）

（1）事務局より宿泊旅行統計の結果について説明が行われた。

< 質疑応答 >

昨年 6 月と今年 6 月の結果で、回答のあった施設に違いはあるのか。（林）

- 昨年 6 月の結果は第二次予備調査の結果である。第二次予備調査は母集団調査の意味合いもあり、本年からの調査から廃業により母集団から除いたり都道府県からのご報告により追加したりしているため、母集団は異なっている。そのため、資料 3 に掲載している分析には双方の調査に回答した約半数の施設だけを対象にした分析をしている。（荒木）

（2）事務局より我が国の観光統計整備に関する検討とその後の進捗状況について説明が行われた。

< 質疑応答 >

宿泊旅行統計調査、観光入込客調査、観光消費額統計調査のいずれも平成 21 年までに検討を終え平成 22 年から検討結果に基づく調査を実施するスケジュールとなっているが、前回の懇談会で示されたスケジュールどおりに進んでいるということか。（清水）

- 前回の懇談会で示したとおりのスケジュールである。また、それだけでなく、今年 6 月に閣議決定された観光立国推進基本計画に沿ったものでもある。（荒木）

資料 5 「今後の観光統計の整備に関する検討課題（案）」で示されている市町村別表章については、日本人の旅行の動向を把握するものとして、是非実現してほしい。日本人については約 2 / 3 の市町村において標準誤差率 30 % 以内、外国人においては約 2 割の市町村のみが標準誤差率が 30 % 以内であるとの説明であったが、市町村別外国人宿泊者数の精度が保てない場合、日本人の結果のみ市町村別にするなど表章単位を変える必要があると考えられる。（清水）

- 市町村別に表章した場合の誤差率を求めているが原因は様々である。政策立案の上でも都道府県別よりも細かい表章単位が必要であり、よく精査して何らかの結果を公表できるようにしたい。（荒木）

前回の懇談会で議論のあった電子申請についてはどのような検討が進んでいるのか。(清水)

- 総務省の電子申請システムは、セキュリティを確保するために調査客体ごとに認証手続きをとる必要があり、四半期ごとに年間4回回答を必要とする宿泊旅行統計調査は、必ずしも調査客体の負担軽減にはならないと思われる。一方で、以前の懇談会でソフトウェアを配布するという議論もあったが、宿泊旅行統計調査の調査票様式に沿った出力ができる機能を宿泊施設の顧客管理ソフトに組み込むなど、何らかの方法で実現できるような議論を深めていきたい。(荒木)

欧米諸国で宿泊旅行統計調査のような統計調査で成果の上がっている例があったら示していただきたい。(西村)

- 旅行者側に調査を行うのが望ましいとされており、欧州では事業者側の調査を補う形で世帯調査が大規模に実施されている。何万世帯という規模で電話調査が行われている例がある。また、ドイツでは罰則はないものの調査を義務化していることで、事業者の調査協力がルーティン化できている。メキシコ等顧客管理ソフトウェアが普及しており、容易に宿泊者数を把握できる国もある。(荒木)

オーストラリアでは2006年から2015年までの26ヶ国分の伸び率の予測が出ている。日本も将来予測など、データを収集するだけでなく、収集したデータを生かすことを考えてほしい。(鈴木)

- 現時点ではまだ一年目で前年同月比を求めることもできず、予備調査の結果から6月の結果のみ比較できるのみで、そこまで検討できる状況ではないが、今後データが蓄積されるにつれて、そういった予測もできると思われる。(荒木)

プレスリリースの資料には併せてコメントを掲載しないのか。また、掲載されているものよりも詳細な結果は出していないのか。(鈴木)

- プレスリリースが増えると分かり難くなるを考え、今回は6月の前年同月比による分析結果のみを掲載している。次回以降のプレスリリースに掲載する内容についてご意見あればいただきたい。また、より詳細な集計結果については、国土交通省のホームページにExcel形式で公表している。(荒木)

(3) 事務局より本懇談会における検討課題と検討体制について説明が行われた。

< 質疑応答 >

用語の定義についても検討してほしい。「観光入込客統計」とあるが、「観光入込客」だと観光客のみを対象としている印象を与えてしまうので、「旅行観光入込客統計」という名称にしたほうがよいのではないかと。また、観光地の定義についても、例えばある統計結果では軽井沢の入込客数にアウトレットモールを訪れる客が含まれていないが、そのような扱いでよいのかという問題がある。(林)

- 自治体によっては観光入込客統計でも入込客全体を調査しているところや、観光目的の入込客しか調査していないところと統一されていない。何について把握しているのかということ意識し、用語の定義を行っていく必要がある。(荒木)

(4) 今後開催される宿泊旅行統計分科会、観光入込客統計分科会、観光消費額統計分科会について、各分科会の座長から挨拶があった。

私が座長を務める宿泊旅行統計分科会及び観光入込客統計分科会においては、私の研究分野の統計である幹線旅客純流動調査等とも大きく重なるので、ニーズに合わせて、それらの組み合わせた使いやすい結果を出すこともオプションとして検討したいと考えている。(兵藤)

(以上)

第 6 回 観光統計の整備に関する検討懇談会 議 事 録

1 . 実施日時：平 2 0 年 4 月 2 2 日（火）1 3：3 0～1 5：3 0

2 . 場 所：中央合同庁舎 3 号館 4 階 特別会議室

3 . 出 席 者：（敬称略）

座長：山内弘隆（一橋大学大学院商学研究科長）

メンバー：

兵藤哲朗（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）、西村幸夫（東京大学大学院工学系研究科・工学部都市工学科教授）、鈴木勝（桜美林大学ビジネスマネジメント学群教授）、守屋邦子（日本銀行国際局国際収支統計担当企画役補佐）、片桐正志（有限責任中間法人 C R D 協会総合企画部長）、吉田隆（独立行政法人国際観光振興機構企画本部企画部次長）、澁谷博之（千葉県商工労働部観光課観光企画室長）、大田勝裕（大阪府にぎわい創造部観光交流局観光振興課）、安本達式（社団法人日本観光協会総合研究所主任研究員）、林清（財団法人日本交通公社常務理事）、今井雄三（社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長）、池田良（社団法人日本旅行業協会総務部総務グループ副部長）、松田真人（社団法人全国旅行業協会経営調査部長）、岩佐英美子（社団法人日本ホテル協会副参事）、大熊昭（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課課長補佐）、本保芳明（国土交通省大臣官房総合観光政策審議官）、西阪昇（国土交通省大臣官房審議官（観光担当））、荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4 . 配布資料：

- ・資料 1 - 1 委員名簿
- ・資料 1 - 2 席次表
- ・資料 2 観光統計の整備に関する検討懇談会 中間取りまとめ（案）
- ・資料 3 観光統計の整備に関する検討懇談会 中間取りまとめ（案）概要版
- ・資料 4 分科会の開催状況

5 . 議 事：

（以下敬称略）

（ 1 ） 中間とりまとめについて

- 1) 兵藤委員より宿泊旅行統計分科会の開催状況について報告が行われた。さらに、事務局より中間とりまとめ（案）について説明が行われた。

< 質疑応答 >

施設タイプは宿泊施設の申告によるのか。(林)

- そのとおり。(秋田)

発表の仕方についてももう少し工夫されたい。調査結果の各項目について事実が記述されているが、これに加えてコメントを5項目程度書き込んでほしい。特異なイベントに対するコメントや対前年比との比較などを加えてほしい。(鈴木)

- 去年は本調査1年目だったため、対前年比をとれなかったが、予備調査結果から対前年比が算出できる月についてはパネル分析を行った。これにより、北陸での震災の影響、九州での台風の影響などを確認できた。今年度から特記事項も記入されるため、これらも利用した分析を行いたい。また他の統計と組み合わせた分析を行っていききたい。委員からも分析方法について示唆をいただけるとありがたい。(荒木)
- 統計を公表していけば、今後、研究者が利用・分析して、発表していきだろう。(山内座長)
- ダボス会議で観光競争力ランキングが示されているが、海外に我々の取組をアピールできるように英語で公表することも検討してほしい。(鈴木)
- 英語での情報発信の必要性について痛感している。TSAについても同様にアピールが不十分だと感じている。可能な限り英語で発信していきたい。(荒木)
- UNWTOに日本人スタッフを送り込むことも一案である。(山内座長)

実人員を把握するとのことであるが、施設が、実数を調べて記入したのか、平均連泊数から推定して記入したのか把握できた方がよい。協会でも実人数を調査しているが、全事業者から回答を得ることは困難である。例えば協会では把握している平均連泊数は、日本人は1.2泊、外国人は2.1泊であるが、施設が平均連泊を丸めて1泊、2泊数として推定して記入してしまうと信頼性が危惧される。また「宿泊手続きをした人数」は「宿泊人数」のほうが自然な表現ではないか。(岩佐)

- すでに総務省の承認を得て実施しているため1年間に変更できない。すでに宿泊施設からの問い合わせも寄せられているため、これを踏まえて、来年の調査での反映を検討したい。(荒木)

- 2) 西村委員より観光消費額統計分科会、兵藤委員より観光入込客統計分科会の開催状況について報告が行われた。さらに、事務局より中間とりまとめ(案)について説明が行われた。

< 質疑応答 >

観光地点について、定義をきちんと定めてほしい。例えば、ツーリズムの定義はUNWTOに準じるのか日本の一般的な概念に従うのか、ショッピングセンターをどう扱うか、など。また、調査方法について、「警察発表」表現が気になる。警察発表の数値を用いることは好ましくないのではないか。警察発表の数値は警備を目的としており、カウント方法も分からない。(林)

- 入込客数のカウント方法は、管理者へのヒアリングを中心と考えているが、管理者に協力いただけないことを都道府県が心配しているため、例示的に示している。「警察発表」は花火大会などを想定して含めていたが、公的機関の発表値との表現に修正する。(荒木)
- 実人数について宿泊と日帰りが重複した場合はどうするのか。(林)
- 日帰りか宿泊は属性比率で設定する。(荒木)
- 入込客調査の信頼度は低いと以前からいわれている。この調査で精度がよくなることは望ましい。(山内座長)

前回の観光入込客統計・観光消費額統計分科会での額賀委員の意見を受けて、公表頻度を四半期ごととしていただいたことに敬意を表したい(片桐)

調査票について、JNTO で実施している調査と同じ質問が多く、連動できることが期待される。金額について答えていただけるか不安があるが、当方の調査でも比較的回答率が高かったため、問題はないと思われる。なお、1人当たり消費額は数値の妥当性について感覚にどうか検証する必要がある。(吉田)

- 消費額について都道府県の調査をみると比較的回答いただいていると感じている。ただし個票データをみると外れ値も大きく対応方法を検討する必要がある。こちらは試験的な調査で検討したい。(荒木)
- 研修や国際会議参加などでの長期滞在者の消費額は大きく外れる可能性があり、個人属性と合わせて考える必要がある。滞在日数などでも検証することができる。(吉田)
- 特に外国人については、県内と県外の観念が難しい。例えば箱根や富士山などのように複数の都道府県にまたがる観光地点などもある。(吉田)
- 外国人だけではなく、日本人においても、特にパック旅行などでありうると考えている。外国人については、パラメータ調査の際に調査員が外国人に調査できないことによるバイアスも大きいと考えている。そのため、JNTO の訪問率などによる検証が必要だと考えている。また、把握が困難な属性として、外国人だけでなく日帰りビジネス客も挙げられる。こちらは全国幹線旅客純流動調査などの交通量調査などと比較して検証することが必要だと考えている。(荒木)

3) 全体討議

< 質疑応答 >

CRD 協会としても統計データを扱っているが、都道府県からの個票データを利用できるような体制をとることも重要ではないか。(片桐)

- 宿泊旅行統計は、すでにできる限りの方法で公表している。個票データを一般に公表することは難しい。ただし、地方公共団体に対してはすでに提供している。入込客統計については都道府県が調査主体となり調査を行っているため、全都道府県の個票データを国が収集することが難しい。ただし、新しいガイドラインにそった推計が容易ではないこと、ガイドラインとは異なる独自の集計を行いたいという都道府県もあることから、ガイドラインに基づくデータを都道府県から提供いただき国が推計することも考えてい

る。(荒木)

- 属性・地域など分析に必要なデータのみとして、匿名化して、提供することも考えられるのではないか。(片桐)
- 宿泊旅行統計については、すでに地方公共団体に提供する際に、匿名化している。しかし、統計法上、目的外使用は研究目的であっても難しい状況にある。入込客統計については、都道府県がデータを管理しているため、協力を得ることが難しいと考えている。国がとりまとめることによる各都道府県のメリットが理解されるように、今年度の試験的な調査の中で、情報発信も含めて行っていきたい。(荒木)
- 個票データの公表について、大変なことはわかるが、できる限り努力いただきたい。(山内座長)

統計は一括して、情報管理部で行うということはないのか。(林)

- 観光統計は、省庁横断的に注目されており、観光政策の中で作成する体制としている。その上で情報管理部出身のスタッフが実務を担当している。また、現在はアウトソーシングする流れにあり、観光統計に関しても設計はこの懇談会等を通じて国が行い、実務はシンクタンク等にアウトソーシングしている。(荒木)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第4回 宿泊旅行統計分科会 議事録

1. 実施日時：平成19年10月31日（水）15：30～17：30

2. 場所：中央合同庁舎3号館3階 総合政策局C会議室

3. 出席者：（敬称略）

座長：兵藤哲朗（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）

メンバー：

清水哲夫（東京大学大学院工学系研究科准教授）、宮川幸三（慶応大学産業研究所准教授）、東耕一郎（アイデアパートナーズ株式会社取締役マーケティング事業部長）、清沢正人（全国旅館生活衛生同業組合連合会理事）、田中昌子（秋田県産業経済労働部観光課長）、鈴木伸幸（三重県観光局観光・交流室長）、安本達式（社団法人日本観光協会総合研究所主任研究員）、林清（財団法人日本交通公社常務理事）、岩佐英美子（社団法人日本ホテル協会副参事）、新井俊明（社団法人国際観光旅館連盟事務局長）、中村義宗（社団法人日本観光旅館連盟専務理事）、石島徹（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐）、荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4. 配布資料：

- ・資料1 - 1 委員名簿
- ・資料1 - 2 席次表
- ・資料2 懇談会趣旨書
- ・資料3 懇談会・分科会における検討課題と検討体制について
- ・資料4 短期的検討課題について
- ・資料5 長期的検討課題について
- ・参考資料1 - 1 宿泊旅行統計調査調査票 第1号様式
- ・参考資料1 - 2 宿泊旅行統計調査調査票 第2号様式
- ・参考資料2 - 1 宿泊旅行統計調査調査票 変更案 第1号様式
- ・参考資料2 - 2 宿泊旅行統計調査調査票 変更案 第2号様式
- ・参考資料3 外れ値施設一覧
- ・参考資料4 宿泊旅行統計調査結果報告（平成19年4～6月） プレス資料

5. 議事：

（以下敬称略）

(1) 事務局より資料2及び資料3についての説明が行われ了承された。

(2) 事務局より資料4 短期的課題について説明が行われた。

< 質疑応答 >

実宿泊者数の把握は観光立国推進基本計画における日本人の年間宿泊数を増やすという政策の評価に用いるとのことだが、この調査票による実宿泊者数は旅行1回当たりの宿泊数の平均となるので、求めたい日本人1人当たり年間宿泊数とは異なるのではないか。この数値を求めるのであれば、世帯調査でなければ分からないのではないか。(林)

➤ 直接求めたい数値を得ることはできないが、ある市町村における宿泊数の傾向を見ることが出来る。宿泊施設が来客者の宿泊数を把握することが結果的に長期滞在を増やすという施策に繋がるのではないかと考えている。世帯調査で把握することが望ましいが、着地の市町村別に求めるとなると膨大な標本数となり非現実的であるという理由もある。

(荒木)

➤ 日本交通公社が実施する全国規模の世帯調査を5ヵ年分プールしたデータを用いるという案もある。(林)

日本ホテル協会に加盟する宿泊施設は現状では実人数の把握をしているが、それは月別の合計宿泊者数であり、都道府県別の実人数は把握できている宿泊施設は少ないだろう。回収率の低下が危惧される。(岩佐)

➤ 外国人についても国籍別に把握していないと思われる。また、県別や国籍別に把握している都道府県もあるが、これは宿泊旅行統計とは別の調査なのか。(東)

➤ 都道府県で実施している調査とは別の調査である。中には実人数で把握している都道府県もあるかもしれないが、都道府県それぞれで調査方法が異なるため、都道府県間比較できる精度ではないのが現状である。(荒木)

国籍別の実人数の把握は難しいだろう。平均的な宿泊日数を尋ねて代替するという案はどうだろうか。(清水)

➤ 今回資料で提示した調査票案は、実人数の把握するために最大限の変更を加えたものである。最低限把握したいレベルとしては、月別の合計宿泊者数である。(荒木)

➤ 宿泊施設においては、外国人は国籍で分けずに一括りにして把握していると思われる。一方で、日本人の都道府県別の実人数であれば把握しているのではないかと考えている。(東)

➤ 宿泊データとして都道府県別の実人数を保有しているところもあるが、それを調査票に記入するとなると手間がかかり回収率が下がることが考えられる。実人数を把握するために、できる限り回収率が高くなる方法を検討してほしい。(岩佐)

➤ 都道府県にとっては、宿泊数を増やすためには、国内のどこからの入込客が多いのかを把握することが重要であるが、各都道府県が実施している統計等の客観的なデータが不足している。都道府県別の宿泊者数のデータは必要である。(東)

➤ 宿泊者数の延べ人数であれば、現在実施している宿泊旅行統計で把握できている。しかし、その宿泊者の泊数が多いのか少ないのかが把握できていない。いずれにしてもできる限り回収率が低下しない方法で実施したいと考えている。(荒木)

➤ 難易度を低めて平均宿泊数だけを調査するか、または、標本調査のように抽出した宿泊施設にのみ実人数を含めた調査票を配布するという方法があるのではないか。(兵藤座長)

- 次回第4四半期の調査の際に、現状の調査票を併せて試験的に配布するということができないのか。(清水)
- 制度的に、調査票は総務省の承認を受けているものであり、途中で変更することができない。(石島)
- ヒアリング等で宿泊施設がどの程度であれば実人数を記入できるか調べ、ご報告させていただきたい。(荒木)

特記事項の記入欄の追加について、調査結果を個別にフィードバックしているのか。(林)

- 集計分析結果をニュースレターという形で同封しているが、個別の宿泊施設の前回調査の記入値を掲載するということはしていない。(事務局)
- 調査を重ねるごとに以前の調査票の記入値を掲載することは各宿泊施設が自身を振り返ることができ、重要な情報となると考えられる。また、それにより精度の高いデータを得ることができるのではないか。(清水)
- 調査票に以前の記入値を掲載する場合、前年同四半期の値が今年直前四半期の値か。(宮川)
- 期間が開いている分、前年同四半期のほうがよいのではないか。(荒木)
- この調査票が通知表のようなものになり、調査票をコピーしファイリングすることで宿泊施設の継続的な宿泊者数情報を蓄積できるようになればよいと考える。(兵藤座長)
- 調査票と併せて前年調査時の記入値をフィードバックするという場合、郵便物の管理の問題が出てくる。この点もクリアできるよう検討しなければならないと考えられる。(事務局)
- ここでの特記事項記入欄とは、宿泊者数の大きな変動を記入していく上で、事務局では把握しにくい全国的には周知されていない大会やイベント等の思い当たる理由を併せて記入してほしいという程度のものを考えている。(荒木)
- 期間については数日間の突発的な変動があると思われるので、月ごとのように特定しない書き方のほうがよいのではないか。(岩佐)
- あまり書き方を設定せず、自由記述のようにすることも検討していきたい。
- その程度のものであれば、資料に提示いただいた程度の欄で問題ないのではないか。(清水)
- 記入者負担を考えるともっと記入欄を大きくしてもらいたい。(林)

市町村別の表章については、四半期ごとではなく年間値の公表時のみ市町村別にするのであれば標準誤差率が低くなるのではないか。(兵藤座長)

- 年間値にすると標準誤差率にどう影響が及ぶかという点については、手元に資料がないため、この場では申し上げられない。(事務局)
- 標本数が10以下であると、標準誤差も標準誤差率もばらつきが大きくなり、資料中の市町村数以上の市町村が表章できないと考えられる。(宮川)
- 公表値によって市町村をミスリードするようなことはあってはならないと考えている。全ての市町村をランキングにして公表すれば自治体にとって刺激になるだろうが、現状では誤差率が大きすぎて意味のないランキングとなってしまう。公表できる市町村数は100未満であろうと考えている。ただ、100未満の市町村数のみを公表することは、市町村別の集計としてあまり意味がなく、これについては、ご意見いただいて検討してい

きたい。(荒木)

- 秋田県の統計結果について市町村別に延べ宿泊者数を推計したことがあるが、その結果とも乖離するだろう。公表の度に表章される市町村が異なるのであれば公表する意味がなく、誤解を招かないような配慮が必要であると考え。(田中)
- 市町村別に表章するということでは、隣の市町村というよりも有名な温泉地を有する市町村同士が互いに知りたいというようなニーズがある。しかし、表章可能な市町村数から考えると、そのようなニーズに応えるのは難しいと思われる。(荒木)
- 分析してほしいという要望があった場合は分析できるようにするという道筋を作ることとは可能か。(兵藤座長)
- 他の統計で市町村別表章をしている事例はあるのか。また、都道府県より小さく市町村よりは大きいエリアでの表章をしている例はないのか。(清水)
- 市町村別表章については、条件つきで公表している例はある。市町村表章より大きいエリアでの表章をしている例はないと思われる。(事務局)
- 表章する市町村数が公表のたびに異なるということは、制度的に問題はないのか。(清水)
- 市町村表章については、公表する基準を設ければ問題ないだろうと思われる。(石島)
- 市町村別月別の表章は不可能だと思われる。それでは、表章エリアは都道府県より小さくするが、その分時系列を年間等にするにより表章することは可能か。(清水)
- 都道府県より小さく市町村より大きいエリアは、明確な行政区域がないため、やはり都道府県より小さいエリアとなると市町村別になるだろう。(荒木)
- 議論が進んでいるが、結論はこの場では求めず、次回までの検討課題としたい。(兵藤座長)

(3) 事務局より資料5 長期的課題について説明が行われた。

<質疑応答>

宿泊旅行統計の長期的課題について、宿泊者調査に関する記述がないが、実施する予定はないのか。(清水)

- 宿泊者調査については時間がかかる問題と考えている。確かに宿泊者調査の実施が宿泊旅行をより詳細に把握するためには重要であるが、第一次予備調査で実施した際の回収率の低さ、また、貴重な余暇に泊まりに来るお客さんの手を煩わせてしまうという調査の性格上、宿泊施設の協力も得にくく、資料で示した平成22年までの計画では、この点が解決できないと考えている。(荒木)
- 宿泊施設の滞在中に回答するというスケジュールが回収率の低さを招いていると考える。他の方法を考えることも必要である。(岩佐)
- 宿泊者調査を宿泊施設で実施するというのは現時点では非常に困難である。(荒木)
- 数年に一度の調査とするのはどうか。(兵藤座長)
- 現状では数年に一度の予算を確保することは難しいが、今後統計法の改正や観光関連統計の基幹統計化など必要性や注目度が高まれば、そのようなやり方の道筋もあるかもしれない。(荒木)

時間の都合上議論できなかったが、外れ値については、別途意見を出させていただきたい。(兵藤座長)

宿泊施設のタイプ別の集計も検討していただきたい。(岩佐)

母集団名簿について、事業所企業データベースをもとに母集団を整備し、次回は経済センサスの実施時に改定できればよいと考えていたが、そのタイミングだと早くても平成 24 年にならないと再整備できない。それまで名簿を整備しなくてもよいのかという点を検討していただきたい。事業所企業データベースをもとに母集団を整備した時に対象外とした従業員数 10 人未満の宿泊施設について、再度検討する必要があるのではないかと考える。(宮川)

- いただいた意見については、短期的課題についてはメール等で詰めさせていただきたい。長期的課題については、次回開催時にご報告することとさせていただきたい。(秋田)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第5回 宿泊旅行統計分科会 議事録

1. 実施日時：平成20年3月19日（水）10：00～12：00

2. 場所：中央合同庁舎3号館2階 特別会議室

3. 出席者：（敬称略）

座長：兵藤哲朗（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）

メンバー：

清水哲夫（東京大学大学院工学系研究科准教授）、宮川幸三（慶応大学産業研究所准教授）、清沢正人（全国旅館生活衛生同業組合連合会理事）、高橋悠規（秋田県産業経済労働部観光課）、安本達式（社団法人日本観光協会総合研究所主任研究員）、新井俊明（社団法人国際観光旅館連盟事務局長）、中村義宗（社団法人日本観光旅館連盟専務理事）、石島徹（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐）、荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4. 配布資料：

- ・資料1 - 1 委員名簿
- ・資料1 - 2 席次表
- ・資料2 中間とりまとめ（案）について
- ・資料3 平成19年10～12月分及び平成19年の調査結果について
- ・参考資料1 - 1 平成20年1～3月宿泊旅行統計調査調査票 第1号様式
- ・参考資料1 - 2 平成20年1～3月宿泊旅行統計調査調査票 第2号様式
- ・参考資料2 平成20年宿泊旅行統計表章計画

5. 議事：

（以下敬称略）

（1）事務局より資料2 中間とりまとめ（案）について説明が行われた。

<質疑応答>

1人当たり年間4泊という目標があるということで実宿泊者数を調査するという事について、外国人は宿泊旅行統計よりも出入国の際に宿泊数を調査するのがよいのではないか。（兵藤座長）

➢ 1人当たり年間4泊という目標は日本人についてのもので、日本人の旅行に関して地域別に把握する必要があることから、本統計で把握する他になく、延べ宿泊者数を新設す

る実宿泊者数で除して平均泊数を算出することとした。(荒木)

調査を重ねていくにつれて回収率が低下するのではないが気になっていたが、70%を超える水準を維持できているようだ。ところで、当初回収できていたが回収できなくなった施設、当初回収できなかったが回収できるようになった施設、毎回回収できている施設の構成はいかがか。また回答内容の品質の低下はないか。(清水)

- 平成19年調査で4回とも回収できた施設が5千強。回収できたり回収できなかったりする施設が毎回2千。回収率を維持できており、回収できなくなった施設が増えたというようなことはない。回収回答内容に不備がある施設にはひとつひとつ照会を掛けており、品質のチェックは行っているが、低下しているという認識はない。(事務局)

さきほどの平均泊数については、1人当たりの年間泊数と1回当たりの連泊数は異なるものなので、取り扱いに注意が必要である。(宮川)

市区町村別表章について、対象とする市区町村の基準を標準誤差率30%以下としているが、7ページの表7をみると誤差率20~30%の市区町村は少ない。30%以下として信頼性が低く使えないと思われるよりも、基準を20%以下として信頼性が高い市区町村を対象とするか、基準は変えずに標準誤差率の大小で色分けして表示するほうが、使ってもらえるものになるのではないか。(宮川)

- 「*」印等で標準誤差率の大小を示すのがよいだろう。(兵藤座長)

宿泊施設タイプ別の表章を行うということであるが、8ページに挙げられているリゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテルの定義はあるのか。また、タイプが変動するというようなことがあると集計上問題が生じるのではないか。(宮川)

- リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテルの区分について根拠にすることができるものはないため、記入要領で定義を示して調査をしている。タイプが変動することは基本的にはないが、リニューアルで変動することはあると認識している。(事務局)

宿泊施設タイプ別の施設数の構成比はどのようになっているのか。簡易宿所とはどのようなものか。(兵藤座長)

- 8割程度が旅館であり、他の各タイプは少ない。簡易宿所としては民宿やカプセルホテル等がある。(事務局)

実宿泊者数については総宿泊者数と外国人宿泊者数についてのみとのことであるが、国籍(発地)について3区分くらいにでも把握できないか。(清水)

- 総務省の承認を得る際に検討したが、協力施設の負担が大きくなることで協力が得られないと懸念されることから断念した。居住地別については従業者数100人以上の施設に限定している状況である。国籍別についても実宿泊者数を把握するとすると、調査票のボリュームが2倍になる。(荒木)

対象施設の拡充について、15ページで副業情報の把握を要請するのが、平成23年経済センサスとなっているが、平成21年経済センサスで把握するのは間に合わないのか。(宮川)

- 平成21年経済センサスで副業情報は把握されることになっているが、調査票は決定済みであり、副業情報の把握が大分類レベルであるために飲食サービス業との区別ができない。(荒木)
- 副業情報を細分化して把握することは、平成23年経済センサスで客室数・収容人数を把握するためにも重要である。産業分類別に調査票を作成する際に、調査項目として客室

数・収容人数を入れられるレベルに細かくなっていることが望まれる。(宮川)

経済センサスは、農家も対象となるのか。先日、高知県で農家民宿を利用した際は、1部屋のみで、年間百日稼動というような状況であったが、こうした施設は長期滞在も考えられる。東京都では数が少ないかもしれないが、高知県では無視できないのではないかと。都道府県からリクエストはないのか。(清水)

- 経済センサスについては、現行の事業所・企業統計、工業統計、商業統計等を統廃合するものであり、農林業センサス、漁業センサスは統廃合の対象にはなっていない。これまでのところ都道府県からのリクエストはない。対象施設は広く捉えたいところであるが、貸し別荘、親類・知人宅など曖昧な部分があるために明確な基準で線を引かなければならないと考えている。その基準としては旅館業法に拠るものと考えており、例えば貸し別荘については、旅館業法の許可を受けているものは含めるが、そうでない不動産契約に基づくものは対象外とするということである。(荒木)

宿泊施設の数、厚生労働省によると平成19年3月現在で旅館が54,070軒、ホテル9,165軒で、計63,235軒である。資料にある数値と差があるが、この差は廃業施設ということか。(清沢)

- 資料も厚生労働省によっている。旅館、ホテルに簡易宿所を加えたものであるが、この差が何によるかは確認する。(事務局)

実宿泊者数の把握については、観光入込客統計分科会において検討しているガイドラインの方に入れてはどうか。入込客を対象として都道府県が実施するアンケート調査で把握すれば、1泊ずつ4施設を転々とする場合も4泊と捉えることができる。(高橋)

- 都道府県によってはコスト面等で標本数及び精度を確保することが難しい状況にあるため、精度を確保できる宿泊旅行統計で把握することとした。ガイドラインを軽くし、都道府県に負担を強いることは避けたいと考えている。秋田県の場合はどうか。(荒木)
- 秋田県は、小規模施設も含むため回収率は宿泊旅行統計ほど高くはないが、全施設を対象として調査を行っている。(高橋)

(2) 事務局より資料3 宿泊旅行統計調査結果報告(平成19年10~12月分及び平成19年分)について説明が行われた。

< 質疑応答 >

地域間格差が思ったより大きい。先日日本海沿岸地域の検討においてロシア人客誘致の議論ができたが、この統計をみれば微々たるものであることがわかる。(兵藤座長)

11 ページについて、徳島は四国の他の3県と傾向が異なるが、なんらかの理由があるのか。推定の精度の問題ではないか。(宮川)

- この統計で得られる定量的な情報と、別途収集する定性的な情報をあわせて分析しているところ。こうしたことから平成20年調査より特記事項記載欄を設ける。(秋田)
- 徳島県については、推定精度が低いことがないか確認する。例えば、福島県についても隣県と傾向が異なるが、こちらは韓国資本のゴルフ場があることから韓国からのゴルフ客が多いものと考えている。チャーター便でゴルフだけして帰るといった状況と聞いている。(荒木)
- 博多は韓国からの日帰りの買い物客が多いと聞いている。(兵藤座長)

➤ 徳島県はボリュームが小さいので構成比ではなく実数でみれば違和感はないのではないか。(清水)

➤ 表1の右側に総数を表示してはどうか。(兵藤座長)

数年前に台湾の旅行業界が、現在は北海道がブームだが東北でブームを作りたいといていた。直行便を飛ばすなど作りたいとって簡単に作れるものではないが、実際にそのような傾向があることが確認できる。(清水)

地域間格差と関係する話だが、この統計から外国人延べ宿泊者数の少ない都道府県は年間1~2万人という状況であることがわかり、1日30人というイメージを掴むことができる。外客誘致といっても地域によって受け止め方が違うだろう。(兵藤座長)

➤ 言葉の問題等受け入れ環境が整備できているかという側面もある。逆に、山梨県は富士山もあってともと外国人客は多いのであるが、ゴールデンルートから積極的に引き込んでいる状況にある。(荒木)

1ヶ月前に鬼怒川で宿泊した際は、8割程度は韓国からの宿泊者であるようにうかがえたが、このように特定の国の外国人に特化している施設がある。特にアクセスのよい地域。(清水)

➤ こうした施設は九州でも多い。こうした施設は、外れ値施設となっているので、外れ値施設の取り扱いの検討とも絡めて分析していく。前年同月比が把握できるようになれば、他の施設との動向の違い等が分析ができるようになる。(荒木)

構成は、関心が高いと思われる平成19年全体の結果を先に示してはどうか。10ページの表題がわかりにくい。11ページについては各都道府県のボリュームは9ページを参照すれば理解しやすいこと、12ページについても各国籍のボリュームは7ページを参照すれば理解しやすいことを明記してはどうか。また12ページについて上位5カ国については訪問先を上位5県からもう少し広げてはどうか。また、協力施設へのフィードバックはどうなっているか。(中村)

➤ 資料はご指摘をふまえ修正したい。協力施設へのフィードバックは調査票にニュースレターを同封することで行っている。(秋田)

➤ 12ページについて上位5県から広げたものも作ってみたが、構成比が小さく見づらくなった。(荒木)

1ページ目の記述は、12ページの結果から考えると「台湾からは北陸が多い」ではなく「北陸は台湾からが多い」という表現のほうが適切である。(兵藤座長)

➤ はい。国籍別に地域をみるのではなく地域別に国籍を見るほうが、各地域へのメッセージとしてもよい。(荒木)

オーストラリアについては、北海道での宿泊が多いのはよく知られている。最近では長野県でも多いという話を聞いたことがあるが、資料からその傾向は読み取れない。ボリュームは小さいということか。(清水)

➤ 外国人全体からみるとオーストラリアのボリュームは小さく、北海道、長野県からみてもオーストラリアのボリュームは小さい。(荒木)

➤ 季節別に見ればオーストラリアから北海道、長野県への宿泊客は、冬季に突出しているという傾向は読み取れる。(事務局)

➤ 季節別に傾向を読み取ることも重要。(兵藤座長)

7ページの国籍別延べ宿泊者数について、出入国管理統計の実人数と比較参照できるように

してはどうか。(中村)

- はい。出入国管理統計は、外国籍の国内居住者も計上されているので、これを推定して除いた JNTO 訪日外客統計を用いて整理してみる。(荒木)

集計結果データを公表しているとのことであるが、データから自ら分析するのは面倒だが、分析結果は他にもたくさん見たいという声があるのではないか。(兵藤座長)

- プレス資料は、目玉となるトピックを中心に作成しており、それ以外は割愛しているが、毎回の分析は定型化して作成しており、統計報告書として別途とりまとめてホームページに掲載している。(荒木)

本日の中間とりまとめは、4月22日の懇談会で報告する。来年度の分科会の方針としてはどう考えるべきか。(兵藤座長)

- 来年度も四半期毎に調査結果が出てくるとともに、遡及推計結果もできあがる予定であり、これをご報告するので、何らかのかたちでご意見をいただきたい。(荒木)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第1回 観光入込客統計分科会 議事録

1. 実施日時：平成19年10月31日（水）13：30～15：00

2. 場所：中央合同庁舎3号館3階 総合政策局C会議室

3. 出席者：（敬称略）

座長：兵藤哲朗（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）

メンバー：

清水哲夫（東京大学大学院工学系研究科准教授）、朝日幸代（山口大学経済学部観光政策学科准教授）、味水佑毅（高崎経済大学地域政策学部観光政策学科専任講師）、額賀信（株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長）、太田誠（社団法人日本経済団体連合会事業部長）、田所俊彦（社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長）、紀野典彦（独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長）、土井正隆（九州観光推進機構企画部長）、安本達式（社団法人日本観光協会総合研究所主任研究員）、石島徹（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐）、荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4. 配布資料：

- ・資料1 - 1 委員名簿
- ・資料1 - 2 席次表
- ・資料2 懇談会趣旨書
- ・資料3 懇談会・分科会における検討課題と検討体制について
- ・資料4 本分科会における検討の方向（案）及び観光入込客調査の現状
- ・参考資料1 我が国の観光統計整備に関する検討とその後の進捗状況
- ・参考資料2 全国観光統計基準
- ・参考資料3 都道府県観光統計調査の現況

5. 議事：

（以下敬称略）

（1）座長挨拶

国が実施する観光統計としては、昨年の宿泊旅行統計の予備調査を受け今年から四半期毎に実施されており、1～3月、4～6月の結果については既に国土交通省のホームページを通じて公表されている。これは、平成17年に開催された我が国の観光統計の整備に関する検討懇談会での提言を受けて実施されたものであるが、同時にその懇談会において、観光入込客

統計の充実も提言された。本分科会は、それを受けて開催されるものである。

- (2) 事務局より資料2及び資料3についての説明が行われ了承された。
- (3) 事務局より資料4 本分科会における検討の方向(案)及び観光入込客調査の現状について説明が行われた。

< 質疑応答 >

新基準を作るということに関して、日本観光協会の全国観光統計基準を導入している都道府県が少なく、また導入していても完全に全国観光統計基準を満たしていない都道府県があるという報告であったが、どのような点が基準を満たす妨げとなっているのか。また、全国観光統計基準よりも基準を下げるとなると、TSAの精度が落ちることが懸念される。(清水)

- 全国観光統計基準は平成15年に改定されて間もなくまた新たな基準を設けることは導入しようとしている都道府県に混乱を及ぼすことも考えられるし、一方で、導入している都道府県もあるわけで、基準を頻繁に変えることはよくないとも考えている。全国観光統計基準の普及がなかなか進んでいない理由としては、調査方法を変えることで統計調査結果の継続的比較が困難になるということが挙げられる。都道府県の議会では、継続的な値を元に前年度比較等を行うことができなくなるという声も聞いている。宿泊旅行統計の結果を都道府県の公表値としてもかなりの乖離がある都道府県も見受けられており、これが観光入込客となるとさらにその乖離が大きくなると考えられる。それなら、観光入込客統計も国が実施すべきという意見もあるが、調査の規模が大きすぎるため全てを国が実施するのは難しく、都道府県の協力を得て実施するしかないと考えている。従って、現在都道府県が実施している観光入込客統計の基準を統一するという考えに至ったわけだが、都道府県の状況を理解した上で、導入に無理のない基準を検討していきたい。当然、既に全国観光統計基準を導入している都道府県にも配慮すべきと考えている。(荒木)
- 全国観光統計基準は平成8年に策定し8都道府県に導入されたが、その後導入が進まないということを受け、平成15年に改定した。現在14都道府県で導入されている。(安本)
- 全国観光統計基準では入込客数を把握する観光地点の定義が年間5万人以上の施設となっているが、それに従うと観光地点が少なくなってしまうために、全国観光統計基準よりも緩めた基準を設けて、その場合の入込客数と全国観光統計基準に合わせた場合の入込客数を公表している都道府県がある。また、現在入込客数を延べ人数で公表している都道府県にとっては、実人数に変更することにより結果が大幅に変わることが予想される。(事務局)
- 千葉県では、昨年度から全国観光統計基準に従った統計を報告した。その際、従前の調査方法による数値よりも減少するという結果となった。しかし、それが県議会で問題になったかという点、そういうことはなかった。それは、従前の調査方法では不透明な箇所があり実体を表しているとはいえない難しかったからである。継続的であるが曖昧で疑わしい数値よりも、基準が明確でより実態に沿っている数値のほうが重要であると判断されたからだ。全国観光統計基準を導入することで正確な入込客数が把握でき、それが今後の観光政策のための重要な基礎データとなるということを理解してもらうことが重要で

ある。そのためには、隣の都道府県と比較できるよう全ての都道府県が導入可能で、かつ、対象となる観光客や観光地点の明確な定義を定めることが重要である。(額賀)

- 導入に踏み切れない都道府県は継続性が失われることが障害となっているという意見があったが、その継続的に実施している調査方法の不明確な統計の調査結果は何に生かされているのだろうか。役立てられていないと考えられる。都道府県としてはどのようなことに役立てられているのか聞いてもらいたい。現状の調査を継続するよりも新たな基準を導入するほうが有益であることを示していかなければならない。(味水)
- 九州全体の観光入込客数を見る場合、各県の数値を積上げていくことになるのだが、その数値の基準が各県で統一されていない。九州の各県で統一できたとしても、次は他のエリアとの比較ができない。そのためにも、都道府県で基準が統一されていることが必要である。継続性が失われることは大きな問題ではないと考える。(土井)
- 各都道府県の統計がどのような基準を用いているのかが不明確であるということか。(兵藤座長)
- そうである。どれくらい不統一であるかを把握するために本日の資料を用意した。今後、新たな基準を設けるとして、比較可能性が重要であるということをもっとコミュニケーションをとって理解していただきたいと考えている。導入のインセンティブとしては、国庫補助金の評価指標とすれば、導入していただけるのではないかと考えている。観光立国推進基本計画の目標達成度を検証する際、日本全体では確認できるのだが、地域別に目標を立てるとなると、その結果を検証するデータがない。その材料としたい。(荒木)

宿泊旅行統計調査の結果を自治体や議員に説明すると、興味深く聞いてくれる。これは、宿泊旅行統計調査の結果が全国で共通の基準で実施されており、信頼できる数値であるからである。入込客統計についても全国で共通の基準に基づき実施されれば、理解は得られると考える。(額賀)

都道府県が実施している観光キャンペーンや電車内、駅舎内の広告、アンテナショップ、代理店向けキャンペーン等様々な観光客誘致策を講じているが、効果が全く把握できていない。それでもキャンペーンを実施しているというのが現状である。(味水)

JNTO では主要空港で1万3千人に訪問地を訪ねるインタビュー調査を実施している。この調査結果を元に訪日外国人の状況を都道府県別ランキングで説明すると、強い関心を得られる。それが自身の統計精度向上のインセンティブになっている。消費額の調査結果のデータを活用して、ある自治体が定期便廃止を検討している外国航空会社に対して、来日外国人客の消費効果を理由に定期便維持を要請した。そういう意味でも観光統計は各都道府県で強い関心があるといえる。(紀野)

ビジットジャパンキャンペーンによると2010年に1千万人の外客獲得を目標としており、九州地方として100万人を目標としている。しかし、現在の調査方法では港や空港から入国する外客を把握する調査であるため、空港から陸路で九州入りする外客を把握することができない。また、宿泊旅行統計調査だと、大分県の由布院では従業員100人以上の宿泊施設が少ないため、東京都等の大都市から何人の宿泊客があるという数値が分からない。観光入込客統計も同様に、全国統一の基準となると、都道府県が個別に知りたいデータを得ることができない可能性がある。都道府県が付帯調査を実施できるような仕組み等にしてほしい。ま

た、調査には人、経費がかかるわけで、例えば指定統計にする等により国から調査に係る財政的支援を考えてもらいたい。(土井)

- 予備調査の回収結果を見て、従業員数によって調査票様式を分けることにした。現在宿泊旅行統計調査は定着しつつあるので、県内県外だけでなく都道府県別の回答を得るということも今後の課題としたい。(荒木)
- 全国観光統計基準では、パラメータ調査では最低限必要となる項目を挙げ、それ以外の項目を各都道府県で自由に設定できるようにしている。継続性の議論については、他の都道府県と同一の基準によって比較されることで、自らの都道府県の施策が評価され易くなるからという理由も考えられる。(石島)

観光入込客統計の分析をする上で自治体の意見を聞くと、市町村には細かい基準を明示していないことが多い。都道府県全てが導入可能な最低限の基準を設け、理解してもらうことが重要である。全国観光統計基準のとおりを実施するためには多くの費用がかかり毎年実施するのは難しいと聞く。資金的な問題については政策評価との組合せの話題があったが、最近では自治体の観光予算は少なくともないと聞いている。しかし、統計調査を実施し、結果を利用するという場合に、満足度調査等の評価調査は実施しているものの実態調査を実施している自治体はまだ少ない。もっと自治体の理解が深まれば、実態調査を実施する自治体も増えると思う。(朝日)

自治体へは統計調査の手法だけでなく利用の仕方も併せて紹介していれば理解を深めてもらえるのではないかと。(兵藤座長)

約3週間前に日韓中の観光協力に関する会議を行った。都道府県内や地域のレベルだけではなく、より大きな視点でいかに外客を獲得するかという目標を決め、その視点から都道府県が行うべき統計がどうあるべきかを考えるという決め方もあると考える。(太田)

外客に関する統計に携わっているが、都市型の観光地においては外客がどれだけ来ているかが全く把握できていない。これらを把握できる仕組みを考えていきたい。(田所)

分科会は本日を含めて3回程度開催する予定である。入込客の定義等深い議論ができず、議論が不十分な点があると考えている。今回不十分であった論点については次回に議論したいと考える。(座長)

観光地の定義や都市型観光地の観光客の把握の仕方については不十分であった。宿泊旅行統計では表章する誤差率の閾値が2～3割であるが、日帰りの入込客統計ではもっと誤差率が大きくなると思う。調査体系を地方型に合わせるのか都市型に合わせるのかで手法が大きく異なると考える。(清水)

- 政策ニーズとしては地方型の方が必要とされていると考えている。これについては今後ぜひ意見をいただきたい。(荒木)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第2回 観光入込客統計分科会 議事録

1. 実施日時：平成20年1月23日（水）10：00～12：00

2. 場所：中央合同庁舎2号館低層共用会議室2B

3. 出席者：（敬称略）

座長：兵藤哲朗（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）

メンバー：

菅幹雄（東京国際大学経済学部教授）、清水哲夫（東京大学大学院工学系研究科准教授）、朝日幸代（山口大学経済学部観光政策学科准教授）、額賀信（株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長）、太田誠（社団法人日本経済団体連合会事業部長）、田所俊彦（社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長）、紀野典彦（独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長）、池下一徳（九州観光推進機構企画部次長）、古賀学（社団法人日本観光協会総合研究所所長）、石島徹（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐）、荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4. 配布資料：

- ・資料1 - 1 委員名簿
- ・資料1 - 2 席次表
- ・資料2 観光入込客調査の考え方について
- ・資料3 観光入込客調査の方法について
- ・参考資料1 我が国における旅行消費の経済波及効果について（平成18年度）
- ・参考資料2 宿泊旅行統計（7～9月分）

5. 議事：

（以下敬称略）

（1）事務局より資料2及び資料3について説明が行われた。

< 質疑応答 >

外国人宿泊客の把握についてはJNTOが実施する調査を中心に進めるとのことだが、外国人宿泊客は宿泊施設での調査が最も把握できるのではないかと。（田所）

- 外国人宿泊客については宿泊旅行統計で把握している。外国人の日本国内の移動に関してはJNTOの訪問地調査にて実施しており、これで補えることができると考えている。（荒木）

- 訪問地調査は毎年3回、全国の国際線が就航している9空港と博多港にて実施しており、合計で1万3千程度の標本数となっている。帰国時に記憶を頼りに国内の周遊をまとめて聞くことになるので、地域ブロック程度の粗さとなり、宿泊旅行統計調査よりも精度は低くなる。(紀野)
- 各都道府県でパラメータ調査を実施する段階では明示的に外国人を除外しているわけではないが、日本語で書かれた調査票しかないため、現実的には日本人の国内旅行を把握するのみとなっていると考えられる。(荒木)

資料2の観光入込客の把握すべき事項において、求める観光入込客数の時系列の単位は何になるのか。(兵藤座長)

- 宿泊旅行統計調査が四半期毎に公表しているため、こちらも四半期毎の公表を目指したい。(荒木)
- 日帰り客は非常に把握しにくい、日帰りのビジネスはどのような調査を想定しているのか。(兵藤座長)
- 調査する観光地点にビジネス客がいて回答してくれれば把握することができるが、例えば自社の支社で会議をして観光地点に寄らずにそのまま帰ってしまうという場合、そのようなビジネス客の流動を把握することはできない。(荒木)

パラメータ調査では日帰り客も宿泊客も含まれることになるが、その識別はどうするのか。(田所)

- 調査項目に日帰りか宿泊かを問う設問があるため、この項目で識別する。(荒木)
- 四半期毎に調査し公表するとのことだが、集計も四半期毎なのか。月次の集計なのか。(田所)
- 月次の集計もできないことはないが、パラメータ調査が四半期毎なので、その四半期は同じパラメータを用いることが前提となる。(荒木)
- ある都道府県からパラメータ調査はかなりの金額がかかると伺っているのだが、パラメータ調査は毎年四半期毎に実施するのか。(朝日)
- 現在の案ではそのとおりである。(荒木)

現状の都道府県の調査では、パラメータの数値自体は公表しているのか。(兵藤座長)

- そこまで公表している都道府県はないのではないと思われる。(荒木)
- 公表することで、パラメータ調査を実施していない都道府県のインセンティブになると考えられる。(兵藤座長)
- 報告書を読んでも、ある程度までしか調査方法を把握することができないという状況である。(荒木)

九州の各県の意見を集約したところ、宿泊旅行統計調査のようにある一定レベルまで国で調査をすることはできないかとのことであった。各県としても各市町村から報告のあった数値を積み上げただけであり、それが本当に隣県の数値と比較できる正確な数値であるのかを確かめることができないため、そのまま公表することに抵抗感がある。明確な基準の下に国がある程度まで調査し、それ以上知りたい場合は各県で調査するということはできないのか。

(大江)

- 事務局でも都道府県の実態を把握するために千葉県に協力をいただいた。ご意見のケースと同様に、市町村に調査してもらい、その報告された数値を集計しているという方法であるのだが、やはり、市町村に依頼する際に明確な定義や手順を示すことはできてい

ないとのことであった。そのため、都道府県に依頼する際には、調査方法の明確な定義や調査票の雛形等を示し、そのまま市町村に示して依頼できるようなガイドライン、マニュアルを作成したいと考えている。(荒木)

- 調査を実施する宿泊施設や観光地点は特定できるのか。(大江)
 - 宿泊旅行統計では市町村レベルまでの対応としている。この調査でも調査地点ごとの集計は考えていない。(荒木)
 - この入込客調査と消費額調査は別に実施するのか、一緒の調査票で実施するのか、消費額調査との整合はどうなるのか。(額賀)
 - 同じ調査票で実施することを考えている。そのため、次回の分科会は消費額調査分科会と合同で開催する予定であり、その場の検討にて整合を取りたいと考えている。(荒木)
- 鉄道駅、道の駅等の交通施設で把握するのが有効であると考え。人数を正確に把握するためには、交通施設による調査も必要であると考え。(清水)
- 観光施設としては交通施設を含めないものの、総量を把握するためには交通施設を調査することが有効である。また、千葉県のを挙げると、海ほたるパーキング等交通施設自体を観光の目的として来る人もある程度いるため、それが観光施設に含まれないのは若干疑問が残る。(額賀)
 - 全体を把握するためには交通施設の調査も必要であるが、都道府県間をまたぐ全ての流動を把握することが目的ではなく、あくまで観光客を把握することが目的であるため、そこまで調査する必要はないと考える。(荒木)
 - 以前、風評被害の影響を研究するため、都道府県の調査結果の報告書を調べたのだが、結果的に研究データとして利用できるレベルではなかったという経験があった。(清水)
 - 交通施設を調査地点に含めている都道府県もあるのだが、その場合日常の通勤通学も含まれてしまうため定義から外れてしまう。(荒木)
 - 経済効果の総額における日帰り客と宿泊客の比率はオーダーとしてどれくらいなのか。(清水)
 - 直感的には、日帰り客の消費額単価は宿泊客の消費額単価に比べてずっと少ない。しかし、日帰り客は宿泊客に比べて圧倒的に多くなる。(額賀)
 - 調査結果によると、昨年日本全体での旅行消費額は日帰り旅行が 4.7 兆円、宿泊旅行が 15.7 兆円となっている。(荒木)
 - 調査する都道府県なり市町村の担当者が悩まない、明確な定義、手法を示してほしい。(額賀)

日本人が大挙して海外のブランドショップに買い物に訪れているように、韓国では買い物目的の来日ツアーがある。今後はブランドショップやその近辺のコンビニで外国人を把握するという方法も考えられるのではないかと。また、この調査を国家の政策としてきちんとできるよう、国土交通省には強力なリーダーシップを発揮してほしい。(太田)

- JNTO で訪問地調査の訪日目的を見ると、伝統ある寺社や温泉よりもショッピング目的が多かった。今後もこの傾向が続くと考えると、外国人については、観光地点で把握するという考え方を考えることも必要となると考える。(紀野)

人数を把握する調査で、選定基準に人数の足きりがあるというのは疑問を感じる。(菅)

- おっしゃるとおりであるが、現実的には都道府県や自治体で観光地点の規模は把握できて

いるようである。ただ、感覚的に把握しているところもあると思われ、実態としては、精度にばらつきがあると考えられる。(荒木)

- サービス関係の統計を充実させるという審議が進んでいる。訪問客数を把握する調査もできると思われるので、それを基準に用いるという方法も考えられる。(菅)
- なるべく精度の高い数値を利用したいと考えている。(荒木)

資料3において、平均訪問地点数の標準誤差率を求めているが、この統計調査は最終的に入込客数を求める統計なので、入込客数の標準誤差率を求めて評価をする必要があると考える。(菅)

- 入込客数を求めるために延べ入込客数と平均訪問地点数を用いるが、延べ入込客数については、チケットや入口でのカウントができる観光地点については全数を把握できるため問題はなく、一方、海水浴場等の延べ入込客数を推計している観光地点については、そもそも全数を把握できないため精度を評価することができない。(事務局)
- 入込客数をインデックスではなく実数で公表する場合は、足きりした観光地点の入込客数について何らかの推計をすべきである。(菅)

事務局は、本日出された意見について検討いただきたい。(兵藤座長)

- 日本観光協会の全国観光統計基準を元に検討してきたが、そもそも全国観光統計基準自体がどのような経緯でそうなったのか不明な点が多い。そのため、千葉県に協力いただき、都道府県で実施されている入込客統計の実態がどうなっているのか調べた上で、あるべき入込客統計について検討いただいた。調査方法について検討が済んだら、いくつかの都道府県で試行的に実施し検証した上で全国的に実施していきたいと考えている。(荒木)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第 1 回 観光消費額統計分科会 議事録

1. 実施日時：平成 19 年 11 月 8 日（水）15：30～17：30

2. 場 所：中央合同庁舎 2 号館低層棟 共用会議室 4

3. 出席者：（敬称略）

座長：西村幸夫（東京大学大学院工学系研究科・都市工学科教授）

メンバー：

山田光男（中京大学経済学部教授） 菅幹雄（東京国際大学経済学部教授） 宮川幸三（慶応大学産業研究所准教授） 朝日幸代（山口大学経済学部観光政策学科准教授） 守屋邦子（日本銀行国際局国際収支統計担当企画役補佐） 矢吹正太郎（有限責任法人 CRD 協会データ分析担当） 紀野典彦（独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長） 塩谷英生（財団法人日本交通公社観光文化事業部主任研究員） 今井雄三（社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長） 二上唯夫（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長） 石島徹（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐） 荒木由季子（国土交通省総合政策局観光経済課長） 秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補佐）

4. 配布資料：

- ・ 資料 1 - 1 委員名簿
- ・ 資料 1 - 2 席次表
- ・ 資料 2 懇談会趣旨書
- ・ 資料 3 本懇談会における検討課題と検討体制について
- ・ 資料 4 都道府県別旅行消費額の調査の検討について
- ・ 資料 5 訪日外客消費動向調査における日本銀行と JNTO の協力について
- ・ 資料 6 TSA の導入について
- ・ 参考資料 1 - 1 旅行・観光消費動向調査 調査票
- ・ 参考資料 1 - 2 「平成 17 年度旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」の概要について
- ・ 参考資料 2 全国観光統計基準
- ・ 参考資料 3 都道府県における入込客調査の現状
- ・ 参考資料 4 TSA development around the world

5. 議 事：

(以下敬称略)

(1) 事務局より資料2及び資料3についての説明が行われ了承された。

(2) 事務局より資料4 都道府県別旅行観光消費額の調査の検討について説明が行われた。

< 質疑応答 >

資料について補足させていただくと、昨年観光白書を作成する上で都道府県別の経済波及効果を算出するため、青森県、群馬県、岡山県、大分県の4県について観光消費額を求めたところ、消費単価に大きなばらつきが見られた。原因を調べたところ、調査方法に問題があった。消費額を問う調査の調査地点の選定方法において、消費単価が高い都道府県は高級旅館が含まれており、低い都道府県は民宿や海の家が多く含まれていた。調査方法が統一されておらず比較することができなかった。それぞれの都道府県の時系列の傾向は分かるが、どの都道府県の消費単価が高いのかをみることはできない。都道府県が消費額を求めることが何のために重要なのか、そのためにはどんな調査をすれば実現できるのかという点も含めて議論させていただきたい。(荒木)

- 年度内にあと2回開催する予定である。本日は課題挙げとしてご意見ご要望を自由に発言いただきたい。(西村座長)
- 仕事上で都道府県の産業連関表を作成することがあるが、全費目の消費額のデータを得ることが難しく都道府県ごとにどの費目のデータを得ているかがばらばらであり、これを元に経済波及効果を計算しても比較することに意味はない。調査地点の選定が非常に重要であり、そのような基準を設けることが精度向上に繋がる。宿泊料金が高いホテル、安いホテル等で層化をし、それぞれ何地点で調査するといった基準を設けることをすれば推計精度が向上するかもしれない。(宮川)
- 母集団の推定が重要である。そのためには事業所企業統計で事業所として把握しているので、母集団整備の取り掛かりとして利用していただければよいと考える。統計量としてのメルクマールがなければ各都道府県で検討できないので、定量的な指標を作ることが必要であると考え。(二上)
- 全国観光統計基準が都道府県に広まっていないのが問題である。理由としては、観光地点の規模の閾値や宿泊施設の調査地点の選定方法に問題がある等の不備があるからである。一番大きな問題なのは、1993年のWTOの観光の定義に則っていないことである。また、承認統計等の法令で定められた統計でないために強制力がない。基準に則った観光関連統計が国の補助金事業の選定に必須の条件とする等の強制力がないと広まらないと考える。(塩谷)
- 全国観光統計基準が曖昧であり解釈の仕方で全く精度が異なってしまう。このように都道府県の統計調査には都道府県間比較をする上で問題があるが、現状は消費額を把握するためには都道府県の統計に頼らざるを得ない。統一的な調査方法でやらなければならず、全ての都道府県で実施可能であり、かつ、統計的に一定の精度を保つ基準というのを検討していきたいと考えている。(荒木)
- 都道府県からは集計表だけでなく個票データを提供いただくことはできないのか。都道府県から集められれば、国が実施している旅行・観光消費動向調査よりも多い標本数が得られるし都道府県の負担も小さいのではないか。(菅)

- 旅行・観光消費動向調査は発地側の調査であり、都道府県が実施している統計調査は着地側の調査である。両者の整合性を取ることも将来的には必要になると考える。(山田)
- 旅行・観光消費動向調査では日本全体の平均的な消費額を把握している。都道府県は、自らの都道府県への入込客がいくら消費するのかということに関心がある。旅行・観光消費動向調査によって着地で集計するには約 25 万の標本数が必要となるという試算もあり、現在の予算規模では不可能であるという認識である。そのため、着地で実施している各都道府県の統計調査の精度を高めるということが望ましいと考えている。(荒木)
- 母集団情報の精度が統計の精度を決めるといっても過言ではない。現在の着地側の調査では母集団の把握が全くできておらず、そのため、その調査で得られた結果の精度は低いと考える。(宮川)
- その問題は認識している。都道府県ごとの観光消費額を求めることは難しいと考えている。都道府県間比較をする場合は、観光消費額の総額ではなく、1人当たり消費額を比較できればよいと考えている。(荒木)
- 宿泊客については宿泊旅行統計により母集団は明確化できているが、日帰り客の母集団を定義するためには発地側の調査を無視することができない。母集団を定義し明確化することが重要であるということを伝えるために質問してほしいである。(宮川)

(3) 紀野委員より資料5 訪日外客消費動向調査における日本銀行と JNTO の協力について説明が行われた。

< 質疑応答 >

訪日外客の消費額を推計する理由は、国際収支統計を作成する必要があるからである。国際収支統計を作成する際の基礎データは複数種類あるのだが、外国為替及び外国貿易法により定められている報告書のうち、例えば「支払又は支払の受領に関する報告書」の場合、3,000 万円以上の支払又は支払の受領額について報告が義務付けられており、個人取引に関連するような小額のものについては把握できない。そのため、旅行サービスを把握するにあたっては、訪日旅行者 1 人当たり消費額を調査し、入国者数にかけることで消費額全体を推計している。この調査は定期的には実施しているわけではないが、以前の観光統計の整備に関する検討懇談会において JNTO と協力して充実させていく方向性が示され、その後継続的に JNTO と意見交換を行っている。今後も JNTO による精度の高い統計作成が継続するのであれば、国際収支統計を作成するにあたり、独自の調査を実施することなく、それを利用させてもらうという方向性も検討している。(守屋)

- 2002 年の調査結果と 2005 年の調査結果で、国際収支統計の数値が大きく変わった。推計方法の変更が原因であると考えられるが、これについて、遡及推計をしていただくことを望む。(塩谷)
- 2005 年調査分については、2005 年 1 月まで遡及計数を提供している。また、推計方法を今後見直す場合も、データ制約はあるが遡及推計を実施し、極力長い期間の計数を提供すべきだという認識でいる。(守屋)

(4) 事務局より資料6 TSA の導入について説明が行われた。

第5表の作成が非常に重要であり、内閣府が持つデータを提供できないか内部で検討したが、

提供できないことになっているというのが現実である。内閣府で作成しているデータも経済産業省から目的外利用申請をして得たデータを基に作成している。データをそのまま提供することができないので、方法論、技術論としては協力してやっていきたいと思っている。サテライト勘定を整備することは、産業としての分析ができるようになる。環境や非営利団体といった市場外のサテライト勘定を推計しているがなかなか難しい。しかし、TSA は市場活動と考えると産業連関表を用いて比較的容易に作成することができると考えている。産業としてのポテンシャルを計ることができ、非常に経済学的なツールになりやすいのではないかと考える。(二上)

- WTO へヒアリングされたということだが、基本的に第 6 表の作成が非常に重要であるということであり、第 5 表は必ずしも必要ではないと考えるのだが、WTO はその点についてどのような見解なのか。(塩谷)
- そのような観点でヒアリングをしていなかったため、表 5 が必ずしも必要であるかどうかはわからない。(事務局)
- 英語による公表や国際会議等の場での発表等をしていなかったのが問題であったと考える。積極的に発信することが重要である。(塩谷)
- 第 5 表については経済活動ベースの GDP を算出しているのので、これをブレイクダウンだけでも作成したことになるのではないかと考える。(二上)
- 大学で TSA のシンポジウムを開催したとき、WTO のコンサルティングをしている方にある程度の評価をいただいていた。海外向けの資料を作成していれば、TSA 導入国として評価されるのではないかと。TSA の導入国の中には、GDP の算出も不十分と思われる国でも導入国となっている。(朝日)
- 導入国になるということが目標なのか。それとも TSA を整備するというのが目標なのか。(宮川)
- TSA を整備することで様々な分析に活用できると考えている。TSA を整備することを念頭に検討している。(荒木)
- コモディティーフロー法を用いれば第 5 表を作成することができるとした場合、ある生産物がどれだけ観光に使われているかという振り分けが必要になるが、これについてできる目処ができていくということか。(宮川)
- この点が一番大きな問題点であり、これから詰めていく課題と認識している。(事務局)
- 生産者価格と購入者価格の概念の定義をしないと結果が大きく変わってくるのが考えられる。大変困難な話であると思われるが。(菅)
- 時系列に分析する場合は、マージンの部分の整合をとる必要がありさらに難しいことになる。(二上)
- TSA 第 8 表を作成している国は少ないと思われる。実は第 8 表の作成が大きな課題であるという話を聞く。(朝日)

改正統計法の下でもデータの提供は難しいのか。(守屋)

- そんなことはない。むしろ積極的に提供していかなければならないというのが統計法改正の大きなポイントである。(二上)

本日いただいた意見を基に事務局より取りまとめ案を提示いただき、次回以降細部を詰めていきたいと考える。(西村座長)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第2回 観光消費額統計分科会 議事録

1. 実施日時：平成20年1月10日（木）10：00～12：00

2. 場 所：中央合同庁舎3号館2階特別会議室

3. 出席者：（敬称略）

座長：西村幸夫（東京大学大学院工学系研究科・都市工学科教授）

メンバー：

山田光男（中京大学経済学部教授）、香取幸一（玉川大学経営学部観光経営学科准教授）、
宮川幸三（慶応大学産業研究所准教授）、朝日幸代（山口大学経済学部観光政策学科准
教授）、守屋邦子（日本銀行国際局国際収支統計担当企画役補佐）、矢吹正太郎（有限責
任法人CRD協会データ分析担当）、藻谷浩介（日本政策投資銀行地域振興部参事役）、
紀野典彦（独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長）、塩谷英生（財団法人日本
交通公社観光文化事業部主任研究員）、今井雄三（社団法人日本ツーリズム産業団体連
合会事業部長）、二上唯夫（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長）、
石島徹（国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐）、荒木由季子（国
土交通省総合政策局観光経済課長）、秋田未樹（国土交通省総合政策局観光経済課長補
佐）

4. 配布資料：

- ・ 資料1 - 1 委員名簿
- ・ 資料1 - 2 席次表
- ・ 資料2 都道府県ごとの消費額調査・推計方法について（案）
- ・ 資料3 調査対象とする観光施設等の範囲について
- ・ 資料4 我が国における旅行消費の経済波及効果について（平成18年度）
- ・ 参考資料1 千葉県におけるパラメータ設定用アンケート調査の概要

5. 議 事：

（以下敬称略）

（1）事務局より資料2についての説明が行われた。

< 質疑応答 >

宿泊者の消費額の調査費目の範囲に宿泊費は含むのか。（山田）

➢ 消費額は宿泊費も含めた消費額である。（事務局）

調査の主体は国ではなく都道府県が実施することで検討しているのか。（塩谷）

- 都道府県が実施することが前提であり、現在各都道府県が実施している調査を共通の基準に合わせるように促していきたい。(荒木)
- 都道府県が実施する消費額調査の結果と、国土交通省が全国規模で実施している旅行・観光消費動向調査の結果とで整合性はとれるのか。(山田)
- 定義上では同じ観光消費額を着地側と発地側で取得していることになるので、近い値になると考えている。(荒木)

回答者のダブルカウントを排除できる仕組みなのか。(藻谷)

- 消費額の調査はパラメータ設定用アンケート調査で実施しており、パラメータ設定用アンケート上で訪問地を把握しダブルカウントを除くための係数を求めており、それによってダブルカウントを排除している。しかし、それがどこまでの精度で実施されているのは都道府県ごとに異なる。(荒木)

都道府県別の入込客数は把握できているという前提でよいか。(宮川)

- 精度はバラバラであるが、基本的に都道府県別に入込客数は公表されている。(荒木)
- 母集団推定をする際は、この入込客数を用いるということだが、その推定方法を国が示すということによいか。(宮川)
- 入込客調査と消費額調査は同じ調査体系であるため、方法については入込客調査と消費額調査の双方の分科会で検討を進めていきたい。(荒木)
- 調査を実施する観光施設の選定の際は、入込客数で層化するのが望ましい。(宮川)

観光地点だけで実施するとビジネス客を捉えることができない。別途、何らかの方法で推計する必要があることが課題として挙げられる。(塩谷)

- 都道府県によってはあえてビジネス客を除く狭義の観光客を調査対象としているところが多い。コンベンション施設にも寄らない、観光地点にも寄らないというビジネス客は多く、宿泊施設で調査を行わないと把握できないと考えており、ビジネス客をどう扱うということを明確にするという課題はあると考えている。(荒木)
- この場合、二つのパターンの都道府県で問題があると思う。一つは北海道や沖縄県の陸で繋がっていない都道府県である。沖縄県では調査で得られた1人当たり消費額に、観光、ビジネスの目的に関係なく来島者数を乗じることで、県全体の消費額を算出している。一方、全く別のパターンとして、大阪府はビジネス客を把握することを重要視している。大阪府は、「京都府が入込客の多い印象があるが、ビジネス客を含めて考えると入込客は大阪府のほうが多い。」ということを謳っている。東京から大阪への出張は飲食を伴う非日常圏への移動であり、立派な観光である。ビジネス客の有無の問題が与える影響は大きい。(藻谷)
- この問題については、再度検討したいと考える。(荒木)
- 交通施設で調査するという案はどうか。(藻谷)
- 基本的には、立寄り率が高い地点で入込客を把握するとすればよい。立ち寄り率が高い地点が交通施設であったら、交通施設で調査するべきである。最も母集団を反映できる地点で調査を実施するべきだ。(塩谷)
- 北海道、沖縄県など域内への流入地点が限定される都道府県については、交通施設で調査するのでよいと考える。(荒木)
- 個人的には、宿泊施設と観光施設の両方で調査を実施すべきだと考える。観光施設での

調査では、観光客は少しでも観光に時間を割きたいと考えているため、協力率が落ちる。宿泊施設での空いている時間や飛行機や新幹線などの移動中の時間を利用して調査することでより協力を得られると考える。(朝日)

➤ ビジネス客を含める方向で考えてほしい。(山田)

➤ 事務局は意見を集約して再度調査案を提案いただきたい。(西村座長)

資料中の中分類とは、何に基づく定義なのか教えていただきたい。(石川)

➤ (社)日本観光協会の「全国観光統計基準」で掲げられた分類であり、産業分類などに基づくものではない。(荒木)

➤ 国際収支統計を作る上でも、国際的な比較可能性を考えると定義が曖昧な分類を作るとはしていない。今までの経験では、観光に関する分類があるとははっきりとは記憶していないが、留学のためとか治療のためといった分類が挙げられる。(石川)

➤ 統計の結果をこの分類で集計するという事は考えているのか。(宮川)

➤ 観光地点の選定で用いるのみであり、都道府県でこの分類で集計はしているところはないと思われる。(荒木)

➤ そうであれば統計学的には全く意味のない層化であるといえる。層化するとしても、そもそも母集団が全く把握できていないため、層化することに意味はないのではないか。(宮川)

➤ 観光地点の選定に際しビジネス客も把握できる地点を含めるなど、統計の精度を高めるためには、何らかの基準が必要であると考えている。(荒木)

➤ 観光地点の選定に基準を設けないと、例えば農業体験などの小規模な地点を捉えることができないということか。(塩谷)

➤ そうである。(西村座長)

➤ 基本的に自治体が価値を認める観光地点で調査を実施するのがよいと考える。(塩谷)

パッケージツアーについては、消費額は総額のみで費目の内訳は調査しないのか。(西村座長)

➤ 地域の産業連関表を作成するという観点で考えれば、内訳が分からないのは困る。(宮川)

➤ 都道府県別 GDP の算出という観点でも、宮川委員と同意見である。(二上)

➤ 総額だけを調査するという考えらしいが、宿泊費を分けることもしないというわけであり、精度が落ちることが懸念される。(山田)

➤ 最低限、宿泊客と日帰り客に分けて消費額を算出することを考えている。(荒木)

➤ 沖縄県の調査では、旅行代理店にパッケージ料金の内訳を聞いている。この方法が望ましいが、全都道府県にそこまで求めることは難しいだろう。(塩谷)

➤ 旅行代理店などの事業所に聞くことを基準に含めるのは難しい。(荒木)

➤ パッケージ料金の内訳をいくつか類型化し、それに当てはめるのが現実的な方法ではないか。(朝日)

(2) 事務局より資料4について説明が行われた。

資料に掲載されていないが集客力がある施設としては、お見舞いのための病院、短期留学、社会人の大学通学、宗教団体の施設等が考えられる。(藻谷)

調査結果には、その都道府県に居住する人の域内の移動は含まれるのか。(塩谷)

➤ 含まれているのだが、これら地元民を排除することは難しい。地元民の多い観光地につ

いては、観光地の選定の上で入込客数に閾値を設けるのが望ましいと考える。(荒木)

- 発地側の調査は非日常圏という定義なのに、着地側の調査では地元民も含まれてしまうのは定義が統一されていないのではないか。(塩谷)
- 圏内圏外の問題については、観光地点での入込客数調査の際に圏内圏外を把握できるかという問題と、アンケート調査の回答者が圏内であるか圏外であるかという問題の2点に分かれるが、アンケート調査については調査項目に含めることで把握することができる。前者については、どうやって把握するかが問題である。(事務局)

本日いただいた意見を基に事務局には再度取りまとめ案を提案いただき、さらに細部を詰めていきたい。(西村座長)

(以上)

観光統計の整備に関する検討懇談会

第3回 観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会 議事録

1. 実施日時：平成20年3月31日(月) 13:30～15:30

2. 場所：合同庁舎2号館地下1階 高層棟第2会議室A

3. 出席者：(敬称略)

座長：兵藤哲朗(東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授)

メンバー：

兵藤哲朗(東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授)、山田光男(中京大学経済学部教授)、菅幹雄(東京国際大学経済学部教授)、香取幸一(玉川大学経営学部観光経営学科准教授)、宮川幸三(慶応大学産業研究所准教授)、朝日幸代(山口大学経済学部観光政策学科准教授)、味水佑毅(高崎経済大学地域政策学部観光政策学科専任講師)、額賀信(株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長)、太田誠(社団法人日本経済団体連合会産業第一本部国土グループ長)、守屋邦子(日本銀行国際局国際収支統計担当企画役補佐)、片桐正志(有限責任中間法人CRD協会総合企画部長)、紀野典彦(独立行政法人国際観光振興機構事業開発部次長)、立山和幸(九州観光推進機構)、塩谷英生(財団法人日本交通公社観光文化事業部主任研究員)、今井雄三(社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長)、二上唯夫(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長)、石島徹(国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長補佐)、荒木由季子(国土交通省総合政策局観光経済課長)、秋田未樹(国土交通省総合政策局観光経済課長補佐)

4. 配布資料：

- ・資料1-1 委員名簿
- ・資料1-2 席次表
- ・資料2 観光入込客統計・観光消費額統計分科会 中間とりまとめ(案)
- ・資料3 観光入込客調査・観光消費額調査に関するガイドライン(案)についての意見
- ・参考資料 宿泊旅行統計調査(平成19年1月～12月)プレスリリース

5. 議 事：

(以下敬称略)

(1) 事務局より資料2及び資料3について説明が行われた。

<質疑応答>

- 宿泊客は宿泊旅行統計で捉えるという位置づけが、P16、P29の図でわかりにくい。(兵藤座長)
 - 都道府県で日帰りと宿泊をそれぞれ推計して、宿泊分は宿泊旅行統計の値で差し替えることとしている。P16の図は概要を示しているため、日帰り・宿泊別までは示していない。P29の図については属性で区分する箇所に日帰り・宿泊別も含めている。(事務局)
 - 合計から宿泊分を引き算するわけではなく、日帰り分を別途推計することでよいのか。宿泊旅行統計では延べ宿泊数しか把握できないのではないのか。(額賀)
 - そのとおり。なお、今年から宿泊旅行統計で実人数を把握することになっている。(事務局)
- 宿泊統計は各宿泊施設における実人数しか把握できない。旅行者が複数の宿泊施設に宿泊する場合はそれぞれの宿泊施設の実人数として計上されることから、ダブルカウントになる。また、同様に、都道府県をまたがる旅行の場合には、各都道府県で計上されてしまう。(山田)
 - 宿泊施設の課題についてはそのとおり。都道府県をまたがる場合もご指摘のとおりだが、そもそも都道府県別の実人数を算出することが目的であるため、この場合は問題にならない。(事務局)
 - 試験的な調査では、複数の宿泊施設に宿泊する旅行者の影響がどの程度であるか把握するため、宿泊旅行統計の結果と、試験的な調査の結果を比較してみる必要がある。(宮川)
- 都道府県の観光統計の利用用途は、観光施策が中心であるため、ビジネスホテルのみを対象とするのではなく、国際展示場を含むホテルなども対象としてはどうか。(香取)
 - ビジネス目的を把握するための調査である。狭義のビジネスホテルに限定するつもりはない。用語の使い方を検討する。(事務局)
- パラメータ調査の調査員用のマニュアルは作成しないのか。(味水)
 - マニュアルを作成することで都道府県が比較可能な結果となるようにしていきたい。(事務局)
- パラメータ調査について、調査地点の延べ人数で加重平均を行うのか。(宮川)
 - そのとおり。(事務局)
- 現在の推計方法では、休日の結果のみを用いて、平日と休日の区別をせずに推計することになる。平日と休日を区別しないことで推計結果が歪むことはないかどうか、試験的な調査で検証してはどうか。(宮川)
 - 長期的には観光地点ごとの観光入込客について、平日と休日の割合を示すことが望ましい。(兵藤座長)

- 対象地点の選び方について、推定結果の誤差を小さくするためには、延べ人数の大きな地点から選ぶことも考えられる。10地点は毎年変更するのか。(宮川)
 - 5年程度は固定することになっている。対象地点の選択は基本的には都道府県に任せることを考えている。現状では、観光地点の規模や地域ばらつきなどを考慮しながら選択している。(事務局)
- 10地点は4半期4回とるのか。(兵藤座長)
 - 原則として4回とることとしたい。(事務局)
- 千葉県の例をみると、サンプル調査の個票に大きな外れ値があり、データのクリーニングが必要である。そのためには、データのクリーニングを国が行うか、又は都道府県に具体的な方法を示す必要がある。(菅)
 - 今回の分析ではクリーニングせずにそのまま用いている。クリーニングとしては、まず調査員用のマニュアルを整備して、聞き取りの際のチェックをすることが第一に必要なだと考えている。具体的なクリーニングの方法のアイデアがあればご教授いただきたい。(事務局)
 - データのクリーニングはどの調査でも行っている。標準誤差を用いて2より外れているデータを落とすことも考えられるが、都道府県が実施する場合には、都道府県の担当者が統計に詳しいとも限らない。分かりやすい閾値の方が良いとも考えられる。(菅)
 - 観光地点の延べ人数で加重平均することから、外れ値の影響が大きくなる危険性がある。対応の一つとして、1地点当たりサンプル数の最低値を示すことも考えられる。(宮川)
 - 外れ値の扱いについて、来年度試験的な調査の前に問題点を明らかにした上で、試験的な調査で検証をしてほしい。(兵藤座長)
- 調査時期について実施月まで指定する必要はないのではないか。例えば、国の調査であれば選挙の時期とずらすなどの制約がある。四半期のどこかでよいのではないか。(菅)
 - 原則として決めておき、やむをえない場合は変更することとしたい。調査時期については都道府県からも意見がなく、負担は大きくないと考えている。(事務局)
- 調査票について偏りを補正するためにも、個人属性は調査項目に含めたほうがよい。年齢と性別は必要ではないか。(菅)
 - 質問項目に含めるのが難しいのであれば、調査員記述欄に含めてもよい。(兵藤座長)
- 消費額に係る質問項目について、県内の消費額であることを明記したほうがよい。県内分を把握しやすくするためにも、飲食費と観光施設への入場料を別に調査してはどうか。(宮川)
 - その方向で検討する。(事務局)
 - 金額は県内分を切り分けて回答することが難しい。例えば、県外・県内の地点数を調査して、それを利用して按分するようなことはできないのか。(山田)
 - 地点数による按分は難しいため、申告ベースしかないと考えている。(事務局)
 - パック旅行の扱いについて、ダブルカウントとならないように質問の書き方を工夫すべき。(額賀)

- 調査員用のマニュアルも含めて対応したい。(事務局)
 - パック料金は移動距離によって差が大きいのではないか。(朝日)
 - 居住地の都道府県名も調査して、その情報を用いて推計することも考えられる。(事務局)
- 家族旅行の場合は1人当たりではなく、全体の消費額を調査するほうがよいのではないか。また、幼児の扱いはどうするのか。(菅)
- 家族旅行の場合はよいが、友人との旅行・団体旅行などの場合は、代表者が全てを把握しているとは限らない。我々が調査をする際も1人当たりで調査している。幼児の扱いについては国で方針を定めればよい。(塩谷)
 - 家族旅行の場合は別扱いするなど、検討したい。消費額については幼児は対象外にしてもよいと思うが、宿泊旅行統計では幼児も含めているため、入込客としては対象とする。(事務局)
 - 幼児の扱いについては、延べ人数調査との整合もあってほしい。(宮川)
 - 熊本県では7歳未満を対象外としている。国として定めればよい。(大江)
 - パラメータ調査の属性に加えることはできないか。また宿泊旅行統計で調査を追加することはできないのか。(兵藤座長)
 - 宿泊旅行統計の項目に追加することは難しい。(事務局)
- 外国人について、この調査の結果を日本全国の数値として用いるのか。(兵藤座長)
- 全国の数値はJNTOの数値である。今回、県外/県内/外国人、日帰り/宿泊、観光/ビジネス別の12個のセルを把握することを提示しているが、全てのセルを精度よく把握できるとは考えていない。特に、外国人・ビジネスに係るデータ数が少なく、精度が落ちると考えている。(事務局)
 - 注釈などをきちんとつけてほしい。(兵藤座長)
- 訪日外国人について、英語の調査票作成などを行うのか。(紀野)
- 都道府県によっては外国人研修生が調査をしているところもあるが、日本語の調査票のみで、きちんと対応できていない都道府県もある。(事務局)
 - JNTOでも調査員の確保に苦労をしている。調査員に対するマニュアルなどで対応できないか。(紀野)
- 調査票の設計は今年度行う予備調査までに皆様のコメントも踏まえ確定させ、今後の設計に反映させる(兵頭座長)
- 公表頻度について、年1回とあるが、四半期ごとに報告できないのか。(額賀)
- 都道府県の手間の問題である。公表頻度については都道府県からの要望もあった。(事務局)
 - 利用する側からだとすぐデータがほしい。是非、四半期ごとの公表にしてほしい。(額賀)
 - 宿泊旅行統計と同じタイミングで出すことが理想ではあるが、報告書作成にも時間がかかると思われる。一つの可能性としては、都道府県からはデータのみを提出していただき、推計は国で行うことも考えられる。データのクリーニングも含めて国の役割を検討

したい。来年度の試験的な調査の中で検討していきたい。(事務局)

- 国が調査全てを実施していないため、対応が難しい。(兵藤座長)

- こちらは承認統計にならないのか。(兵藤座長)
 - ならない。(事務局)

- 今日の意見を懇談会資料に反映してほしい。(兵藤座長)

(以上)

第 1 号様式

この調査は、総務省の承認を得た統計調査です

承認番号：No. 27203
承認期限：平成 21 年 2 月 28 日まで

国土交通省

提出期限
平成 20 年 4 月 11 日

宿泊施設
コード

--	--	--	--	--	--

秘

宿泊旅行統計調査 調査票 (平成 20 年 1 ~ 3 月)

連絡先

記入者氏名	電話番号（代表・直通） （ ） 内線（ ）	FAX 番号 （ ）
-------	-----------------------------	---------------

・貴宿泊施設について

問 1 . 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください。	(1) プレプリント
問 2 . 住 所 住所が異なっている場合は、訂正してください。	(2) プレプリント
問 3 . 宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 最も当てはまると考えられる番号一つに を付けてください。	(3) 1 . 旅館 2 . リゾートホテル 3 . ビジネスホテル 4 . シティホテル 5 . 簡易宿所 プレプリント
問 4 . 客室数及び収容人数 (平成 20 年 3 月末日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。	(4) 客室数 プレプリント 室 (5) 収容人数 プレプリント 名
問 5 . 従業者数 (平成 20 年 3 月末日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設で就業しているすべての人 (臨時雇用者、他からの派遣、出向を含む) を記入してください。	(6) プレプリント 名

問 6 . 最近 1 年間に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合 (例えば、70%、30%) でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

1 . 観光レクリエーション	2 . 出張・業務	合 計
(7) プレプリント %	(8) プレプリント %	100%

・貴宿泊施設における宿泊者数について

問 7 . 平成 20 年 1 月 ~ 3 月の各月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。0 人 (なし) の場合は「0」と必ずご記入ください。

年月		20 年 1 月 (A)	20 年 2 月 (B)	20 年 3 月 (C)
宿泊者数	延べ人数 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も 1 人としてカウントしてください。	(9) 人	(10) 人	(11) 人
	実人数 宿泊手続をした人数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も 1 人としてカウントしてください。	(12) 人	(13) 人	(14) 人
うち外国人宿泊者数	延べ人数 日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	(15) 人	(16) 人	(17) 人
	実人数	(18) 人	(19) 人	(20) 人

実人数が集計できない場合は、実人数 = 延べ人数 ÷ 平均連泊数 (例えば (12) 欄 = (9) 欄 ÷ 平均連泊数) として算出してください。

問 8 . 問 7 の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳（県内か県外か）の人数をご記入ください。

年月	20年1月(A)	20年2月(B)	20年3月(C)
延べ宿泊者数	問7の(9)の人数と一致 または 100%	問7の(10)の人数と一致 または 100%	問7の(11)の人数と一致 または 100%
県内(21)	人 または %	人 または %	人 または %
県外(22) (国外を含む)	人 または %	人 または %	人 または %

↑
県内別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合（例えば、県内30%、県外70%を記入してください。）

↓
%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください(23)

問 9 . 問 7 の外国人延べ宿泊者数について、国籍（出身地）を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

年月	20年1月(A)	20年2月(B)	20年3月(C)
外国人延べ宿泊者数	問7の(15)の人数と一致 または 100%	問7の(16)の人数と一致 または 100%	問7の(17)の人数と一致 または 100%
韓国(24)	人 または %	人 または %	人 または %
中国(25)	人 または %	人 または %	人 または %
香港(26)	人 または %	人 または %	人 または %
台湾(27)	人 または %	人 または %	人 または %
アメリカ(28)	人 または %	人 または %	人 または %
カナダ(29)	人 または %	人 または %	人 または %
イギリス(30)	人 または %	人 または %	人 または %
ドイツ(31)	人 または %	人 または %	人 または %
フランス(32)	人 または %	人 または %	人 または %
シンガポール(33)	人 または %	人 または %	人 または %
タイ(34)	人 または %	人 または %	人 または %
オーストラリア(35)	人 または %	人 または %	人 または %
その他(36)	人 または %	人 または %	人 または %

↑
国籍（出身地）別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合（例えば、韓国30%、台湾50%、アメリカ10%、その他10%）を記入してください。

↓
%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください(37)

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。

[月の・月の・月の・期間中継続して] () からのお客様が大きく [増加・減少] した。 [キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。

具体的にご記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。
参考 3-2

第 2 号様式

この調査は、総務省の承認を得た統計調査です

承認番号：No. 27204
承認期限：平成 21 年 2 月 28 日まで

国土交通省

提出期限
平成 20 年 4 月 11 日

宿泊施設
コード

--	--	--	--	--	--

秘

宿泊旅行統計調査 調査票 (平成 20 年 1 ~ 3 月)

連絡先

記入者氏名	電話番号（代表・直通） （ ） 内線（ ）	FAX 番号 （ ）
-------	-----------------------------	---------------

・貴宿泊施設について

問 1 . 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください。	(1) プレプリント			
問 2 . 住 所 住所が異なっている場合は、訂正してください。	(2) プレプリント			
問 3 . 宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 最も当てはまると考えられる番号一つに を付けてください。	(3) 1 . 旅館 2 . リゾートホテル 3 . ビジネスホテル 4 . シティホテル 5 . 簡易宿所			
問 4 . 客室数及び収容人数 (平成 20 年 3 月末日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。	(4) 客室数	プレプリント 室	(5) 収容人数	プレプリント 名
問 5 . 従業者数 (平成 20 年 3 月末日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの派遣、出向を含む)を記入してください。	(6) プレプリント 名			

問 6 . 最近 1 年間に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合(例えば、70%, 30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

1 . 観光レクリエーション	2 . 出張・業務	合 計
(7) プレプリント %	(8) プレプリント %	100%

・貴宿泊施設における宿泊者数について

問 7 . 平成 年 月 ~ 月の各月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。0 人(なし)の場合は「0」と必ずご記入ください。

年月		20 年 1 月 (A)	20 年 2 月 (B)	20 年 3 月 (C)
宿泊者数	延べ人数 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も 1 人としてカウントしてください。	(9) 人	(10) 人	(11) 人
	実人数 宿泊手続をした人数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も 1 人としてカウントしてください。	(12) 人	(13) 人	(14) 人
うち外国人宿泊者数	延べ人数 日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	(15) 人	(16) 人	(17) 人
	実人数	(18) 人	(19) 人	(20) 人

実人数が集計できない場合は、実人数 = 延べ人数 ÷ 平均連泊数(例えば (12)欄 = (9)欄 ÷ 平均連泊数)として算出してください。

問 8 . 問 7 の外国人延べ宿泊者について、国籍（出身地）を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。
 該当なしの場合は空白でも構いません。

年月	20年1月(A)	20年2月(B)	20年3月(C)
外国人延べ宿泊者数	問7の(15)の人数と一致 または 100%	問7の(16)の人数と一致 または 100%	問7の(17)の人数と一致 または 100%
韓 国 (21)	人 または %	人 または %	人 または %
中 国 (22)	人 または %	人 または %	人 または %
香 港 (23)	人 または %	人 または %	人 または %
台 湾 (24)	人 または %	人 または %	人 または %
ア メ リ カ (25)	人 または %	人 または %	人 または %
カ ナ ダ (26)	人 または %	人 または %	人 または %
イ ギ リ ス (27)	人 または %	人 または %	人 または %
ド イ ツ (28)	人 または %	人 または %	人 または %
フ ラ ン ス (29)	人 または %	人 または %	人 または %
シンガポール (30)	人 または %	人 または %	人 または %
タ イ (31)	人 または %	人 または %	人 または %
オーストラリア (32)	人 または %	人 または %	人 または %
そ の 他 (33)	人 または %	人 または %	人 または %

国籍（出身地）別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合（例えば、韓国 30%、台湾 50%、アメリカ 10%、その他 10%）を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください (34)

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。

[月の・月の・月の・期間中継続して] (_____) からのお客様が大きく [増加・減少] した。[キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。
 具体的にご記入ください。

問9. 問7の延べ宿泊者について、宿泊者の居住地別内訳(都道府県)の人数をご記入ください。
また、同様の内容が分かるものを別紙として添付していただいても構いません。

年月	20年1月(A)	20年2月(B)	20年3月(C)
延べ宿泊者数	問7の(9)の人数と一致 または 100%	問7の(10)の人数と一致 または 100%	問7の(11)の人数と一致 または 100%
北海道 (35)	人 または %	人 または %	人 または %
青森県 (36)	人 または %	人 または %	人 または %
岩手県 (37)	人 または %	人 または %	人 または %
宮城県 (38)	人 または %	人 または %	人 または %
秋田県 (39)	人 または %	人 または %	人 または %
山形県 (40)	人 または %	人 または %	人 または %
福島県 (41)	人 または %	人 または %	人 または %
茨城県 (42)	人 または %	人 または %	人 または %
栃木県 (43)	人 または %	人 または %	人 または %
群馬県 (44)	人 または %	人 または %	人 または %
埼玉県 (45)	人 または %	人 または %	人 または %
千葉県 (46)	人 または %	人 または %	人 または %
東京都 (47)	人 または %	人 または %	人 または %
神奈川県 (48)	人 または %	人 または %	人 または %
新潟県 (49)	人 または %	人 または %	人 または %
富山県 (50)	人 または %	人 または %	人 または %
石川県 (51)	人 または %	人 または %	人 または %
福井県 (52)	人 または %	人 または %	人 または %
山梨県 (53)	人 または %	人 または %	人 または %
長野県 (54)	人 または %	人 または %	人 または %
岐阜県 (55)	人 または %	人 または %	人 または %
静岡県 (56)	人 または %	人 または %	人 または %
愛知県 (57)	人 または %	人 または %	人 または %
三重県 (58)	人 または %	人 または %	人 または %

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、東京50%,大阪20%,...)を記入してください。

調査項目は次ページに続きます。

問9 . の調査項目の続き。

年月	20年1月(A)	20年2月(B)	20年3月(C)
滋賀県 (59)	人 または %	人 または %	人 または %
京都府 (60)	人 または %	人 または %	人 または %
大阪府 (61)	人 または %	人 または %	人 または %
兵庫県 (62)	人 または %	人 または %	人 または %
奈良県 (63)	人 または %	人 または %	人 または %
和歌山県 (64)	人 または %	人 または %	人 または %
鳥取県 (65)	人 または %	人 または %	人 または %
島根県 (66)	人 または %	人 または %	人 または %
岡山県 (67)	人 または %	人 または %	人 または %
広島県 (68)	人 または %	人 または %	人 または %
山口県 (69)	人 または %	人 または %	人 または %
徳島県 (70)	人 または %	人 または %	人 または %
香川県 (71)	人 または %	人 または %	人 または %
愛媛県 (72)	人 または %	人 または %	人 または %
高知県 (73)	人 または %	人 または %	人 または %
福岡県 (74)	人 または %	人 または %	人 または %
佐賀県 (75)	人 または %	人 または %	人 または %
長崎県 (76)	人 または %	人 または %	人 または %
熊本県 (77)	人 または %	人 または %	人 または %
大分県 (78)	人 または %	人 または %	人 または %
宮崎県 (79)	人 または %	人 または %	人 または %
鹿児島県 (80)	人 または %	人 または %	人 または %
沖縄県 (81)	人 または %	人 または %	人 または %
国外() (82)	人 または %	人 または %	人 または %

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合（例えば、東京50%、大阪20%、…）を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください (83)

延べ宿泊者数の国外の人数は、問7の外国人延べ宿泊者数(15) , (16) , (17)に一致します。
調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成20年宿泊旅行統計表章計画

第1表	施設所在地(55区分) 従業者数(3区分) 宿泊目的割合(2区分) 別施設数 並びに施設所在地(55区分) 宿泊施設タイプ(4区分) 別施設数
第2表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 従業者数(3区分) 宿泊目的割合(2区分) 別延べ宿泊者数 並びに月(3区分) 施設所在地(55区分) 宿泊目的割合(2区分) 別外国人延べ宿泊者数
第3表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 従業者数(3区分) 宿泊目的割合(2区分) 別実宿泊者数
第4表	並びに月(3区分) 施設所在地(55区分) 宿泊目的割合(2区分) 別外国人実宿泊者数
第5表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 宿泊施設タイプ(4区分) 別延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数
第6表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 従業者数(3区分) 宿泊目的割合(2区分) 別稼働率
第7表	並びに月(3区分) 施設所在地(55区分) 宿泊施設タイプ(4区分) 別稼働率
第8表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 宿泊目的割合(2区分) 居住地(2区分) 別延べ宿泊者数
第9表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 宿泊施設タイプ(4区分) 居住地(2区分) 別延べ宿泊者数
	月(3区分) 施設所在地(55区分) 国籍(出身地)(13区分) 別外国人延べ宿泊者数
	< 居住地別集計 >
参考第1表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 居住地(55区分) 別 延べ宿泊者数(従業者数100人以上の施設)
参考第2表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 居住地(55区分) 別 延べ宿泊者数<観光目的の宿泊者が50%以上の施設> (従業者数100人以上の施設)
参考第3表	月(3区分) 施設所在地(55区分) 居住地(55区分) 別 延べ宿泊者数<観光目的の宿泊者が50%未満の施設> (従業者数100人以上の施設)

<市区町村別集計>	
参考第 4 表	主な施設所在地（市区町村）別 施設数
参考第 5 表	主な施設所在地（市区町村）月（3 区分）別 延べ宿泊者数
参考第 6 表	主な施設所在地（市区町村）月（3 区分）別 実宿泊者数
参考第 7 表	主な施設所在地（市区町村）月（3 区分）別 外国人延べ宿泊者数
参考第 8 表	主な施設所在地（市区町村）月（3 区分）別 外国人実宿泊者数
参考第 9 表	主な施設所在地（市区町村）月（3 区分）別 稼働率

平成 20 年における変更点

- ・ 実宿泊者数の集計を新設した（第 3 表、第 5 表、参考第 6 表、参考第 8 表）。
- ・ 施設タイプ（4 区分）別集計を新設した（第 1 表、第 4 表、第 5 表、第 6 表、第 8 表）。
- ・ 市区町村別集計を新設した（参考第 4 表～参考第 9 表）。
- ・ 施設所在地（47 区分）居住地（47 区分）にそれぞれ運輸局小計を新設し、施設所在地（55 区分）居住地（55 区分）とした。

第1表 施設所在地(55区分)、従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数並びに施設所在地(55区分)、宿泊施設タイプ(4区分)別施設数

施設所在地 (55区分)	従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				宿泊施設タイプ					
	10~29人		30~99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル
	施設数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上				
平成20年1~3月計	1)	1)	1)	1)	1)	1)				
北海道										
東北運輸局										
青森県										
鹿児島県										
沖縄県										

1) 宿泊目的割合不詳を含む。

第2表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに月(3区分)、施設所在地(55区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数

月(3区分) 施設所在地 (55区分)	従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				外国人延べ宿泊者数				
	10~29人		30~99人		100人以上		うち外国人延べ 宿泊者数	観光目的の 宿泊者が50% 未満	観光目的の 宿泊者が50% 以上
	延べ宿泊者 数	観光目的の 宿泊者が50% 未満	観光目的の 宿泊者が50% 以上	観光目的の 宿泊者が50% 未満	観光目的の 宿泊者が50% 以上	観光目的の 宿泊者が50% 未満			
平成20年1~3月計	1)	1)	1)	1)	1)	1)	1)	1)	1)
北海道									
東北運輸局									
青森県									
...									
鹿児島県									
沖縄県									
平成20年1月									
北海道									
東北運輸局									
青森県									
...									
鹿児島県									
沖縄県									
平成20年2月									
北海道									
東北運輸局									
青森県									
...									
鹿児島県									
沖縄県									
平成20年3月									
北海道									
東北運輸局									
青森県									
...									
鹿児島県									
沖縄県									

1) 宿泊目的割合不詳を含む。

第3表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数
並びに月(3区分)、施設所在地(55区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	実宿泊者数				従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				外国人実 宿泊者数				宿泊目的割合(2区分)			
	1)		1)		1)		1)		1)		1)		1)		1)	
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
平成20年1～3月 計																
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県																
平成20年1月																
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県																
平成20年2月																
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県																
平成20年3月																
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県																

1) 宿泊目的割合不詳を含む。

第4表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、宿泊施設タイプ(4区分)別延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	延べ宿泊者 数 1)	宿泊施設タイプ(4区分)				うち外国人 延べ宿泊者 数	宿泊施設タイプ(4区分)						
		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル			
平成20年1～3月 計													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													
平成20年1月													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													
平成20年2月													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													
平成20年3月													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													

1) 宿泊施設タイプ不詳及び簡易宿所を含む。

第5表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、宿泊施設タイプ(4区分)別実宿泊者数及び外国人実宿泊者数

月(3区分)、 施設所在地 (55分)	実宿泊者数 1)				うち外国人 実宿泊者数 (1)			
	宿泊施設タイプ(4区分)		宿泊施設タイプ(4区分)		宿泊施設タイプ(4区分)		宿泊施設タイプ(4区分)	
	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル
平成20年1～3月 計								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								
平成20年1月								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								
平成20年2月								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								
平成20年3月								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								

1) 宿泊施設タイプ不詳及び簡易宿所を含む。

第6表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別稼働率
並びに月(3区分)、施設所在地(55区分)、施設タイプ(4区分)、宿泊施設タイプ(4区分)別稼働率

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				宿泊施設タイプ(4区分)					
	稼働率 1)	10～29人		30～99人		100人以上	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満					
平成20年1～3月 計	1)	1)	1)	1)	1)					
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県										
平成20年1月										
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県										
平成20年2月										
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県										
平成20年3月										
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県										

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

第7表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	延べ宿泊者 数		宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)		観光目的の宿泊者が50%未満		観光目的の宿泊者が50%未満	
	1)	2)	県内1)	県外	県内	2)	県内	県外
平成20年1～3月 計								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								
平成20年1月								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								
平成20年2月								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								
平成20年3月								
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県								

1) 宿泊目的割合不詳を含む、2) 居住地不詳を含む。

第8表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、宿泊施設タイプ(4区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	延べ宿泊者 数		宿泊施設タイプ(4区分)、居住地(2区分)		宿泊施設タイプ(4区分)、居住地(2区分)		宿泊施設タイプ(4区分)、居住地(2区分)	
	1)	2)	1)	2)	1)	2)	1)	2)
平成20年1～3月 計								
北海道								
東北運輸局								
青森県								
...								
鹿児島県								
沖縄県								
平成20年1月								
北海道								
東北運輸局								
青森県								
...								
鹿児島県								
沖縄県								
平成20年2月								
北海道								
東北運輸局								
青森県								
...								
鹿児島県								
沖縄県								
平成20年3月								
北海道								
東北運輸局								
青森県								
...								
鹿児島県								
沖縄県								

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む, 2) 居住地不詳を含む。

第9表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、国籍(出身地)(13区分)別外国人延べ宿泊者数

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	外国人延べ 宿泊者数 ¹⁾												
	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	シンガポ ール	タイ	オーストラ リア	その他
平成20年1～3月 計													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													
平成20年1月													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													
平成20年2月													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													
平成20年3月													
北海道 東北運輸局 青森県 … 鹿児島県 沖縄県													

¹⁾ 国籍(出身地)不詳を含む。

参考第1表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、居住地(55区分)別 延べ宿泊者数(従業者数100人以上の施設)

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	延べ宿泊者 数 1)	居住地(55区分)																
		北海道	東北運輸局	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	関東運輸局	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
平成20年1～3月 計																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
平成20年1月																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
平成20年2月																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
平成20年3月																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿児島県																		
沖縄県																		

1)居住地不詳を含む。

参考第2表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、居住地(55区分)別 延べ宿泊者数<観光目的の宿泊者が50%以上の施設>(従業者数100人以上の施設)

月(3区分)、 施設所在地 (55区分) 平成20年1～3月 計	延べ宿泊者 数 1)	居住地(55区分)																
		北海道	東北運輸局	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	関東運輸局	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
...																		
鹿兒島県																		
沖縄県																		
平成20年1月																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿兒島県																		
沖縄県																		
平成20年2月																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿兒島県																		
沖縄県																		
平成20年3月																		
北海道																		
東北運輸局																		
青森県																		
...																		
鹿兒島県																		
沖縄県																		
九州運輸局																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		

1)居住地不詳を含む。

参考第3表 月(3区分)、施設所在地(55区分)、居住地(55区分)別 延べ宿泊者数<観光目的の宿泊者が50%未満の施設>(従業者数100人以上の施設)

月(3区分)、 施設所在地 (55区分)	延べ宿泊者 数 1)	居住地(55区分)															
		北海道	東北運輸局	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
平成20年1~3月 計																	
北海道																	
東北運輸局																	
青森県																	
...																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
平成20年1月																	
北海道																	
東北運輸局																	
青森県																	
...																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
平成20年2月																	
北海道																	
東北運輸局																	
青森県																	
...																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
平成20年3月																	
北海道																	
東北運輸局																	
青森県																	
...																	
鹿児島県																	
沖縄県																	

1)居住地不詳を含む。

参考第4表 主な施設所在地(市区町村)別 施設数

施設所在地 主な市区町村	施設数
施設所在地 北海道札幌市 北海道函館市 ...	

参考第5表 主な施設所在地(市区町村)、月(3区分)別 延べ宿泊者数

施設所在地 主な市区町村	延べ宿泊者数		
	1月	2月	3月
施設所在地 北海道札幌市 北海道函館市 ...			

参考第6表 主な施設所在地(市区町村)、月(3区分)別 実宿泊者数

施設所在地 主な市区町村	実宿泊者数		
	1月	2月	3月
施設所在地 北海道札幌市 北海道函館市 ...			

参考第7表 主な施設所在地(市区町村)、月(3区分)別 外国人延べ宿泊者数

施設所在地 主な市区町村	外国人延べ 宿泊者数		
	1月	2月	3月
施設所在地 北海道札幌市 北海道函館市 ...			

参考第8表 主な施設所在地(市区町村)、月(3区分)別 外国人実宿泊者数

施設所在地 主な市区町村	外国人実宿 泊者数		
	1月	2月	3月
施設所在地 北海道札幌市 北海道函館市 ...			

参考第9表 主な施設所在地(市区町村)、月(3区分)別 稼働率

施設所在地 主な市区町村	稼働率		
	1月	2月	3月
施設所在地 北海道札幌市 北海道函館市 ...			

「観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）」に対する意見

項目	要望・意見等	意見提出者	対応状況
1. 観光地点入込客数調査について	観光地点の選定	大阪、岡山、鹿児島、林委員	観光地点一覧について、見直しを行い、具体例の例示等により詳細化を図った。
	観光地点の定義をさらに詳細に示して欲しい。		基準の変更による対象地点の増加のために、調査負担が増加する都道府県が想定されること等により、ガイドラインの基準は原案のままとする。ただし、都道府県が独自に調査対象の範囲を広げることは構わない。なお、その場合は、都道府県間比較を行うために、ガイドラインの基準に従った推計値も併せて算出することが必要となり得る。
	調査対象とする観光地点の選定基準について、「年間入込客数1万人以上、より少ない観光地点が含まれるようにして欲しい。	富山、和歌山	ご指摘を踏まえ、「道の駅」については、基本的に対象に含めることとする。ただし、適型の利用が大半を占める施設や地元の方の日常的な利用が大半を占める施設については含めないものとする。
	調査対象とする観光地点として、「道の駅」は含めるべき。	秋田、岡山	まずは、統計の重要性や都道府県、市町村の政策への活用によって施設にとってもメリットがあることを都道府県、市町村から説明して頂き、可能な限り協力を得られるようお願いして欲しい。どうしても協力が得られない施設については、（入り口が限定される施設の場合）入り口で入場者数をカウント・推計する。（単一の交通機関を利用が大半を占める施設の場合）駅、駐車場等の交通施設において人数をカウント・推計する等が考えられる。
	民間施設から協力拒否があった場合についての対応方法について検討して欲しい。	岡山	都道府県が最終的に月ごとの延べ入込客数を把握出来れば、市町村からの報告は、毎月報告する必要はなく、四半期ごとに報告頂ければ良い。
延べ入込客数の調査方法	観光地点毎の入込客数について、市町村から都道府県への報告を毎月実施することは困難である。	北海道、富山、福井、大阪、和歌山、岡山	当該地点を訪れる方が必ず立ち寄りそうな売店等の施設がある場合は、当該施設に聞き取りを行うことで把握する方法が考えられる。
	管理者がいない観光地点について、どのように調査を実施すべきか示して欲しい。	滋賀、岡山	単一の交通機関による利用が大半を占める施設の場合は、駅、駐車場等の交通施設において人数をカウント・推計する等が考えられる。どうしても聞き取りによる把握が困難である地点については、入り口で訪問者数をカウント・推計するなど、適切と考えられる方法で推計を行う。
	現在実施している調査において、観光入込客数の調査方法がガイドラインと異なるやり方をとっている市町村又は観光地点の対応方法について検討して欲しい。	北海道、福井、和歌山	調査方法をできる限り統一するため、原則としてガイドラインの方法に変更して頂きたい。
	都市型観光地点における観光入込客数の調査方法について提示して欲しい。	大阪	個別の地点について、ガイドラインに示す方法以外で適切と考えられる調査方法が具体的にあり得るようであれば、相談して欲しい。
	地元客と観光客を区分して観光入込客数を把握することは困難である。	大阪	都市型観光地点では、流入地点（駅、港、インターチェンジなど）で把握する方法が考えられる。
	離島、大都市については、北海道、沖縄県と同様に流入地点において観光入込客数の把握を行い	北海道、鹿児島	調査の実施中に観光客と地元客の区別をして頂く必要はない。調査対象とする地点を選定する際に、「地元の方の日常的な利用が大半を占める」地点であるかどうかによって、調査対象とするかどうかを判断頂きたい。
	離島、大都市については、北海道、沖縄県と同様に流入地点において観光入込客数の把握を行い	北海道、鹿児島	離島については、北海道、沖縄県と同様に、流入地点（駅、港、インターチェンジなど）で把握する方法で構わない。大都市については、流入地点が多岐にわたることから、ガイドラインに従った調査・推計をお願いしたい。

「観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）」に対する意見

項目	要望・意見等	意見提出者	対応状況
2. パラメータ調査について			
観光地点の選定方法	調査対象とする観光地点を単純無作為に抽出するのは困難である。	秋田	「単純無作為」とするのは、調査対象地点の属性に偏りが生じないためであり、協力を得られる観光地点等の実情を勘案して、属性に偏りが無い範囲で一定程度有意に選定することは差し支えない。
サンプル数	観光地点毎の最低標本数を定める方が良いのではないか。 四半期毎に3000サンプル以上の調査を実施することは困難である。	宮川委員 秋田、宮城、福井 富山、鳥取	最低標本数を提示することとする。 ご指摘に対応し、以下の通り変更する。 (原案)四半期毎に3000以上、毎年8回(四半期毎に平日・休日1日ずつ)の調査を実施(変更後)四半期毎に1000以上、毎年4回(四半期毎に休日1日)の調査を実施。 なお、サンプル数については、平成20年度実施予定の試験的な調査の結果を評価の上、見直しを行う予定。
調査期間及び周期	調査を毎年8回実施することは困難である。 四半期ごとの公表としてほしい。	北海道、宮城、富山 額賀委員	ご指摘に対応し、四半期ごとの公表とする。
調査項目	観光満足度に関する調査項目を加えて欲しい。 個人属性(年齢と性別)は調査項目に含めたほうがよい。	兵庫 菅委員	ガイドラインでは観光入込客数及び観光消費額を推計するための必要最低限の内容を定めている。調査を実施する際に、都道府県が独自に満足度に係る項目を調査することは差し支えない。 個人属性として年齢と性別を追加した。
調査員マニュアル	調査員用のマニュアルを作成してはどうか。	味水委員	試験的な調査に向けてマニュアルを作成する予定。
外れ値	外れ値の取扱について、事前に決めておく必要があるのではないか。	菅委員	試験的な調査で、外れ値の影響の評価を行った上で対策を検討する予定。
同行者	幼児の扱いをどうするのか。 同行者がいる場合、1人で代表させてよいのか。	大江委員、菅委員、 宮川委員 塩谷委員、菅委員	宿泊旅行統計調査と定義を合わせて、1人として扱う。 1人で代表させるが、都道府県による追加的な質問として、家族/友人/団体旅行の別を例示する。

「観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）」に対する意見

項目	要望・意見等	意見提出者	対応状況
3. 観光消費額調査について			
調査項目	消費額の総額だけでなく、内訳を把握して欲しい。 県内分の消費額を把握しやすくするために、飲食費と観光施設への入場料を別に調査した方がよい。 バック旅行の扱いについて、ダブルカウントとならないように工夫すべき。	愛媛 宮川委員	消費額の内訳については、交通費、宿泊費、土産代、バック料金、その他の区分で把握する調査項目とする。 内訳として、飲食費と入場料を区分する。
ビジネスホテルの宿泊者に対する調査	ビジネスホテルへの調査依頼は困難であり、宿泊旅行統計調査において把握する方法などを検討して欲しい。	額賀委員 秋田、福井、大阪 愛媛、鳥取	調査票に留意事項として追記する。 ビジネスホテルについては、ビジネス目的の宿泊者の観光消費額を可能な限り把握するために実施するものであり、宿泊旅行統計で把握することはできない。 ただし、ご要望に従って、都道府県の負担を軽減するように、サンプル数を以下の通り変更する。 (原案)2施設以上を対象に、1施設あたり年間200サンプル以上 (変更後)2施設以上を対象に、1施設あたり年間100サンプル以上 なお、サンプル数については、来年度実施予定の試験的な調査の結果を評価の上、見直しを行う予定。
4. 観光入込客数及び消費額の推計方法	ビジネスホテルのみを対象とするのではなく、国際展示場を含むホテルなども対象としてはどうか。 訪日外国人の入込客数、消費額の推計方法について提示して欲しい。	香取委員 大阪、和歌山、鳥取	「ビジネス目的での宿泊者が大半であると考えられる宿泊施設」と表現して、国際展示場を含むホテルなども対象とする。 訪日外国人については、推計フローにあるとおり、パラメータ調査の結果から算出される属性比率を用いて推計する。 従って、訪日外国人の国籍別については、推計は行わない。
5. 北海道及び沖縄県の特例	観光入込客数及び消費額の推計のための計算ソフトを無償で提供して欲しい。 観光地点調査と流入地点調査を併用した調査を認めて欲しい。	熊本 北海道	推計のための「計算ソフト」の仕様・方法等を検討する。 道内・県内客の情報欠落を補完するために、流入地点調査、観光地点延べ人数調査及びパラメータ調査を併用することは差し支えない。
6. 宿泊旅行統計調査について	「宿泊旅行統計調査」とガイドライン(案)で実施する調査の位置づけがわかりにくい。 「延べ宿泊者数」しか把握していないので、宿泊客の入込実人数を把握できないのではないか。 宿泊統計は旅行者が複数の宿泊施設に宿泊する場合にダブルカウントになる。	兵庫、鳥取、和歌山 愛媛 額賀委員 宮川委員、山田委員	宿泊者数については、別途、宿泊旅行統計で全数を把握していることから、本調査では推計を行わず、宿泊旅行統計で把握する宿泊者数を活用する。 平成20年より、宿泊旅行統計において宿泊者の実人数を把握する。 試験的な調査で、複数の宿泊施設に宿泊する旅行者の影響がどの程度であるか評価を行う予定。

「観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）」に対する意見

項目	要望・意見等	意見提出者	対応状況
7. その他	ガイドライン(案)で示された調査について、都道府県ではなく、国が直接実施をして欲しい。	石川、福井、兵庫、愛媛	各都道府県の観光地点全ての状況を国において把握することは困難であるため、各都道府県の地域特性の違いを考慮して国で一律に調査を実施することは不可能である。
	ガイドライン(案)で示された調査について、国に費用負担をお願いしたい。	石川、福井、滋賀、大阪、和歌山、鳥取、岡山、愛媛、熊本、鹿児島	現段階においては、国による調査費用の負担は、非常に厳しい状況。
	ガイドライン(案)で示された調査について、都道府県の事務負担を軽減して欲しい。	福井、滋賀、大阪、兵庫、和歌山	調査主体となる都道府県、市町村の負担を極力少なくしつつ、調査の精度を一定程度確保できるような調査手法・推計方法のガイドライン案を作成する。
	都道府県のみ共通基準ではなく、政令指定都市を含めたものとして欲しい(大阪府は大阪市と役割分担して統計調査を実施)。	大阪	政令指定都市を含めた統一基準とする。
	現在、都道府県が実施している調査も継続する必要があるため、都道府県の負担に配慮して欲しい。	和歌山、石川	本ガイドラインを導入するに当たり、様々な機会を捉えてご理解、ご協力を頂けるようご説明させていただきたい。
	パラメータ調査の手段としてインターネットアンケートを活用しても構わないか。	鳥取	パラメータ調査は、調査対象とした観光地点に訪れた観光客を対象として実施する調査である。インターネット調査では、「調査対象とした観光地点に訪れた観光客」を特定出来ないと思定されるため、活用は難しいと考えられる。
	パラメータ調査の実施及び調査票の作成は国が実施してくれるのか。	和歌山	都道府県等において作成する。なお、「ガイドライン」でお示しする「パラメータ調査」及び「観光消費額調査」調査票(案)を参考に、各都道府県が独自の政策立案等へ活用可能な調査項目等の追加等が可能です。
	観光消費額調査の実施は誰が行うのか。	和歌山	当該県内「観光地点」を訪れる観光客に対して、都道府県において調査を実施する。なお、「パラメータ調査」と併せて、同一の調査で実施することで効率的に調査を実施することができると考える。